

平成 26 年第 1 回定例会

総務常任委員会会議録

平成 26 年 3 月 12 日

高 森 町 議 会

# 平成26年第1回定例会総務常任委員会記録

平成26年3月12日

開会 午前10時00分

-----○-----

- 委員長（立山広滋君） おはようございます。  
定足数に達しましたので、総務常任委員会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

-----○-----

- 委員長（立山広滋君） 日程第1、付託案件審議。まず、本委員会に付託された会計課関連の議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題とします。  
会計課の説明を求めます。

- 会計課長（廣木富八君） おはようございます。会計課の課長、廣木でございます。  
議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算について、会計課関連のご説明を申し上げます。歳入に関しては、会計課はございません。歳出のみでございます。  
平成26年度高森町一般会計予算書、40ページです。  
款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、旅費として普通旅費が2万2,000円、需用費として消耗品を5万4,000円。使用料及び賃借料を5,000円、負担金補助及び交付金を3万4,000円。旅費と使用料及び賃借料、それに負担金補助及び交付金については、出納決算による運用実務講座に参加する経費でございます。

以上が、会計課関連の歳出予算でございます。

- 委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありますか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長（立山広滋君） ほかに発言はありますか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。  
これから本案について採決します。議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、会計課に関連する付託案件については終了いたしました。

お疲れ様でした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました監査事務局関連の議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

監査事務局の説明を求めます。

○監査事務局長（安方 含君） おはようございます。

平成26年度高森町一般会計予算書の61ページをお開きください。監査事務局長の安方です。よろしくお願いします。

2款総務費、1項監査費、1目監査費の内容を説明します。1報酬費66万1,000円、代表監査委員さん48万8,000円、議選の監査委員さん21万3,000円です。旅費は普通旅費7万5,000円、費用弁償14万6,000円ですが、この内容は、全国監査委員研修の旅費が主です。

需用費、消耗品については、住民監査請求の辞令書の差し替えが12万円ぐらいございますので、15万8,000円の需用費です。

役務費1,000円、使用料及び賃借料3,000円、負担金補助及び交付金は郡の協議会監査費5万円、県協議会負担金5万4,000円です。

以上が、監査の予算になっています。以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で監査事務局に関連する付託案件については終了いたしました。

お疲れ様でした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 続きまして、議会事務局関連の議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（古庄良一君） おはようございます。議会事務局長の古庄です。

それでは、議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。今回、不用額が出ておりますので、その関係の補正部分の分でございます。詳細につきましては、担当係長、丸山係長より説明を申し上げます。

○議会事務局庶務係長（丸山雄平君） 庶務係長の丸山です。よろしくお願いたします。

平成25年度高森町一般会計補正予算書の22ページをお開けください。歳出だけになりますが、款1議会費、項1議会費、目1議会費、そのうち、給料共済費については、これは総務課のほうで取り扱っておりますので、その分の減額が入っております。報償費10万円減ということですが、これについては、講師のほうを部外のほうからお願いする予定で10万円組んでおりましたけれども、熊本県議長会のほうの事務局長である古家局長のほうにお願いをしまして不用になりましたので、その分も落としております。費用弁償のほうも68万円落としておりますが、この分については、去年の台風災害等におきまして、委員会の研修等が、致し方なく中止ということになった分がありまして、その分等を含めたところで、減額しております。

需用費につきましては、すべて節内での組み替えということで、印刷製本費、これは広報きずなのほうへ予定しておりました16ページを14ページでうまい具合にまとめていただいた結果、少し減額が出ましたので、その分の消耗品費と不足しておりました燃料費のほうに組み替えさせていただいております。

委託料につきましては、議会報告会の会議録等の作成委託まで予算を出しておりましたけれども、その分について事務局のほうで要点だけを整理するというところで委託しておりませんので、その分等が減額されております。

残り、負担金補助及び交付金につきましては、確定した額からの減額です。

以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（古庄良一君） 議会事務局長の古庄です。

議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてご説明を申し上げます。ただいま皆さんにお配りしました予算要求概要書、それに目標等上げておりますけれども、町の発展と町民への福祉向上のため、その使命を果たすべく開かれた議会が達成できる予算計上としております。

また、今回議会活動の活性化、議会改革の一環として議会基本条例の制定をすることとしておりますが、今後のまちづくり、議会の活性化のため、今まで同様議会報告会の開催、議員研修、各常任委員会、社会への積極的な参加等を目標として、予算計上をしているところでございます。予算費の詳細につきましては、丸山係長より説明をさせます。

○議会事務局庶務係長（丸山雄平君） おはようございます。庶務係長の丸山です。

平成26年度高森町一般会計予算書の36ページをお開けください。

歳出。款1議会費、項1議会費、目1議会費についてです。給料については総務課のほうで組んでおりますので、省かせていただきます。

まず、報酬ですが、報酬については、例年同様の金額となっております。職員手当も、先ほど言った総務課のほうで組んでおります。共済費に関しましては、概要書のほうにも書いておりますが、人件費の中で、0.9ポイント上がる見込みであるという金額を上げさせていただいております。講師謝礼については、25年度につきましては、先ほど、補正予算のほうで申しあげましたように、県の事務局のほうでお願いして25年度は必要ありませんでしたが、26年度につきましては外部からの講師をお呼びする予定ということで、10万円を上げさせていただいております。旅費につきましては、費用弁償、普通旅費みたいなのを上げてある金額ですが、中身につきましては、25年度当初予算に沿った金額をそのまま大体踏襲させていただいております。委員会に、これも概要書のほうに記載

されておりますとおり、できるだけ積極的な議員さんの参加をいただくということで、積極的な金額を上げたつもりです。よろしく願いいたします。

交際費につきましては、これは例年の金額を踏襲させていただいております。25年度につきましては、残額がほとんどない状態で、積極的に議長さんのほうにも出向いていただきましたり、議員さんのほうにもいろいろな行事のほうにも出向いていただきました結果ですね、かなり厳しい予算ではあるかと思いますが、次年度もこの金額でお願いしたいと思います。

需用費のほうにつきましても、例年必要な経費ということでですね、25年度予算とほぼ一緒ということで、消費税5%が8%に上がる関係を考慮いたしまして、その分を計上させていただいております。

役務費につきましても、例年どおりということで一応予定をしておりますが、こちらのほうもですね、25年度については、クリーニング代等もぎりぎりだったかなと思いますので、同じ金額ぐらいでよろしく願いしたいと思います。

委託料につきましては、通常会議録等の作成に係る部分が大きいのですが、その分につきましても、本年同様、事務局のほうで報告会についての要点まとめということで、その分は省かせていただきましたので、25年度に比べまして、かなり金額が下がっております。議場の放送設備保守点検委託料につきましては、これも5%の消費税が8%に上がることを見込みまして、金額を少し上げさせていただいております。

使用料及び賃借料につきましては、例年のとおりですね、高速道路使用料、社協のマイクロバスの借上代と、25年度当初と変わっておりますのは、貸切バス借上代につきましては、25年度15万円で上げさせていただきましたが、途中ですね、やはりかなりバス料金とかが上がっております、15万円では不足するというございましたので、26年度につきましては当初から20万円ということでお願いしたいと思います。

最後に、負担金補助及び交付金ですが、これは阿蘇市町村議長会から、一応金額が既に総会で認められている金額ということで連絡が入っておりましたので、これについては総務課のほうの財政のほうでですね、調整をいたしました金額を上げております。森林交付税創設促進全国議員連盟分については、例年金額を上げさせていただいております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議会事務局に関連する付託案件については終了いたしました。

お疲れ様でした。

-----○-----

休憩 午前10時20分

再開 午前11時15分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました税務課関連の議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

税務課の説明を求めます。

○税務課長（色見継治君） おはようございます。税務課の色見でございます。

先ほど言われましたように、地籍係長の津留のほうがですね、今日からちょっと東京のほうに公務出張でございまして、今日は担当のほうの野尻のほうを委員会のほうに説明ということで出席させていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、歳入につきまして、それぞれ各担当のほうから説明をさせますので、よろしく願いしたいと思います。

○税務係長（白石孝二君） 税務係の白石です。

まず、補正予算書の11ページをお開きください。

まず個人住民税の補正予算からご説明申し上げます。補正前の金額で1億4,936万3,000円から1,761万3,000円の補正をいたしました。この金額につきましては、25年度の特別徴収完全実施に伴いまして、特別徴収事業所が約100事業所増えております。それにより、安定した納付が見込めるため、この金額を計上いたしております。

同じく、滞納繰越分なんですけど、こちらも特別徴収事業所の滞納があったのですが、こちらの大口納付があったため、150万円を増額いたしております。

法人、同じく575万8,000円を追加いたしまして、こちらは各事業所の業

績が上がりまして、例えばダイレックス95万円、熊本フレイン50万円など、各事業所の実績が上がりましたので、560万8,000円を補正予算として計上しております。

滞納繰越分につきましては、滞納法人からの納付があったため、見込みは増額いたしております。

○**税務課長補佐（佐藤幸一君）** 続きまして、税務課の固定資産の佐藤でございます。

固定資産税についてご説明いたします。補正前の金額が2億4,059万1,000円、今回の補正は606万1,000円ということで、合計で2億4,665万2,000円です。主な理由といたしましては、現年度分については、最初の見込みどおり、積算等の部分で、やはりダイレックス等に大型店あたりの予算見込みがしてなかったというようなことございまして、451万1,000円増としております。滞納分については、昨年よりもですね、随時一応ホンマ以外の部分ですね、580万円ほど一般の滞納分がございまして、その分の増加ということで155万円を増額としております。

○**税務係長（白石孝二君）** 続きまして、軽自動車税です。税務係の白石です。

軽自動車税、現年課税分60万円、同じく滞納繰越分10万円、それぞれですね、滞納している進捗が進んでおりますので、このたび増額しております。

続きまして、入湯税です。入湯税につきましては、補正前の金額より減っていますね。こちらは実績がですね、入湯税の増額では見込みがありますので、増額分100万円補正として計上しているわけです。

○**地籍係（野尻典男君）** では、地籍調査係で、津留のほうが出張ですので、私、野尻のほうで説明させていただきます。

資料の13ページをお開きください。第2款の第2項手数料、地籍調査に伴う手数料です。こちらのほうが当初4万2,700円です。

○**税務課長（色見継治君）** すみません、資料の13ページでございます。総務の手数料です。6の地籍の手数料でございます。税務課の色見ですが。当初はですね、7万8,000円で組んでおりましたけれども、実績見込みが5万円ということでございまして、2万8,000円の減額補正をするものでございます。

それから、15ページをお願いしたいと思います。県支出金の県補助金の2の総務費県補助金でございます。4の地籍調査費補助金でございます。189万8,000円減でございます。これは入札残と事務費の事業費の決定でございましてですね、事業費総額が5,559万円ということでございまして、当初4,359万円の補助金を見込んでおりましたけれども、4,169万2,500円に決定をいたしましたので、189万8,000円補助金を減額補正をするものでございま



す。

それから、19ページをお願いしたいと思います。17の寄附金でございます。下のほうのふるさと納税寄附金ということでございまして、10万円の増をするものでございます。これはですね、大口の寄附の方がございまして、25年度につきましては10万円の寄附が4件、それから5万円の寄附が2件ということで、合計で50万円になりました。当初40万円補正を組んでおりましたので、10万円の補正をするものでございます。

税務課につきましては、以上、歳入のほうの説明をいたしました。

それでは、続きまして歳出のほうの説明を、各担当から説明をお願いします。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） 25ページをお開き願いたいと思います。

税務総務費でございます。それぞれ旅費、需用費、委託料、使用料、決算見込みによる減ということで、それぞれ減額をしております。

以上です。

○税務係長（白石孝二君） 続きまして、賦課徴収費です。税務係の白石です。

旅費、需用費、使用料及び賃借料につきまして、それぞれ旅費については4万4,000円、需用費につきましては12万6,000円、使用料・手数料・賃借料につきましては11万8,000円を、それぞれ決算見込みが下回るため補正減としまして上げさせていただいております。

○税務課長（色見継治君） その他のふるさと納税でございまして、これにつきましては、次にふるさと納税費でございしますが、旅費につきましては東京でありました熊本県人会に出席しふるさと納税についてお願いしてきました。関西でありました県人会については日程の都合で出席できませんでしたのでその分の減でございます。また、需用費の食糧費につきましては、出席できなかった分の減額でございまして合わせて3万9千円をふるさと納税につきましては減額するものであります。

○地籍係（野尻典男君） それでは、地籍調査の野尻です。

資料の27ページをお願いいたします。地籍調査費、総事業費が5,843万5,000円だったところが、5,637万1,000円ということで、206万4,000円の減となりました。これの主な理由といたしましては、地積測量事業費の入札残によるものです。194万3,000円と、あとは、大きなものといたしましては、備品購入費で車両購入をいたしました。この分が8万1,000円残が出ましたので、5,637万1,000円になっております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

今、地籍関係のご説明がありましたが、大変な大雪の関係でですね、地籍も相当状況で、年度内に終わるかどうかなどですね。状況をお聞きしたいと思います。

○地籍係（野尻典男君） 地籍調査係の野尻です。ご存じのように大変な大雪がございまして、概ね10日ほど間ができなかったということで、今6班から7班体制ですね、業者のほうに7班体制で組んでいただきましてやっております。一応それで、年度内には、工期内にはどうにか終わらせるということで今頑張らせていただいている状況でございます。

○税務課長（色見継治君） 税務課、色見でございます。

その件でございまして、一応、私のほうも心配いたしましたですね、会社のほうの専務あたりを呼んでですね、一応そういうことを指示したところでございます。普通は4班から5班体制でするところでございすけれども、全力ですてですね、工期内に終わらせてくれということで、今野尻君が言いましたように、最大で10班体制ぐらいですという意気込みでやっておりますので、来週にはですね、E・H検査あたりもずっと入れておるそうでございますけれども、最終的な竣工検査をですね、24日頃だったと思っておりますけれども、入れてですね、完全に終わらせたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（興柁壽一君） はい。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

歳入の町民税の個人、法人、それから固定資産税についてですね、現年度分はどれくらいか、見てもらったら分かりますか。今現在の。

○税務係長（白石孝二君） 税務係の白石です。

住民税につきましては、25年度につきましては見込みとして、現年度です、1億6,347万6,000円を見込みとしております。法人につきましては、2,313万4,000円を見込みとしております。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） 固定資産係の佐藤です。

固定資産税については、現年についてはですね、今日現在の歳入部分が、3月10日現在で、2億3,895万5,800円となっております。これはちょっとホンマ関係の動向次第では伸びますけれども、今のところ率にして89.5%ということで、大体徴収率の目標を92%にしていますけれども、若干目標には今達していません。ただし。この現年と過年度分の分についてもですね、過年度は

927万4,676円です。これもホンマ、イーヒョン関係の分が一応350万円は入っております。残りの570万円が一般の滞納ということで、今現在進めておるところでございますので、一応イーヒョン観光については3月末まで、前回の委員会のときにもお話ししたように、福島のゴルフ場と自社株を売却してこの滞納処分に充てるというお話があつておりますけれども、先週総支配人からお電話があつて、こういうお話をされましたけれど、どうも真実性がないような話のような感じがしております。それで一応今県ともタイアップしてですね、連携をしながら、県が不動産取得税とゴルフ利用税が未納ですので、うちも入湯税が合わせて未納ですけれども、2月19日の大雪のときに、一応県と合同でですね、クラブハウス事務所の資金の流れとか、そういう備品関係を一応搜索をしております。報告は県がまとめてするというような状況でございますけれども、まあちょっと流動的な話もあるからですね、県のほうはいろいろな法的な対応を考えているというような話の情報も入っております。それにあわせて町もですね、一応連携とりながら今後やっていきたいなというような考えで今進んでおります。

以上です。

○委員長（立山広滋君） ほかにございませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 次に、議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

税務課の説明を求めます。

○税務課長（色見継治君） はい、ありがとうございます。税務課の色見でございます。

それでは、平成26年度の当期予算につきましてですね、担当のほうから随時説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○税務係長（白石孝二君） 税務係の白石です。

それでは、まず当初予算書の12ページをお開きください。個人の住民税が、今年度の当初予算につきましては、これまでと違い内容を精査して、実績に近い金額を提供いたしておりますので、大幅に増としている項目がありましたので申し添えます。

個人の住民税につきましては、昨年度と比較1,053万1,000円の増額をいたしまして、増額の理由としましては、野菜など価格の上昇に伴う農業所得の増加によるもの。もう一つは住民税の均等割につきましては、町民税分が500円増加することとなっております。これは、平成26年度から35年度までの臨時的措置が行われておりまして、内容につきましては、防災計画に要する経費の財源ということとしております。それに伴う増加予定額が130万円としておりますが、増については1,053万1,000円の増といたしておるところです。

続きまして、滞納繰越分につきましても、前年150万円の予算を組んでおりましたが、大体毎年200万円程度は収入がありますので、45万円増額いたしまして195万円といたしております。

続きまして、法人の現年課税分につきましては、こちらもですね、昨年の約1,700万円から約230万円増額し、より実績に近いものをして計上いたしております。滞納繰越分につきましては、滞納見込額50万円で、徴収率20%を10万円とした見込みとして計上いたしております。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） 続きまして、固定資産の佐藤でございます。

固定資産税について説明をします。前年度に対しまして51万7,000円の減となっております。これについてはですね、現年課税分が毎年基準評価額というのが固定資産係で調査しております。23年、24年度に評価替えがありまして、24年、25年の7月時点で評価額がかなり下がっております。そういうことで、極端に変動の下落等があれば、評価額を見直して課税するというような公的な対応もありますので、今年、26年度についてはですね、そういうことも考慮しながら、一応計算をしまして、宅地において税額が190万円ほど減額になります、そういう評価替えの減額する上ですね。それとプラスで、家屋評価等の部分を一応精算概算しまして、最終的には51万7,000円減の現年度の見込みということで、2億3,262万4,000円ということで計算をしまして出しております。

滞納繰越分については、昨年が450万円程度で、50万円はある程度前年度の実績ということで一応上げておりますけれども、25年度分についてはちょっとまだ今流動的でございます、この分が、ホンマが入ればですね、まだこちら

も上がると思いますけれども、一応1,700万円ということで、15%の率で計算をしております。滞納分については455万円でございます。

それと、2の目の固有資産等所在市町村交付金及び納付金、これについては、町内にある熊本県、九州管理局分と九州地方環境事務所の税金ということで、毎年県の方と各局、事務所が、これだけの納付金を納付しますということで通知が来ておりますので、その金額を合わせて169万3,000円で上げております。

以上です。

○税務係長（白石孝二君） 続きまして、軽自動車です。税務係、白石です。

軽自動車税につきましては、去年2%ほど増額をしている状態になるんですが、内容を精査しましたところ、昨年度に比べまして3万2,000円の増額です。現年課税分につきましては1,822万8,000円、滞納繰越分15万円と、ほぼ前年と同様になっております。

続きまして13ページをお開きください。たばこ税です。たばこ税につきましては、昨年度に比べまして約100万円ほど減額いたしておりますが、昨年度が予算多めに計上しておりましたので、実績に即して約100万円減額をいたしておるところでございます。

続きまして入湯税です。入湯税につきましては、現年課税分1,200万円、及び滞納繰越分24万円といたしております。こちら、昨年度実績に基づき100万円ほどの増額といたしております。

続きまして、19ページをお開きください。総務手数料、督促手数料につきましては、18万円を計上しておりますが、こちらにつきましては、固定資産税を10万円、税務係で8万円分の督促手数料を見込んでおります。

○地籍係（野尻典男君） 地籍係の野尻です。

資料の19ページをお願いいたします。地籍調査の手数料に関しまして、4万8,000円、月4,000円の12カ月分で計上させていただいております。

続きまして、資料の25ページ目をお願いいたします。

地籍調査事業の補助金のほうが、補助対象金額が7,180万円、これの4分の3、75%に当たりますので5,385万円ということで計上させていただいております。

地籍調査係としては以上です。

○税務係長（白石孝二君） 続きまして、税務係の白石です。

29ページになります。県民税徴収委託金につきましては、現年分780万円、滞納分13万6,500円、合わせまして793万6,000円を、前年度と同様に計上いたしております。

○税務課長（色見継治君） 税務係の色見でございます。

31ページをお願いいたします。寄附金のところでございまして、ふるさと納税寄附金というところでございまして、25年度と同様40万円予定でございますので、一応40万円の歳入ということで上げさせていただいております。

○税務係長（白石孝二君） 32ページになります。税務係の白石です。

延滞金につきましては2,000円としております。税務係と固定資産税でそれぞれ1,000円、合わせて2,000円計上いたしております。

○税務課長（色見継治君） 一応歳入のほうが終わりましたので、続きましてですね、25年度予算の歳出につきまして、各担当のほうから説明をさせていただきます。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） 税務課固定資産係の佐藤です。

54ページをお開きお願いしたいと思います。1日の税務総務費、旅費でございます。旅費については昨年同様の旅費で、普通旅費が3万円、研修旅費が4万2,000円、費用弁償が7,000円でございます。

需用費でございます。消耗品が18万6,000円、燃料費が3万1,000円、食糧費が1万6,000円、印刷製本費が14万2,000円、印刷製本費については、納付書等の印刷でございます。

12の役務費の97万8,000円、郵便料、これは納税通知書、納付書等の郵便料でございます。これも昨年と同様でございます。

13の委託料の登記異動分字図、地籍調査分修正業務委託14万7,960円、地籍修正図、字毎作成業務委託62万6,400円、家屋評価システム保守料18万1,441円、地価額変動に伴う時点修正算定業務、これは10万8,000円でございます。それから、固定資産管理システム運用支援保守業務29万円、今まで申したものは、通常の毎年業務で行っておる予算で、それぞれ業者から見積もり取って上げておる金額でございます。

それから、その下の、県との行政データ連携に伴うデータ調整業務委託と地番図異動更新業務委託、この分につきましては、通常GISデータというような、我々は言っていますけれども、航空写真のですね、県がありまして、平成24年度に航空写真を阿蘇郡全域を調査しております。その写真データを、今地籍のほうに、平成23年に全棟調査の折に導入しました写真データですけれども、その写真データは平成18年度分の作成ということで、精度上は2,500分の1につきまして50センチぐらいの精度というところでございます。今回県が撮影しましたのが、2,500分の1で20センチぐらいの精度ということで、かなり鮮明になっております。そこで、県がこのデータを無料で提供するというようなことで、昨年来お話があっただけでございます。その場合、県のほうについてもですね、

地番とか面積とか地目、個人情報はもちろん介入しませんけれども、そういうデータのお互い交換、相互のデータをやりましょうというようなお話がありましてですね、うちのほうは写真提供していただく分につきまして、これを今の既存の分にこれをマッチングするというような業務になりますので、一応これの、県との行政連携に伴うデータ調整業務というのが15万6,600円、それと地図の異動更新業務は、これは地籍調査の成果とかございますけれども、今まで入っている分と再度精査しまして、それをまた新たに入れ直すというような状況の部分で、123万3,000円と、これは1筆ごとの筆で全部当たるというようなことで業者がしておりますので、この金額は非常に使います。上のはデータだけの更新ですので、そんなふうには使わないというようなことで、ひとつ、この目的につきましては、いわゆる土地の家屋とか土地の繊細な情報に基づいて適正な課税を行うとかですね、あとは事業計画等を行う際にもですね、これを活用して場所等を見ながら、地番等見て、やるというようなことで、地籍が済んでいる部分の送付している部分について、今回、平成21年度までの分をですね、新たに、こういう新しいものにまた変えようというようなことで、この委託ということで、今回新たな事業をとる部分で出しております。

そういうことで、各種事業、制度事業とか、そういうものにも役に立つということで、固定資産の土地と家屋が基本となりますから、そういうことでやる委託業務でございます。

14の使用料及び賃借料は高速道路の使用料で1万9,000円、19の負担金補助及び交付金は資産評価システムセンターの負担金3万円ということで計上しています。これは毎年同じ額でございます。

以上です。

○税務係長（白石孝二君） 税務係、白石です。

続きまして、同じく55ページ、賦課徴収費のご説明を申し上げます。

1報酬につきまして、税理士無料相談報酬を7万2,000円計上させていただいております。こちらにつきましては、25年度の状況を踏まえて、期間は3カ月間から2カ月縮小をし、より効率的に事業を実施するところです。25年度の実績としましては、9日間で20の相談者となっております、相談内容については26年から記帳簿の完全実施、また相続税や消費税の申告の相談について、約20名の利用がありましたことを報告いたします。

続きまして、共済費4万8,000円、賃金33万5,000円、扶助費8万6,000円、需用費140万6,000円、役務費265万2,000円、役務費の中のレッカー代というのがございますが、こちらは滞納整理のときに使います、

滞納者からの車を引き上げるときのレッカー代として5万円を計上いたしております。積算内容としましては、町内から借りるのは大体1台5,000円、それを4回、それと山東部の場合、1万5,000円ほどかかりますので、それを2回、合計で5万円を計上いたしております。

続きまして、56ページをお開きください。13委託料です。委託料につきましては、26年度は166万円組んでおります。25年度までにほぼ電算の改修委託を終えましたので、26年度は最低限の委託料計上としております。

続きまして、使用料及び賃借料につきましては12万8,000円、負担金補助及び交付金につきましては11万5,000円、償還金利子割引料につきましては200万円ということで、当初予算計上いたしております。

以上です。

○税務課長（色見継治君） 税務課の色見でございます。

目の3ふるさと納税につきましては、報償金、旅費、需用費でございまして、報償費につきましては2万円、現在1万円でございましたけれども、今回は10万円の大口がありましたので、この謝礼につきましては、10万円以上寄附された方につきましてはお礼ということでございまして、5,000円程度の気持ちをあげているところでございます。

それから扶助費につきましては、昨年度は熊本県の東京事務所に、県人会のほうに営業に行っていました。その前には、関西県人会のほうに行ったところでございますので、その旅費ということで7万1,000円を上げているところでございます。

需用費につきましては、消耗費と食糧費と印刷製本費でございますが、消耗品につきましては、今までお礼を簡単な紙でやっておりましたけれども、今度からいい紙で、良質な紙でお礼状を差し上げたいなというところで上げているところでございます。食糧費につきましては、これは意見交換会などの食糧費でございます。印刷製本費につきましては、リーフレットということで500部ほど印刷するための予算を組んでいるところでございます。

ふるさと納税費につきましては、以上でございます。

○地籍係（野尻典男君） 地籍調査係の野尻です。

資料の62ページ目をお開きください。地籍調査費といたしましては、今年度要求額7,325万9,000円ということで、前年度よりも1,482万4,000円増えております。

節の部分の内訳を説明したいと思います。1の報酬、報酬に関しましては、地籍調査推進委員の現地調査の報酬です。こちらのほうが延べ100人の6,200



円ということで計上をさせていただいております。

続きまして、共済費ですが、共済費は臨時職員の年間の保険料、社会保険料などを計上いたしております。

続きまして、賃金ですが、賃金は筆耕・人夫賃金ですね、ということで、臨時職員の賃金ということで132万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、旅費です、旅費のほうは3万8,000円ということで、普通の旅費ですね、これは県庁ですとかその他機関にですね、打ち合わせに行く分の旅費と、あとは研修が年4回ほどございますので、その分の研修費ということで3万8,000円計上させていただいております。

続きまして、需用費88万8,000円。主な内容としましては消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料ということで88万8,000円を計上させていただいております。

続きまして、役務費、通信運搬費、保険料、手数料ということで、54万7,000円の計上をさせていただいておりますが、この保険料の中で27万5,000円を計上しておりますが、前年度までは地籍調査の推進委員さんのみ傷害保険というのを掛けさせていただいておったんですけども、これは県からの指導もございまして、地権者の方にもやっぱり保険を掛けたほうがいいんじゃないかと。それと来年場所的に非常に険しいところにも入りますので危険を伴う可能性もあるということを加味いたしまして、地権者の方の傷害保険料も掛けさせていただくということで、27万5,000円を保険料として上げさせていただいております。

手数料ですが、手数料は公用車の点検料に加えまして、地籍調査支援システム登記要約書データ変換する導入費といたしまして、これは地籍調査をする際にですね、その方の土地情報などをシステムの中に今手入力で入れている状態です、去年まではですね。本年度から、法務局のほうからですね、そういうデータをデータとしていただくんですけども、それを変換するツールということで、ツールを導入するというので、その手数料としまして、この手数料の中に13万円の中に含まさせていただいております。具体的な金額としましては、10万8,000円という金額になっております。

続きまして、委託料のほうは6,834万6,000円。これは地籍調査業務委託費ということで、10条2項委託ということで、これも今年から委託の内容が若干見直しというか、変える方向で計上しているんですけども、もともと地籍調査というのはAからHの工程という中で成り立っているんですけども、今まではですね、CからG及びE工程の一部を業者のほうに委託をしていたというこ

となんです。そういう流れだったんですけれども、今回からA、B以外のCからHの工程、実施測量から、最終的には閲覧ですね、に至るまでの工程すべてを委託をさせていただくということで、これは10条の2項委託という言い方をするんですけれども、こちらのほうで金額を積算して計上させていただいております。

続きまして、使用料及び賃借料です。地籍調査支援システムのリース料、こちらのほうが102万9,720円と。あとはコピー機、高速道路の使用料です。そういったもので、使用料及び賃借料ということで110万2,000円を計上させていただいております。

負担金及び交付金です。これは熊本県の国土調査推進協議会というのがございまして、そちらに対する負担金、これは割合が決まっております。総事業費の中の0.00025%掛けるの1万5,000円と、非常に細かい数字なんですけど、そうしますと19万5,000円という金額になります。

最後の公課費です。これは車検に伴います自動車重量税ということで8,000円計上させていただきました。

以上でございます。

○税務課長（色見継治君） 税務課の色見でございます。

地籍調査関係の10条の2項について、補足説明したいと思っておりますけれども。提案の流れ等ですね、町長のほうから説明がありましたけれども、これは平成22年にですね、ここの国土調査法関係の省令ということで変わったところでございます。平成22年10月12日に変わりました、先ほど野尻が言いましたように、委託することにつきましても、これができるように、国土交通省政令で定めた要件に該当する法人です、法人等でこれを委託することができますよということでですね、今回初めてするものでございまして、熊本県内では、旧熊本市の今植木町だけがやっているということでございまして、町村では高森町が初めてということでございまして、するものでございます。

先ほど言いましたように、委託料の中に、その部分を委託に含めてまいりますので、委託料がかなり増えてくるところでございます。1平方キロ当たり換算いたしますと、大体800万円程度ですね、従前の調査の方法から比べますと単価がかかるというところでございます。その分、職員は先ほど言いましたようにA、B工程だけを担当いたしまして、CからHまでは委託業者をお願いするということでございまして、今回は、25年度ベースでいきますと4.3平方キロぐらいやっているということでございますけれども、今回初めてのケースでございますので、面積的にもちょっと小さくいたしまして、3.39平方キロということで、26年度につきましては、ならしてしながら、その実績を踏まえてですね、27

年度以降にですね、10条の2項委託がスムーズにいくような体制をつくりたいというところがございますので、そういうふうな予算の組み方をしたところがございます。

補足説明させていただきました。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。2つほどお伺いします。

54ページは固定資産なんですけど、この中で、家屋評価システムという言葉が出てきたんですが、ちょっと私もよく分からないのです。家屋の評価を何かに入れるともう計算が出るというシステムなんですか。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） 固定資産係の佐藤です。

これはあわせて、固定資産自体の家屋評価システムがもともとなかったものですから、これはもう、全棟調査のときにこれを導入して、毎年そういう内容で家屋評価システムについても導入する中に入っておりますので、それでやっております。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

全く前のシステムは変わったということかな。固定資産担当で家屋評価をするんじゃないかと、資料を何かに入れると出てくるんですか。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） そういうシステムになっています。

○税務課長（色見継治君） 税務課の色見です。

補足させていただきますけれども、全棟調査を23年度にしましたですね。そのときにこの評価システムは入っています。それで、新規住宅とかいろいろ出たときに、うちのほうから調査に行きますね。図面を参考にしながら。持ってきて、それを今度は絵に描いて入れていくとです。前は、ご存じのとおり、碁盤目の用紙にこうずっと書き込みよったけど、もう書かないです。もう機械の中に入れるんです。だけん、ずっと図面ば入れていって、入れていくと、正確か、正確でないか、ちょっとエラーが出てくる。これが合っているなら次の段階等行って、もうあとは年数と金額を入れれば、金額は出るようなシステムです。補足説明は。

だけん、自分で計算せんで評価額を出さなくていいということです。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

例えば、材質はその検査したときに材質は書いてくるわけですか。

○税務課長（色見継治君） 書いてくるです。

○委員（後藤三治君） 要は入れるだけ。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） 固定資産の佐藤です。

ご存じのように、チェックやるわけですか。そして材質を見て、どういう何仕上

げとか、そういうのは一緒です、全部。それを全部入れて。すると、今までの家屋評価図も一部はある部分は全部入っております、この中に。要は、消防のやつ、図面のやつです。それも入っています。ただそのへんをよく見ると、同じ地番ですけど、地番が、家屋番号とマッチせんとかあってですね、一部入っとらんやつも最近見かけます。そういうのも全部総合して、家屋評価支援システムというような状況で、今そのソフトという形で利用しております。

○委員（後藤三治君） もし折があれば、一回その参考のため、見せてもらうといいなと思いますが。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） それはいつでもよございます。

○委員（後藤三治君） もう一つ、後藤です。

今、62ページの地籍調査の10条の2について説明があったんですが、工程の中でAからHまで工程があって、A、Bを市町村で行い、CからHを今度は委託にするということで、そのA、B、C、Dの工程というのは、何がAなのかというのをちょっと説明していただければと思います。

○地籍係（野尻典男君） 地籍調査係の野尻です。ご説明申し上げます。

まず、AからHまで地籍調査の理由というのは、工程でございます。A、Bというのは主に地籍調査の測量に入るにあたっての準備です。これは非常に個人情報扱うところが多いところです。大まかに言えば、A、Bはその準備になる。C工程というのは、これは三角点の設置になるんですけども、これは従来Cは委託になっておりましたので、これは変わらずです。Dはその三角点をさらに細かく路線分けしたもので、これは多角点と言いますけれども、トラバと言います、その点の設定です。次のEなんです、E工程が、これが私たちが10条2項委託になる前にですね、自分たちが主にやっていたところですけども、これは立ち会いです。調査の立ち会い、これがE工程になります。あと、FとGに関しましては、これは実測です。測量です。Eで確定した境界に対して測量をするというのがF、Gの工程になります。最後のHは、これはBからGまでやったものに関して、これは地権者の方に閲覧をしていただくと、確認をしていただくという作業を、1筆地調査をした翌年度に毎年行っております。そのHの工程を最後といたしまして、県に認証を得て、認証を得たうちに法務局に送付する。それで登記が完了すると、Hの最終的な集約的な位置付けになると思います。そういった工程になっています。

以上でございます。

○委員（後藤三治君） 後藤です。詳しく説明いただきましてありがとうございます。基本的には、今から職員でするのは、A、Bの準備だけということですか。

○地籍係（野尻典男君） 地籍調査係の野尻です。

A、Bの準備とですね、Eに関して、これは恐らく、これは現地調査なので3カ月から4カ月メインになると思うんですけども、これも委託の内容に入っているんですけども、場所的に危険箇所であるとか、あと境界に関して懸念されるようなところというところが出てくる可能性がありますので、そこについては、立ち会いで、私たちのほうも立ち会いをしたほうがいいのかなどというふうに思っております。業者の方と地元の方というと、接点が、特に今度は草部の南部のほうに入ってまいりますので、非常に接点がございませんので、そこは役所の者がついたほうがいいのかなど思っておりますので、Eのほうは、現地調査のほうはですね、そういった危険場所ですとか、そういうのを考慮しまして、ついていったほうがいいのかなど思いますので、Eのほうも一部入ってくるかと思います。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

税務課長にお尋ねしたいんですけども、1ヘクタール当たり800万円ぐらい増えると。今言われたように、A、B以外のCからHまで委託されて、メリットというのは何があるのか。

○税務課長（色見継治君） 税務課の色見でございます。

基本的に、今税務課は3人職員がおるとですけども、かなり忙しい時期と忙しい時期ではないところがあるから、町長の説明もあったですけども、人員の適正な管理ということでございまして、今一応内示的にはあるんですけども、正職員1人、今度臨時予算上げております1人ということで、地籍調査のほうをしたいというところです。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今、メリットということではなくて、人員が少ないから、それを補うためにこういう事業を入れるという、それも必要性があると思うんですけども、県下でも2番目ですね。よその町村は入れない、多くの市町村が入れてない中で、人員だけで、要するにこういう委託をするというのが本当に必要なのかというのも、ちょっと疑問に思うんです。これで、例えばよその事業でスピード化が図れるとか、今まで職員ではできなかったことができるとか、そういうメリットの大きなものがあるならいいんですけども、ただ職員が足らんけんだというのが、まあその現実にじゃあるんですけども、どうかなどは思ったんですけどもですね。

○税務課長（色見継治君） 税務課の色見でございます。

これは平成22年度からできるようになっておったんですけども、C以降についてもですね、この第三者機関で管理とか監督やらができるようになっておりますので、そこへんもあるけんですね、全国で今22町村ぐらいがやっている

いうことですので、これが今後普及してくるんじゃないかというところ  
でございますので、先取りではないんですけれども、実施したいということで、  
それは町長あたりと相談して考えたところでございますし、先ほど言いましたよ  
うに、これが軌道に乗れば、業者のほうのノウハウができればですね、面積的に  
広くできるようになれば、平成21年度に10カ年計画を立てておいて、平成3  
1年度に終わる予定にしておるところでございますけれども、よければそういう  
ふうに加速する面もあるかもしれませんので、そこへんは26年度で実施したい  
というふうに思っているところでございます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（後藤三治君） はい。

○委員長（立山広滋君） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第24号、平成26年度高森町一般会  
計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決  
定しました。

以上で税務課に関連する付託案件については終了いたしました。

税務課の皆さん、お疲れ様でした。

お諮りします。10分間休憩したいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） はい、じゃあ11時25分から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました総務課関連の議案第  
10号、高森町消防施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。  
総務課の説明を求めます。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。

それでは、昨日議案提案で申し上げましたが、係長のほうから説明させます。  
よろしく申し上げます。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係長の後藤でございます。

それでは、議案第10号の高森町消防施設整備事業分担金徴収条例の制定について、ご説明させていただきます。先立って、上程のときに芹口議員のほうからご質問がありました。公共的施設整備事業ですね、それぞれすみ分けということでお話をいただきましたけれども、すみません、まずこの事業の中、今回の分担金徴収条例の中で想定しております事業と申しますのは、町が事業主体となって消防施設を整備する場合のものというふうに考えています。その主なものとしまして、今ここに上げております耐震性の防火水槽、それと消防団詰め所ですね、老朽化がかなり進んでいる部分がございますので。防火水槽につきましては、今までおっしゃるとおり、公共的施設整備事業で長年やってきております。しかしながら、現在、昔は各区に皆それぞれ技術を持っていらっしゃる方がいらっしゃいましたもので、その金額で自分たちで直接施工でできた部分もありました。しかしながら、最近は勤め人等も多うございまして、自分たちで直接施工というのができなくなってきております。実際工事として出しますれば400万円を超える金額となりますので、そういう状況からですね、何とか手立てはないかというところで、近隣の管内の市町村がどういった対応をしているかということを探ねまして、たまたま高森と西原だけが住民からの分担金を取っている、負担金を取っているということでした。じゃあ直接施工すればいいじゃないかということも考えられるかと思えますけれども、それにつきましては、長年、今までやってきた中でずっと負担金をもらっている関係で、おいそれと町が全部やってしまうというのはいかなるものかという考えにおきまして、今回たまたま補助事業等がございましたので、ここで国の半額の助成をもらえれば、引き直した場合は2割程度の負担と同等になるというふうに考えまして、今回の補助事業に手を挙げた上で、この条例の制定をさせていただくということで、話を進めさせていただいたということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口ですが。

今回の条例の中で、昨日も質問いたしましたけれども、事業の範囲が第2条、1点は防火水槽の新設、2つ目が消防施設の新築及び修繕です。片一方、公共施設の補助金交付、規則のほう、これが対象事業ですね、これが消防施設整備事業ということで、ポンプのほうでしょう。防火水槽と消防施設の新設改良に要する

工事、そういうことで上げてあります。それで1つはポンプ格納庫は条例で言う消防施設には入るということになろうかと思えますけれども、この中で、消防施設の新築及び修繕、それと規則では新設、改良ということになっております。新築というのは構造物、建物を造る場合が新築、ほかの構造物等も含めて新設、それと改良と修繕というのは、修繕は元の状態にすることを修繕、改良というのは、それを示すもう一歩上の段階、バージョンアップしたときを改良という。そういうことであれば、条例で言う新築及び修繕よりも、規則で言う新設、改良のほうが広い意味での取り方になるわけです。条例よりも規則のほうが広い取り方になる。そういうことであれば、改良する場合は、条例には該当しないんじゃないかということになってくるわけです。

それともう一つは、ポンプ格納庫が倉庫施設ということになれば、じゃあ150万円のうちに、150万円であれば3分の1で100万円は手出しするわけです。151万円だったら10分の1ですから15万1,000円多分徴収すればいいわけです、事業者が負担すればいいわけでしょう。以上の差というのは、大きくなるわけです、たったそこで違うだけで。

そうすると、もう一つの問題は、条例では、こういった事業、防火水槽の新設、消防施設の新築及び修理については、すべてこの事業の対象になりますよということで条例ではなっているわけです。条例ではみんな対象になりますけれども、規則では限度額150万円以下では規則では対応していますということで、条例では全部対応しますと、対象になりますよと、ただ規則では150万円以下では駄目ですよ。普通であれば、条例のほうが上級法令だものですけどん、条例が先にならんといかん。そういう点があるわけです。そういった問題がありますね。

そうすると、旭通りとか何とかのいろんな消火施設については3分の2となっていますね。それじゃ、消火施設は消防施設に入らないのかということになる訳です。こんなおかしい条例制定になつとるということですね。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係長、後藤でございます。

すみません、その条例の制定の根拠の部分は町が事業主体となる場合を想定しています。公共的施設事業に関しましては、地区が事業主体となりますので、その違いが大きな違いになります。

○委員（芹口誓彰君） じゃ、150万円以下の場合でも、条例より適用されるなら、町がやってくれと言われたらどうするね。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係長、後藤でございます。

それはしないんです。それは、今までの流れの中で、公共的施設整備事業でできる部分と町が直接整備する部分を、そこを分けていくというところで、150



万円未満でできる分については、そちらのほうで、地区がしなくちゃいけない分については地区でしていただくということです。というふうにして、今回の場合は、先ほども申しましたとおり補助事業をベースにしておりますので、その場合について、町が事業主体となってしまう場合ということで、今回は規則のほうにもそういうふうに、今規則改正できておりませんが、もう既に決裁は取っております。そこに至っております。

○委員（芹口誓彰君）　そういうことであれば、条例の中に、町が事業主体となつて、しかも150万円以上の消防施設等については、条例に対象しますよというような文言を入れとくべきじゃなかったかと思うわけですよ。でなければ、この条例を見る限りでは全部消防施設、町が主体とか何とかはここに書いてある部分は何もない。ただ、それは担当者が思うだけであって、条例にそういう明記がないものですから、また150万円という明記もない。そういったことで、町が事業主体となつて行う150万円以上の施設については、この条例の対象にしますよとかいう文言を入れとくと、規則と条例が違うなら。

○総務係長（後藤一寛君）　総務係、後藤でございます。

この修正を、事業の範囲の部分で、その事業の150万円と、町が事業するということを明記させていただいて、それで修正してまた出させていただきます。

○委員（後藤三治君）　後藤です。

今回の条例案は町が主体となつて行うものという考えで、されたということですが、芹口委員の質問を聞いていて、私もそこで思うんですが、町が主体となつて行う事業というのは、誰が決めるんですか。例えば、同じ防火水槽を造るにしても、部落でできるところは自分たちでしなさい。できないところは町が主体となつてやりますと。今までやってきたところはどうなりますか。ちょっとおかしいような気がするんですよ。

今回の条例に今言われた文言を入れられるにしても、そこではちょっとしっかりしとかんと、このほうは町が主体となつてやりますよ、余力のある部落については、自分たちでやりなさいよというふうに聞こえるんですよ。そこを何かお願いしたいんです。

○総務課長補佐（東 幸祐君）　すみません、東です。

今のご質問ですけど、承認されればですね、規則も改正を、併せて公布する予定です。その文言を入れます。

まず1点目は防火水槽はとても高額です。今の段階ではですね、地域でそれを造るとなると、とても耐震性の防火水槽じゃないといけないというのがありますので、通常のコングリートで造るというのは今はできませんので、これはやはり

町が主体で造らんといかんというふうに考えております。あくまでも、既存の防火水槽の修繕に関しては、もう今までどおり3分の2の補助金の、公共的施設の補助でやると。新設の防火水槽に関しては、国の補助金、たまたまありましたけれども、それにのせて行うという形をとるために、その条例でも作らないといかんだったわけです、分担金という形で。町主体でやるわけですので、今までは申請は地域住民の方から申請いただいて、それに対して補助という形をとっておりますが、今回の場合は、もう町で造るという形、国の補助金がありますので、一部受益者負担が生じますので、こういう分担金という条例を作った上でじゃないと徴収ができないという形で、この条例を作ったわけなんです。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今のお話を聞きますと、例えば防火水槽に限って今質問していますが、今から造る防火水槽は、例えばどこに造ろうと、それは要するに町が主体となって、この条例にのっとりやるということですね。この規則も変えるということですね。

○総務課長補佐（東 幸祐君） で、この条例を作るわけです。

○委員（後藤三治君） この条例を作るんですか。

○総務課長補佐（東 幸祐君） そうです。

○委員（後藤三治君） それと並行して、この公共的施設の中に防火水槽があるという、新設、これは要するに省くということたいな。

○総務課長補佐（東 幸祐君） 東です。

規則の中ではその文言を、町が主体となった場合は「除く」という文言を入れる。それはもう、併せて、そういう形で公布します。これから先も、新設の場合は、やっぱり地域でそれなりにという現状があるとです。耐震性の合格点数じゃないといけないというのがありますので、なかなか掘ってそこで造るというのは非常に難しくなっているんです。やっぱり400万、500万円しますので、それで3分の1、2を地域からというのはちょっと無理があると思いますので、こういう形をとらざるを得ないかなと思います。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今言われたようにですね、条例と規則の重なる部分で問題があれば省くなりしてもらって提示していただければいいんじゃないかと思いますが。芹口委員が質問されたように、両方2つあって、どちらが優先するのか、ここの地区は前の公共的を使いなさいということ自体が無理があると思うけん、そこらの整備をされれば問題はないかなと思います。

○総務課長補佐（東 幸祐君） 規則はあくまでも規則ですので、それは一緒に公布するような形でいて、一緒に進めております。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。

昨日もちょっと私のほうの説明で不足している点多々あったということで、お詫び申し上げますが、趣旨的にはそういうことなのですが。芹口委員のご指摘のとおり、この条例の中にですね、まず公共的施設整備事業に関する文言に入らないものはとか、ちょっと明文化したいというふうに思いますので、係長が申しましたとおり修正ということで、どなたがご覧になっても問題がないようにということで条例のほうも修正ということで見直したいと思います。

なお、規則についての改正については行うということで、昨日私も説明申し上げたとおりなのですが、防火水槽の点というのが一つの着眼点、それから2番目の消防施設の新築及び修繕というところもこちらに入っていますので、これも大規模的などかいうような文言的になってこようかと思えますけれども、これについても整理したいと思います。ご指摘のとおりと思えますので、そのように進めさせていただきたいと思えます。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

それでは、先ほど言いましたように、2つ目の消防施設の新築については、やはり「新設」でなからんと、「新築」というのはまだ「新設」というのより高い意味になりますし、「修繕」と「改良」というのは、先ほど言いましたように、修繕より改良のほうが金がかかるわけです。修繕のほうは公共的に一般にできます。改良する場合には、やっぱり条例でせなん場合も出てくるので、やはりここは「新設及び改良」とか、そういったふうにするような文言でなからんと。それからひとつ気をつけていただかなんことは、規則よりも条例が優先ですので、要綱よりも規則が優先、規則よりも条例が優先、条例よりも法律が優先という部分がありますので、条例に違反するような規則というのは定めることはできませんので、そのあたり十分考慮して今後整理をしていただきというふうに思います。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長の岩下です。

ご指摘のように、改めて肝に銘じて認識いたしておりますので、そのように対応したいと思います。よろしく願いいたします。

○総務課長補佐（東 幸祐君） 東です。

公共的補助金の規則はもともと補助金条例に基づいたものの規則というふうに認識しております。そして、この部分は全くまた違う条例というふうに考えておりますので、になると思えます。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

9月の議会のときも言いましたように、実態とか施策とか、ほかの条例とかの整合性を十分とってやっていただくということを申し上げた。ほかの条例と比べますと違うですよということじゃなくして、ほかの条例とも整合性をとりながら定めていかんと、地域住民の方はどちらの条例に適用になるのか、規則の適用になるのか、住民の方は自分が有利なほうに解釈をしてやられるわけですので、そこはきちんとやっていただかんと。

以上です。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長の岩下です。

早急にこの修正法案は作成いたしまして、協議申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（立山広滋君） はい、今総務課長が申し上げられましたように、文言を明文化して、修正して、それで提出するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

この条例のことについては、新興住宅あたりは大変助かるような条例かと思えます。新興住宅においては、申請される場合地上か地下か出てくるかと思うとですよね。耐震性であっても、地下の耐震性とか、そういうのもできるのか。

それと、この分担金の総事業費の10%、この10%の根拠ですね。これをちょっと説明願えますか。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤でございます。

まず、地上式、地下式につきましては、要は耐震性であれば、そのニーズに応じた設置の仕方ということで理解はしております。

10%の根拠につきましては、先ほどから話にあります公共的施設整備事業、これが3分の1、30%ですので、これを根拠にしまして実際問題としてどこまでやったら可能かという話をやりまして、先ほど説明しましたとおり、本来400万円以上になりますので、40トンで計算すればですね。その実際には2割となります。補助金がない場合を想定すれば、今回の10%の場合は、補助金があるので、10%で済みますけど、補助金がない場合は、本来は2割を求めなくちゃならないような形になります、町の持ち出しがです。その分で地域の事情とか希望があるところで話をくみ取りまして、どのくらいだったら可能であるかという話をしたところ、そこが10%程度という話になりましたので、今内部で検討しまして、最終的に10%程度という、通常よりの10%程度ということで、今回上げさせていただいたものでございます。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

それでは、この案件については質疑で止めて、後で審議いたします。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 続きまして、議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長の岩下です。

では、各係から、歳入から説明を申し上げます。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係、岩下でございます。

まず、6ページをお開き願いたいと思います。第2表、繰越明許費の補正でございます。これは追加でございまして、財政係において各課から上がってきまして繰越分をまとめさせていただいて、計上させていただいているところでございます。

次の、第3表、債務負担行為の補正としましては、提案説明のときにも申し上げました12番までが26年度の単年度分の追加でございます。13番以降は26年度以降、それぞれ増分として追加するものでございます。それから、2番目の廃止につきましては、必要はなくなったということで、債務負担行為として不用になったところで廃止をいたしております。

次の8ページをお開き願います。第4表、地方債の補正でございます。まず1番目、追加といたしまして、農業経営基盤整備促進事業ということで、（横山）地区、草部第2地区の用水路の整備の関係で、1件の5,730万円ということで設定いたしました。それから、2番につきましては、それぞれ事業費の確定に伴って変更するものでございます。

○財産管理係長（田上浩尚君） 財産管理係、田上です。

12ページをお開きください。使用料及び手数料の中で、高森総合センターの使用料のほうを9万3,000円増額させていただいています。これが現時点での実績でございます。

19ページのほうで、財産収入、財産運用収入と土地建物貸付収入で、所有地の貸付収入を2万5,506円、メガソーラーの貸付費の分が減額の300万円、電柱敷地料4万5,465円を計上させていただいております。この中で、メガソーラーの貸し付けにつきましては、現在一般質問のほうでもありますので、詳細についてはその中で述べられるので、同じこととなりますので、現時点、立野と大津間におきまして、送電線のほうが需要が許容量がありません。それで、その負担金の問題で、実際発電事業者のほうが契約ができない状態でございます。

そのため、今年は半年分貸付料を徴収するようにはしておりましたが、それがまだ契約になっておりません。今、少しずつ進みつつあるところでございますが、はっきりしたらということはありませんけれども、そのあたり一般質問の中で述べられていると思いますので、この場では、その分300万円を今回減額させていただいたところでございます。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。失礼します。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○総務課長（岩下公治君） 一般質問のご質問にも出ておりますが、もう少し詳細についてご説明を。もう少し、一般質問のときにもかなり詳細にお話ししますが、今、立野大津間のという話が出ました。これについて少し詳しく申し上げますと、そこに電力を送電する許容量がオーバーしていると、超過しているということで、現時点ではすべての、本町に限らずです、阿蘇郡内、あそこを通過して送電しております関係のメガソーラーというのは一つの会社名ですが、それ以外のところの会社が他町村にわたって複数町村にまたがって幾つもあります。その電気がすべて送れないという状況にあります。そういうことですので、本町に限らずすべての町村がこの問題が解決しないと送電ができないというふうなことでございますので、補足しておきます。

そういうことで、原因としては、送電ができなかったと。その時期的な経緯とかはまた一般質問の中でご説明いたしますが、誠意努力しておりましたが、とにかく送電の経費につきましては、約9億円以上の金額がかかるということで、とりあえず減額せざるを得なかったということでございます。

以上です。

○財産管理係長（田上浩尚君） 財産管理係、田上です。

続きまして、同じ19ページの財産収入、財産売払収入でございますが、物品の売払収入3万円を減額させていただいております。これは予定しておりました物品の売払のほうで、今年度については実施できておりませんので、その分の減額です。

その下の、不動産売払収入、土地売払収入ですが、これは工業団地のほうを500万円を予算を組んでおりましたが、精算いたしましたところ、82万2,000円オーバーでございましたので、その分計上させていただいております。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係の後藤でございます。

17款の寄附金でございます。寄附金につきましては、消防団の退職者の寄附金が、実績が3万5,000円でございますので、その分の足りない分1万5,000円を減額させていただいております。

以上でございます。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係の岩下でございます。

その下の、第18款繰入金でございます。財政調整基金からの繰入金を2,609万7,000円減額させていただきまして、繰り入れの実績としましては、左側に3,311万2,000円今年度は繰り入れさせていただいております。

○財産管理係長（田上浩尚君） 財産管理、田上です。

20ページをお開きください。諸収入のうち雑入、その中の雑入で、消防団福祉共済事務手数料1万3,400円、町有林下請補助金18万407円、九州北部豪雨見舞金17万4,280円、実績に基づきまして今回計上させていただいております。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係、岩下です。

次のページ、第21款町債につきましては、先ほど地方債の説明のところで説明したとおりでございます。

○総務課長（岩下公治君） 以上、歳入です。

歳出、入ってよろしいでしょうか。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係の後藤でございます。

歳出、22ページをお開きいただけますか。総務係で管理しております給与関係につきましては、これ以降ですね、全般にわたります、実績に応じて減額をさせていただいております。

次の、2項の総務管理費でございますけれども、これにつきましては、先ほど給料等関連は申しましたとおりでございます。賃金について、不用な分をここで減らせていただいております、実績に応じまして。旅費の128万2,000円、これは研修旅費でございますけれども、これは高知県梶原町に職員を派遣する、3班に分けて職員を2泊3日でそれぞれ派遣する予定にしておりました、10月。それで、向こうとのやり取りの中で、すみません、向こうが受け入れができないということで、研修を実施することができませんでしたので、その関係で落させていただきます。

13節委託料でございますけれども、この研修委託料は管理者養成学校という、かなり厳しいところにそれぞれ職員ですね、管理職と係長職と新人職の分を用意しておりましたけれども、新人職分につきましては実施しましたけれども、その他の分につきましては、職員間でいろいろ反発等がございまして、今さらながらそういった厳しい訓練が要るのかという、研修が要るのかという部分がございまして、他の普通の職責に応じた研修のほうに変えさせていただいた関係で、この研修の委託料の86万6,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係、岩下でございます。

次の23ページ、第3目財政管理費でございます。13節委託料につきまして、実績に基づく減額で、14万2,000円減額させていただきました。

次の、備品購入費につきましては、新たにプロジェクターとスクリーン一式を購入させていただきたいということで計上させていただきました。これにつきましては、機構改革によりまして、4月よりこの課に研修監というポストが新設されます。特に職員向けの、特に財政を主な課題として、職員向けの研修を実施するというのでございますので、財政管理費によりまして、それに必要な機材としてプロジェクターとスクリーン一式を年度内に購入して、4月からすぐ研修に使いたいということで計上させていただいております。

○財産管理係長（田上浩尚君） 財産管理、田上です。

5目財産管理費ですけれども、需用費のほうで消耗品、燃料費、光熱費等増額させていただいております。これは、3月までを見越したところで不足する部分等で計上させていただきました。特に燃料のほうにつきましては、重油の単価が大きく上がった部分と、3月終わりにも結構寒うございまして、燃料の消耗がどんどん減っているものでございます。その分大きく計上させていただいております。

役務費につきましては、電話料等の3月までの見込みでございます。

町有林管理費は、今回財源組み替えになります。8目の高森総合センターの管理費につきましても、光熱費につきましては、3月分の見込みが不足するようでございますので、計上させていただきました。

同じく修繕料につきましては、3月実施する予定の修繕につきましては、大体40万円ほど減額しても大丈夫ということの見込みのもとで減額させていただいております。

車両管理費は、組み替えでございます。

○地域振興係長（古澤要介君） 地域振興です。

14目草部出張所費、需用費、光熱水費及び役務費でございますけれども、当初予算における読みが甘かったか、もしくはちょっと原因についてはいろいろありますけれども、例えば電話料につきましては、私が考えられるものにつきましては、農地の耕作放棄地を集めて、今農業をばりばりやっていらっしゃる方に貸し付けるといふ、甲斐幸一さんという、元農協のOBの方がおいでなんですけど、その方がいろいろ研修とか行かれるために、出張所の職員、山田（ヤマダ）君に資料の提供をネットで調べてすることがあったりとか、そういうことじゃないだ



ろうかと思えますけれども、電話料ちょっと1万円の補正をお願いするものでございます。重油費につきましては、寒い日が多くありましたので、いろいろ光熱費がかかったのかなという、私のこれは憶測ですけれども、理由でございます。

17日朋遊館管理費につきましては、需用費が、重油がものすごく高騰になっておりまして、その単価が上がっているということ。それから、今社会福祉協議会をお願いしまして、ミニデイサービス（プラスワン事業）というのをやっております。それは火曜日もしくは第2週のみ水曜日のどぎゃん会を継続した形の週1回行っているわけですけれども、そこでこちらとしましては、朋遊館のお風呂を一人でも多く使っていただくために、そこにデイサービスが大体2時30分ぐらいからオープンするんですけれど、ご飯を食べた後の1時以降にお風呂に入らせていただくために、早く沸かしているということで、重油も余計に使ってしまうということになります。したがって、燃料費64万2,000円の増額補正をお願いするものですが、下の委託料を、そういう重油を多く買うために組み替えになりますけれども、38万円落とすわけです。かびを清掃業務8万4,000円とか、ガラス磨きとか、それからフローアを大体当初予算におきましては塗るというのをしておりましたけれども、今見た感じ、必要性が、掃除とかも女性の方にしていただいておりますけれども、毎日一生懸命やっておりますので、フローアをワックス塗布する必要はないかなと私が判断しましたために、ここで38万円を減額しまして、これは差し引き組み替えになりますけれども、24万2,000円を余計財政的にはご迷惑をかけるということになります。

以上でございます。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係の後藤でございます。

続きまして、18目交通安全対策費でございます。3節の職員手当等でございますけれども、これにつきましては、交通指導員の出勤手当ということになっておりまして、交通指導員の出勤につきましては、10日、20日、30日のゼロの付く日を交通安全の日と定めております。それを結局出面で、出た日で請求をいただいております関係で、実績に基づく減額でございます。

続きまして、19節の負担金補助及び交付金です。これにつきましても、支部助成金、これが残金が残っていると、計算式がありますので、こちらのほうの計算式に当てはめまして、実績で減額をさせていただきます。

続きまして26ページをお開きください。2目の選挙啓発費でございます。これは、旅費を実績に基づきまして減額させていただいております。

3目参議院議員通常選挙費でございます。これにつきましても、報酬、職員手当、賃金と旅費、需用費等実績に基づきまして減額をさせていただきます。

続きまして39ページをお開き願います。2目の非常備消防費でございます。報酬です。これは消防団員の報酬と国民保護協議会委員の報酬、防災会議委員の報酬、それにて実績に基づいて減額をさせていただいております。8節の報償費、これも出初め式の副賞でございますけれども、これにつきましても、実績に基づいて減額をさせていただいております。11節需用費、消耗品費、燃料費、光熱水費、それぞれ実績に基づいて減額をさせていただいております。

3目消防施設費でございますが、これは19節負担金補助及び交付金ですが、先ほどありました公共的施設整備事業、あの関係の残金でございます。それについて減額をさせていただいております。

4目防災管理費、これにつきましては、8節報償費。今年、上色見地区で9月1日に防災訓練を行うところで予定をしておりました。それが台風の接近によりまして中止をせざるを得ませんでしたので、その分で本年度謝礼というところで組んでおりました。その分を減額させていただきます。

11節需用費の光熱水費ですけれども、これにつきましては、防災無線関係の電気代が必要以上に高騰した部分もありまして、その分でこれはプラスの増額となっております。

12節役務費ですけれども、これは今年から除雪サポーターで、予算としてはこちらのほうで、はじめに建設課のほうで組めなかったもので、こちらの防災というところで組ませていただきました。その分のふるさと応援団、除雪サポーターの保険料の残額を減額させていただいております。

以上でございます。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係、岩下です。

44ページをお開き願います。一番下のほうの、第11款公債費でございます。元金と利子、それぞれ最終見込みによって計上いただいております。特に、2目の利子につきましては、100万円の減額でございますが、これは事業の遅れと繰越事業等の事業の遅れによって借り入れる時期が遅れてきております関係で、その借り入れた分の利子の返還額が減ったということでございます。事業の遅れによるのが原因だと考えております。

次のページの第12款、諸支出金につきましては、財政調整基金につきましては現時点で一応1億500万円少々の積み立ての見込みでございます。その他、消防団基金とふるさと応援基金につきましては、それぞれ実績見込みによって増額、減額をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○総務課長（岩下公治君） 以上で、説明、全係が終わりました。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

一つだけお尋ねしますが、24ページ、朋遊館の需用費64万2,000円については、確かに風呂を早くから沸かしたということで重油が消費したと。ただそのもとなる認定サービスなんかは、私も、うちの母も行っていますが、非常に喜んでおりますので、そういったことで健康維持できるならということでもいいと思うんですが、その下です。その金額を捻出するために、この予算の委託料を削ったということですが、これは26年度予算に全く同じ金額が搭載されております。ということは、必要な予算と私は思うんですよ。先ほど言ったように需用費で金額がこれだけ要るからこの予算を組み替えたじゃなくて、それは別問題としてですね、要するに、需用費についてはそういう理由で増額する理由があるわけですから、それはどこからかほかの予算を持ってきてでもこれはやらなきゃいけない予算。それから、委託料については、当然25年度当初に上がっていて、それをやめて26年度にするということは、当然緊急性があるから予算化するわけです。それを一度落としてまた上げるということは、予算の性質上おかしいと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○地域振興係長（古澤要介君） 地域振興係長をしています古澤と申します。

今の質問、ご意見にお答えさせていただきます。経常的にこの予算につきましては毎年計上しております。そして、その施設の傷み具合とかガラスとか床とかつぶさに見ながら判断していております。したがって、今年は私の判断において、もうしなくていいかなという判断をしました。したがって減額しました。来年度、私がおるかおらんか分かりませんが、その担当者が「こらあ、もうワックス引かにかいかな」と思えば、それを予算を執行すればいいだろうと。それは私の感覚です。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

担当者はそういうふうにおっしゃいますが、財政担当として予算を捻出する中で、今の答弁でよろしいんですかね。私も実際役場におりまして予算計上したことがあります。そういった予算は多分当初から認めてもらってないと思います。ちょっとお尋ねします。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長の岩下です。

古澤係長の説明の中の趣旨としてはですね、予算計上は当然したけれども、辛抱できるところはして、精査したというふうに、そういう趣旨だと思いますので、ご理解いただきたいと思ひますし、予算編成につきましては、委員ご質問のとおり精査しながら、必要な部分を必要、必ず計上するけれども、必要なものでない

部分は当然計上しないと、そういうことは当然のことですので、今後もそういう方針は変わりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○地域振興係長（古澤要介君） 地域振興係長の古澤と申します。

私がそちらに質問するわけにはいきませんので、予算の組み方としましてですね、後藤委員さんがおっしゃるのは、使わんなら当初予算に上げるなということになります。したがって、もし来年必要になったら今度は補正で上げてこにゃいかんということになりますので、私はこういう方法をとらせていただくということにしました。

以上です。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

私は内容は分かるんですけども、当然、今年の25年度の予算としてこれは必要だから予算計上されたわけですよ。これはしてもらわにゃいかんとですよ。聞いてください。これを担当者の判断で、今年はよかろうということであれば、1～2年待つて上げるというなら分かりますよ。この予算が丸々上がるということは、当然必要性があるから上がるわけであるから、これを減額するのではなくって、要するに必要なものはよそからでも持ってきて予算化せにゃいけないということですよ。

○地域振興係長（古澤要介君） 地域振興係長の古澤と申します。

実は、昨年度も使っておりません。そして、自然状況によってカビが多く生えるときもあるだろうし、いろんな条件が重なる。朋遊館がある野尻地区というのは、非常に自然の影響を受けやすい地域なんです。だから、簡単に判断ができないという、私役場の職員としての苦しい面がございます。今年も大雪が降りました。だから光熱水費が上がります。利用をすれば燃料ががんがんですよ。お年寄りの方を畳の部屋で広げてあれをするために。ということは1時間前からスイッチを入れておかなければいけないんです。したがって、先ほどからご意見言われておるのも立派なご意見だと思います。その判断につきましては、私は財政が26万2,000円を削るか削らないか、ほかのところから、予備費から、新しい予算だから起債を起こして借債を作るのか、繰越金が26万2,000円増えるのか減るのか、こういう財政の判断に委ねざるを得ない。なおかつ、朋遊館のあれにつきましては、いろいろ世間では批判の声が出たりしていますし、高森全体にしてみたらちょっとお荷物の施設というような印象を与えられている現実があるんですよ。だから、それをどうかするために町長から指示がありました、「利用をしてもらおうようにしてください」と。そのミニデイサービスにつきましても、その指示の下においてやっていることです。それでなからな、私たちも楽です。

後藤議員がおっしゃっている送迎につきましては、委託料で津留タクシーの運転手さんを雇用して、それが社会福祉協議会のボンゴを持っていきます。利用者が増えてきましたので、私は役場のボクシーというボンゴ車で、高尾野の担当ではございませんけれども、峰ノ宿、中村、祭場を送迎しているわけなんです。火曜日は、だけんほかの仕事はしなくて、ミニデイの日になっているんですよ。

以上でございます。

○総務課長（岩下公治君） 今、朋遊館を利用した各種事業について、どう地域振興係としての取り組みを実際的にやっております。そういったところも挙げながら勘案しながらですね、進めておるといふのを係長は今説明申し上げているわけです。ここの、今のご質問の趣旨につきましてはですね、基本的に必要であるということにおいて、予算計上を行いました、当然そのときの状況がございますので、そういうことで、本年度については特にここについては、今いらっしゃる職員さん等で管理もできております。そういうことから、この費用は不用になったということでもあります。しかしながら、それが毎年の状況としてそのようにやれるかどうかは不確定な部分もございますから、予算計上としてはさせていただきたいということですが、いらっしゃる従業員さん、それから職員の努力によって、この部分は本年度については不用になったということの説明に、私のほうから補足したいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

確かに理由は分かるんですが、今担当者のほうから説明があったように、事情はいろいろ変わるというが、私も当事者でありましたから、予算を上げるときには必要だから上げるんですよ。その年にして欲しいんですよ。上げた予算ですから。それをしないということ判断したならば、翌年は上げる必要はないんじゃないんですかということをお願いしたいんです。そのために予算化したんでしょ。そしたらその年に使ってくださいと、みんな議会が認めた予算です。それを今年落として来年は上げるというのは、毎年そういうことをやっているのであれば、予算はもう莫大になりますよ、でしょう。今年上げて、やめて、また来年上げると、そういう繰り返しとして組まれるとでしょう。そうじゃないんですよ、予算は。その年にやりたい予算を上げるんですよ、当初に。違うんですか。そこで、聞きたいのは。

○財政係長（岩下徹君） 財政係、岩下でございます。

後藤委員、おっしゃられるとおりだと思います。やはり議員さんに認めていただいた予算ですので、その年度に執行するのが当然だと思います。ただ、担当、

古澤係長が言われるように、今年度は見送っても大丈夫という見解の下に、そういう、そうされたんだと思います。

もう一つは、これは言われるように、燃料費が足りない。こっちの委託料を節約してするというのは、それは考え方が違うと思います。もう必要な分は必要予算措置をどこからか捻出して出すべきですので、そうだと思います。ただ、担当者の古澤係長の見解として、この年度に、まあ必要なくなったらしい、今年度、26年度にはやはりする必要があるだろうという考えの下だと思しますので、私、財政担当のほうとしても予算を上げさせていただいている以上は、26年度にはですね、もう年度に入ったらすぐに執行していただくという気持ちであります。

○委員長（立山広滋君） ほかにございませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

39ページの防災訓練の謝礼の約5万円ですね。これは活動資金につける部分ということで説明があった。上色見の防災訓練がされなかったということだったんですが、これは一部、自主防災団体に対する5万円だったのか、ほかに予算としてはどやんだったのか。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係の後藤でございます。

防災管理費の報償費の防災訓練謝礼の5万円の減額の件ですが、これにつきましては、平成24年度で被災しました上色見地区に対して、補助的に防災意識の向上をさせるために、町としてしようという話になっておりまして、今おっしゃる自主防災組織の分とはまた違います。町主催で行うところで、炊き出しとか、そういったのをして、生活改善グループですか、そちらのほうに委託する関係で、謝礼としてそちらのほうに5万円を出そうということにしておりますけれども。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

26年度では3万円ほど予算は組んであるんですかね。

○総務係長（後藤一寛君） 26年度につきましては、実績で防災訓練を行って、炊き出しの金を、その実績に応じて請求をいただくというふうな組み方をさせていただきました。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

それは、自主防災訓練の実績ということですか。

○総務係長（後藤一寛君） はい。

○委員（興柁壽一君） それが3万円ということですか。これは26年度の分になるわけですね。

○総務係長（後藤一寛君） はい。

○委員（興相壽一君） 分かりました。

○委員長（立山広滋君） ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これから本案について採決します。議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お諮りします。今から休憩したいと思います。1時15分から再開したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） それでは、1時15分から再開します。

-----○-----

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） ただいまから総務常任委員会を再開いたします。

先ほどの総務課からの議案第10号、高森町消防施設整備事業分担金徴収条例の制定について、執行部より発言を求められておりますので、発言を許します。

お願いします。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。

今、委員長の発言の許可をいただきまして、議事の内容について、午前中ご討議いただきましてありがとうございました。不明確な点もありましたので、お手元に配付していただいておりますこの内容で修正をさせていただければと考えております。どうぞ、改めてご審議よろしく願いいたします。担当係長のほうから細部にわたって説明いたします。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤でございます。

お手元のほうにお配りさせていただきました新と旧ということで、旧のほうだけ「旧」という表示を、左肩の上のほうに表示をさせていただきました。第2条の事業の範囲というところに、旧の部分では「分担金徴収の対象とする事業は次に掲げるものとする。」という文言を、「分担金徴収の対象とする事業は町が事

業主体として実施する。」という文言を追加させていただきました。その2号のほうに、「消防施設の新築及び修繕」というふうに明記しておりますものを、「消防詰所の新設及び改良」というふうにさせていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 今、新と旧2つありましたけれども、新のほうがここに具体的に簡潔に整理された条例ということでございますので、私のほうは何も異論はありません。

○総務課長（岩下公治君） これに伴います要綱のほうですね、につきましては、必要な事項をご提示いただきました内容に基づき、混乱を生じないような部分で要綱のほうも規則のほうも改正をするということにいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（立山広滋君） ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第10号、高森町消防施設整備事業分担金徴収条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 次に、議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。

各係より、歳入から各係ごとに説明させます。

では、係長お願いします。

○財政係長（岩下徹君） お疲れ様です。財政係の岩下です。

8ページからお開きをお願いいたします。8ページ、第2表、債務負担行為でございます。今年度、26年度に設定を予定させていただいております。3本計上させていただいております。

続きまして、次の9ページ、第3表、地方債の補正でございます。今年度実施



事業に伴います、それぞれ町道整備事業から情報通信基盤整備事業、それから4番目、防火水槽整備事業につきましては過疎債で予定をさせていただいております。

最後に、5番の臨時財政対策債につきましては、これは国の方針によりまして、地方も借金を減らしていくべきという国の方針の下に、今回今年度は約10%ほど臨財債の枠が減らされておりますので、昨年度から1,000万円ほど減額させていただきまして、1億4,000万円を将来の目標を設定させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。第2款地方譲与税、第1項地方揮発油譲与税から以降につきましては、市町村の人口ですとか町道の延長や面積などをもとにして金額を算出されるものでございます。

そこで申し上げたいのは、まずその地方譲与税の1項と2項でございますが、これにつきましては、地方財政措置という国の方針によりまして若干増額をさせていただいております。

14ページをお開きいただきまして、第6款地方消費税交付金を説明させていただきたいと思っております。4月から消費税の増税ということで5%から8%に上がりますが、町での交付金については、約1.7倍になるという試算で上げております。ところが、消費税が上がりましたが、事業者とか、事業者の申告等によって消費税が決定されますことと、国からまた地方に配分される交付金というのがまた遅れてきますので、平成26年度でこの消費税の増税分が町に影響する分というのが、大体1割程度と見込まれているところでございます。ということで、前年度の5,500万円から今年度は6,100万円に増額させていただいたところでございます。ちなみに、27年度からは約9,000万円から1億円程度の地方消費税交付金が入ってくるという見込みでございます。

次の15ページの、第10款地方交付税です。ここを説明させていただきます。昨年度よりも1,000万円増額をさせていただきました。これにつきましては、国の地方財政計画では1%の減額ということで言われているところなんです、本町の本年度の実績等を勘案させていただきまして、本町においては1,000万円増額というところで計上させていただいております。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤でございます。

同じページの11款でございます。交通安全対策特別交付金でございますけれども、これは昨年どおり120万円を計上させていただきました。

その下の、12款分担金及び負担金でございます。消防費分担金としまして、先ほどの耐震性貯水槽整備事業分担金としまして、43万円の2カ所分の86万

円としまして計上させていただきます。

以上でございます。

○財産管理係長（田上浩尚君） 財産管理係、田上です。

17ページをお開きください。13款使用料及び手数料の中で、1節高森総合センター使用料を36万円上げさせていただきます。

○地域振興係長（古澤要介君） 2節朋遊館使用料につきましては、入浴料を本年度実績に基づく試算をしております。入浴料58万2,000円、施設使用料5万1,300円、合計の63万3,000円です。それまでの朋遊館の施設使用料につきましては、大体年間75件ほどの申し込みがございましたけれども、町長の指示どおり利用を大きくしなさいということで、現在における今年度の受け付けは128件となっております。75件でしたので、その倍140件に向けていろんな施策等やっていこうということで頑張っておりますけれども、如何せん今日は12日でございます、あと18日ほどしかございませんので、140件にはちょっと満たないかもしれませんが、今から味噌を女性の方がお作りになると、これが15グループほどございますので、何とでもこの目標に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○総務係長（後藤一寛君） 次の22ページをお開き願います。

14款の国庫支出金でございます。8目消防費国庫補助金でございます。耐震性貯水槽の3基分で430万円の2分の1の3期分で645万円を計上させていただきます。

続きまして23ページをお開きいただきます。2目総務費国庫委託金、2節自衛官募集委託金が1万9,000円を計上させていただきます。

以上でございます。

次の、15款県支出金でございます。総務費県負担金、派遣職員負担金としまして439万円を計上させていただきます。

総務係としましては、以上でございます。

○財産管理係長（田上浩尚君） 続きまして、財産管理係、田上です。

31ページをお願いします。16款財産運用収入ですが、土地建物貸付収入を693万9,000円計上させていただきます。これは、693万9,000円のうち、町有地の貸付収入89万5,460円を計上させていただきます。

同じく、31ページの財産収入のうち、財産売払収入で、1節物品売払収入を3万円見込んでおります。それと、3目不動産売払収入で、土地売払収入を1,000円、これは存目でございますけれども、計上させていただきます。

○総務係長（後藤一寛君） 続きまして、同じく31ページの、17款寄附金でございます。消防団の退職者の退団者の寄附金としまして5万円計上させていただいております。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係です。

同じページの後先になりますが、財産収入で、利子及び配当金というのがございます。これは各基金の利子を受け入れるもので、それで利率的に0.1から0.2%程度での利息を見込んでいるところでございます。

32ページをお開き願います。繰入金につきまして、基金繰入金でございます。財政調整基金から6,900万円、それから特定目的基金でありますふるさとづくり対策事業基金、それから社会福祉振興基金、この2本を今年度は繰り入れをさせていただきたいと考えております。ここ数年ですね、特定目的に絡む繰り入れは活用されておりませんが、基金の有効活用という観点から繰り入れを行わせていただきまして、それぞれ事業にということとさせていただいたところでございます。

次、19款繰越金につきましては、前年度からの繰越金ということで、昨年度は5,000万円でございます。ところがやはりここ数年の実績からすると当然もっと見込めるといふ部分がございますものですから、当初は8,000万円の繰越金を計上させていただいたところでございます。

一番下の、20款諸収入の町預金利子におきましては、これは町の普通預金の口座からの預金利子の繰入金を20万円計上させていただいているところでございます。

次の33ページ、雑入の中で、上から2番目、オータムジャンボ宝くじ市町村交付金でございます。これは今年の実績をもとに計上させていただいたところでございます。355万9,000円でございます。

○財産管理係長（田上浩尚君） 財産管理、田上です。

同じページの雑入でございますが、コピー代ほか18万円からずっと電気自動車補助金までの分が、財産管理のほうで計上させていただいております。この中で、電気自動車貸与NEV補助金につきましては、本年度電気自動車のほうを、県主体によります事業の中で実証試験が行われております。その中で、今回、世界文化遺産に登録された阿蘇地域を中心に電気自動車の貸与が2年間、貸与自体は2年間限定でございますけれども、1台ずつですが貸与されます。それに基づきまして、歳出のほうでも上がっていきますけれども、充電器等を設置しなければなりません。その分につきましては、補助金という形で返ってくるようになっております。一部経費を除いて補助金として返ってくるようになっております。

その分でございます、480万円を計上させていただいております。

次の34ページ、同じく電気自動車の急速、電気料のことでございますけれども、10万8,000円計上させていただいております。これも先ほどの経費と同じで、補助金という形で、電気料金についても入ってくる予定でございますので、10万8,000円計上しております。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係、岩下です。

35ページをお開き願います。21款町債につきましては、先ほどの地方債のところで説明のとおりの内容でございます。

○総務係長（後藤一寛君） それでは、歳出でございます。37ページをお開き願います。総務管理費の一般管理費でございます。総務課としまして、先ほど申しましたとおり給与等も関係しております全体の流れを申しますと、給与につきましては、本年度の退職者、25年度の退職者が8名程度おります。26年度の採用予定者が8名を予定しておりますので、今現在回している分が追加で上がってまいりました。全体的には給与としまして550万円ほど減額、総額として減額です。手当等につきましても1,800万円程度減額となっております。しかしながら、ご承知のとおり最近の新採職員が町外からの採用が多うございますので、住宅等を借り上げて住むという、そういう背景から住宅手当等が高騰しているのは否めないところがございます。

それでは、一般管理費の詳細について説明させていただきます。1節報酬につきましては、駐在員報酬と懲戒審査委員会委員の報酬及び指定管理者選考委員会の報酬を計上させていただきました。これが1,742万2,000円になります。それと給与は総務課関連の給与でございます。職員手当、これが通常に計上しておりますけれども、この中に、一番下に国人事交流者赴任手当というのが書いておりますけれども、これに関しましては、7月から国からまた1人こちらのほうにまいりまして、こちらのほうから1人出ていくような予定となっております。その分の手当関係でございます。

38ページ関係でございますけれども、共済費は職員関係でございますけれども、賃金につきまして、休職時等の臨時の雇用の分の賃金というのが、これは今年度は女性職員が結婚して産休に入る部分がかかなり増えてきておりますので、その分で、数字的に若干多くなっております。それと、旅費でございますけれども、普通旅費と特別職、町長の旅費、研修旅費、費用弁償等となっております。昨年度と比較しますと、研修を、25年の補正のときに財政係長が説明しましたように、研修を指導監ということで、財政に絞って研修専門家をというところでやります関係上、研修費が大幅に減っております。

次、10節交際費でございますけれども、これは124万円と前年どおりで、100万円が町長の今年度中の交際費としまして、24万円は香典代として組んでおります。

次の需用費でございます。需用費につきましては、消耗品と燃料費、食糧費、印刷製本費で520万円程度を計上させていただいております。

役務費でございますけれども、役務費につきましても、郵便料、クリーニング代、広告代、それと色見・戸狩地区、これが別荘地の配布手数料と全国総合賠償消防保険料、ここまでで91万3,000円。全国総合賠償補償保険料と申しますのは住民がイベントとか、そういったものでけがした場合の補償になっております。

続きまして、委託料でございますけれども、委託料を635万円程度上げさせていただいております。この中で、新しいものといたしまして、人事評価研修の委託料を計上させていただきます。人事評価研修につきましては、平成17年の地方公務員法の改正によりまして、取り入れなければならないものとされております。県下44市町村の中で取り入れてない町村が9つございまして、その中の1つが高森町でした。したがって、本年度から向こう3カ年試行で取り入れまして、そのために人を評価することの難しい部分がございまして、それをうまくひとつ研修として入れさせていただくということで予算計上させていただきます。以下は各職員の健診関係でございます。

次の39ページが一番上の段、職員採用試験と防犯カメラ設置委託料と電話交換というふうになりますが、この中で防犯カメラ設置委託料でございますが、これにつきましては、一つは観光交流センターがですね、無線LAN、要するに線がなくてもインターネットができる状態になっております。その電波を求めて、子どもたちが交流センター周辺にたむろしているという情報があります。警察のほうから申し入れがございまして、ぜひあそこへ防犯カメラを付けてほしいというのが、それがまず1点と、それと役場庁舎内等両出張所に設置する予定としております。役場庁舎内と両出張所につきましては、なぜという疑念を持たれる方もおられるかと思っておりますけれども、ご承知のとおり最近の多様化が進んだ関係です、役場に非常にいろんな方がお見えになります。俗に言うクレーム関係につきまして、1時間2時間平気で役場にいられて、それも定期的に来られると。そういう中で実際顧問弁護士がいらっしゃいますけれども、顧問弁護士の方にもご依頼申し上げて出てきていただいている、そういう実情がございまして。そういった背景から、職員を守るところは何かという観点で、今回も防犯カメラという部分がございましたので、そのためにこの設置をこの庁舎内に設置させていた

だくということとして、270万円を計上させていただきました。

次の、14節使用料及び賃借料につきましては、高速道路の使用料、これにつきましてはかなり上がってきております。それと例規ベース、例規集が入っているソフトですけれども、その使用料、それと駐在嘱託員研修のバスの借上料を上げさせていただいております。これは今までなかったんですけれども、これにつきましては私が来たときに計上がしてなかったものを、私がたまたま大型の免許を持っています関係で、マイクロバスを社協から借りて行っていました。それを監査委員さんのほうに指摘を受けましたもので、今回計上をさせていただきました。

負担金補助及び交付金につきましては、阿蘇郡市の市町村会負担金を含めまして、防犯灯の整備補助金までですね、それと県職員の派遣職員の負担金まで含めまして1,100万円程度計上させていただいております。

以上でございます。

**○財政係長（岩下 徹君）** 財政係の岩下です。

次の40ページをお開き願いたいと思います。第3目財政管理費でございます。項目的には、昨年度と同一の内容の項目を上げさせていただいております。若干消費税の増額等で経費が上がっております。13節委託料につきましては、公会計の整備に基づくものでございます。それと14節使用料及び賃借料の下のほうの行財政情報システム使用料につきましては、環境速報ですとか全国の行財政情報を素早く配信、受けることができるハイジャンプという機能を13倍（バイセンス）という、13倍使えるというもので、前年よりも消費税分の増額分で計上させていただいております。

**○財産管理係長（田上浩尚君）** 財産管理、田上です。

41ページをお開きください。財産管理費につきましては、賃金50万円、旅費2万100円というものを、前年同様組ませていただいております。

需用費ですけれども、消耗品ほか修繕費まで、今年度の実績等をもとに計上させていただいております。この中で燃料費につきましては、A重油等の高騰等もありまして今年よりも多く含んでおりますけれども、これは歳出のほうで説明いたしますけれども、エアコン等の設置を今回考えております。もしそちらのほうが進めればA重油等については不用になってきますので、その分燃料代等は大きく落ちる予定でございます。ただ、今の段階ではいつ時点で設置というのはまだ決まっておられません関係上、今年なりの実績なりで計上させていただいております。

12節役務費につきましては、電話費、建物共済費、燃料費等までで317万

3,000円計上させていただいております。この中で、エコねっとシステム管理手数料というのが今回上げさせていただいております。これにつきましては、今電灯等でLED化をしております、電力量自体はかなり下がっておりますけれども、料金のほうが下がってきておりません。といいますのも、一番ピーク時高圧等を使っておりますので、ピーク時の電気料が1年間ずっと引っ張ってきます。それが参考基本額になってきますので、それが真夏か真冬かに出てきます。そのときに大きく上がった数字が1年間の基礎額になってくることです。それを調整するためにこのシステム管理手数料というのが発生してきます。これはピークが、現在のピーク時の想定をその80%なら80%ぐらいに抑えておいて、その寸前になると通報システムというか、ブザー等が鳴りまして、今落としてくださいというようなことになれば、そのとき数分というか10分程度ボイラーとかエアコン等つけている場合はそれを消していただくと、80%の基本額が、その後1年間通用するという感じになりますので、それで20%ほど電気料は安くなっていくということになりますので、大体毎月8,100円を支払うようになりますけれども、それを入れていたほうがかなりの効果がありますので、今回計上させていただいたところでございます。

13委託料につきましては、365万5,000円全部で計上させていただいております。浄化槽から、41ページ一番下の高架水槽までは前年度等の数値に消費税相当分を若干想定しております数字でございます。

次42ページの、公有財産台帳整理評価業務委託につきましては、これは公会計の関係上で土地建物は24年度までに終了、備品関係については25年度に終了、あと工作物と森林等につきましては26、27年度で計画しております。26年度についての分ということで181万4,400円の業務委託費を計上させていただいております。あとの印刷費、保守委託、自動ドア装置点検業務委託については、消費税相当分を変更しております。

続きまして、14節使用料及び賃借料ですけれども、これにつきましても、毎年計上させていただいている分の、あと消費税調整を主にしております。その中で、大型コピーの使用料とカラー複写機の使用料、大型コピーにつきましては72万円、カラー複写機については60万円ということで、今年度用にかかなり大きく増額させていただいております。これは、実績に基づくものでございまして、いろいろな研修の資料とか、そういういろいろまちづくりとか保健師の指導とかにカラーコピーを使ったりコピーを使ったりする量が非常に多くなっております。いろいろ研修等もかなりやっておられますので、その中で発生する使用料でございますので、大きく計上させていただいたところでございます。あとは、電気自

動車の充電の使用料ということで1万8,000円計上しておりますけれども、これは電気自動車を貸与いただいております分で、よそに行ったときに途中で充電する可能性がございます。1回大体500円程度かかるのではという推測の下に、月3回ぐらいは使用するだろうということで、その1年分ということで1万8,000円計上させていただきます。庁舎の維持管理等については、毎年の分を計上させていただきます。

次の、15節工事請負費に4,002万2,000円計上させていただきます。これにつきましては、高圧変電設備改修工事、これは高圧のキュービクル関係が耐用年数が過ぎております。部品等が過ぎております関係上、指摘を受けておりましたので、今回庁舎のほうのキュービクルのほうを改修させていただきます。これは改修しておかなければ、今パソコンとかいろいろ関係がいつ壊れてもおかしくないようなキュービクルのほうでございますので、計上させていただきますところでございます。空調機の入替えにつきまして2,894万2,000円ということで、これは町長の説明の中にもあったかと思っておりますけれども、今、夏と冬、エアコンとボイラーという感じで使っておりますけれども、これは冷暖管理の空調機エアコンを、40数基になるかと思っておりますが、入れる予定でございます。これを入れれば、先ほどの重油代等も減額されることとなります。今のエアコンのほうにつきましても25年を過ぎております。ボイラーのほうは30年を過ぎております。部品がございませんので、今回は入れ替えということで計上させていただきますところでございます。

次の、電気自動車の充電電源工事ですけれども、これは電気自動車貸与に伴うもので、ここでは庁舎のほうと野尻出張所のほうを予定しております。これは普通充電で時間のほうは長くしておりますけれども、置いたままずっと、庁舎なんかはそのまま翌日使うと、そういう部分は十分対応可能かと思っております。その下の電気自動車の充電の急速充電器の設置工事のほうが480万円計上しておりますけれども、これは草部出張所を予定しております。これにつきましては、補助のほうで一部経費等は差し引かれますけれども、補助で入ってくる予定でございます。これは8年間設置義務がございますので、電気自動車が2年間貸与でございますが、その後は多分安価な価格で譲り受けがされるものと思っておりますし、また電気自動車等につきまして普及目的がございますので、ぜひ設置しとってこれということでございますので、草部のほうに採用しております。

ちなみに、アスカのほうにも充電器のほうは設置される予定でございます。これは事業者のほうが直接されるのでございますけれども、ですので、町うちは急速ですからアスカのほうでできますし、山東部のほうに行ったときには、草部の



ほうで充電できるというような体制がとられるかと思えます。

続きまして、16節原材料費ですが、これは50万円を計上させていただいております。これは毎年計上をお願いしている分でございます。

18節、備品購入費でございますけれども、これにつきましては205万5,000円計上しておりますが、庁舎内の消火器、センターもそうですけれども、消火器のほうは10年以上全部経っておりまして、庁舎内のほうで1本ぐらいですかね、10年以下の分は。ほかは10年以上経っております。消防指摘で、今は10年以上経ったものには詰め替えができません。ですので、今回計上させていただいているところでございます。庁舎内のロールカーテンということで、1階の今ロールカーテンにしていない部分と2階等の部分でロールカーテンのほうを計上させていただいております。

続きまして、43ページをお開きください。負担金補助及び交付金ですが、電話ユーザー協会のほうの負担金ということで、3,000円計上しております。

6目町有林管理費ですけれども、これは町有林監視員の報酬ということで25万6,000円報酬のほうを計上させていただいております。これは8名分でございます。賃金のほうですが、65万円程度少なくしておりまして、町有林等の作業道で50万円、川頭団地下刈人夫賃と町有林清掃等で10万円と合わせて65万円としています。

旅費につきましては、監視委員さん等の役場までの費用弁償、会議等開くときの費用弁償等で2万円です。役務費につきましては森林国営保険のほうを、町有林につきましては各年更新でございます。2年間ということで、今度がその年でございますので、115万9,620円を計上しております。旧警察協会の分収林ということで、こちら側につきましては、毎年手入れをかけているところでございますので、合わせまして118万3,000円計上させていただいております。

次に、委託料ですけれども、148万2,000円計上しておりますが、22年にですが、MAEDAの森、たかもりというところで、前田建設のほうに寄附金等されまして、それ分下切地区のほうにMAEDAの森というのを植林しております。その分下刈りを行うことになっておりますので、その分28万1,000円と、川頭団地、元城団地の下刈りということで、計上しております。また、長笹団地等の下刈りで100万円を、これは直接的にどこかというところはまだはっきりはしていませんが、長笹団地を中心に約100万円ですので、なかなか広くはできないと思えますが、計上させていただいております。機械借上げが20万円、原材料で6万円ずつ計上しております。

次の、7目訴訟費ですが、弁護士さんの委託料86万4,000円、これにつき

ましては、顧問弁護士の委託料ということで、現在までは60万円の消費税で、63万円で年間お願いしておりましたけれども、ここ数年、頻繁に相談件数が増えておりますし、相談案件も非常に多岐にわたっております。そういう観点から、基本額を10万円上げましたところで70万円、それに今まではこちらから弁護士さんのほうに行くばかりでございましたけれども、今回からは、次年度からは来ていただいて相談を受けてもらおうというケースも出てくるかということで、その旅費等も鑑みまして、総額で80万円の消費税ということで86万4,000円分計上させていただいているところでございます。

次、44ページでございますけれども、8目高森総合センター管理費です。需用費のほうは消耗品から修繕料まで計上しておりますけれども、今年度等の実績等をもとに計上しております。修繕料につきましては50万円一般の修繕という感じで、残りにつきましては46万9,000円につきましては、林業総合センターの高森総合センターのほうの自動ドアの外側の部分が、ちょっともうフレームのほう等から傷みが激しく、限界に近いということで指摘を受けておりますので、その分の改修を考えておりますので、その分を計上させていただいております。

役務費につきましては、先ほど言いましたエコねっとシステムですね、これを同額金額11万3,000円で計上しております。

委託料につきましては、これは毎年行っている部分の消費税相当分を鑑みたとところで計上させていただいております。90万7,000円でございます。

備品購入費につきましては、先ほど言いました庁舎分とセンターのほうの1階の部分を計上しております。同じく、9目の車輛管理費でございますが、需用費につきましては消耗品、修繕料等を合わせまして73万4,000円計上しております。その下、役場のほうで管理しております車両のほうは、今消防車を除いて24台ございますので、その関係の地籍調査、水道以外につきましては、この車輛管理費のほうで計上しております。地籍等につきましては、補助金等の関係で、そちらのほうで計上したところでございます。

役務費190万7,000円計上しておりますけれども、これは車検とか点検時の分ということで、手数料並びに自賠責保険料等を計上しております。ここに29台と書いておりますけれども、これは共済保険等につきましては、全員の地籍調査、水道等も含めたところで保険等はかたっておりますし、その分でございます。

次、45ページの使用料及び賃借料でございますけれども、これは8万円計上しております。社協から借り上げがあります。各団体の研修とかいう借り上げがございますので、その分財産管理のほうでまとめて5万円を計上しております。

ETCの使用料ということで、近頃高速等を使って行く機会が多数ございます。各課にある程度の方は組んでありますけれども、直接組まれていないところとか、財産管理一部課の分につきまして3万円を計上させていただいております。

18備品購入費でございますけれども、これにつきましては、12月の定例会のほうで、財産管理課のほうが設置されることになっている状態で、提案されて可決されたところがございますが、それに伴いまして、軽トラック、軽自動車のほうを購入を予定しております。現場が中心の課になりますので、どうしても必要でございますので、軽トラック、軽自動車等を購入する計画になっております。

あと、水道とかですね、地籍のやりぐりと自動車等のやりぐりも考慮しまして、2台だけ確保させていただきまして、古い車から2台を順次車検時に廃車していくような段取りをとらせていただきたいと思います。

公課費につきましては、車検時の重量税等の分でございます。

10目墓地管理費ですが、これは賃金で2万円と需用費で5万9,000円計上しております。69区画のうち68区画が貸付区画でございます、全区画貸付のほうはできておりますので、その維持管理費の中で年に1回ですけれども、草刈りのほうを業者のほうに頼みます分が2万円と、あと消耗品費で、その土地等の消毒剤等を購入する分ということで1万円。光熱水費で電気料と水道料が毎月発生しておりますので、そのへんも一応考慮ということで、計上しております。

財産管理は以上でございます。

○地域振興係長（古澤要介君） 引き続き49ページ、14目草部出張所費のご説明をいたします。ほとんどが経常経費でございますけれども、若干の備品の購入であったりにおきまして、消費税分5%が8%で計上しておりますので、若干増えている部分もございます。目新しいものとしましては、18節備品購入費、事務室用テレビそれから事務室用通信電話、普通の電話なんですけど、事務用テレビにつきましては、平成25年の当初予算にも予算計上いたしましたけれども、総務課長査定におきまして却下されまして、野尻草部両出張所におきましてはデータポンを見ることができませんでしたので、住民の方から天気を、「明日は晴るっとか」といろいろ聞かれたときもご返答ができませんでした。地デジチューナーを使いましてしてございまして、途中で町長が、「古澤さん、それは必要なんだから上げてください」とおっしゃったんですけれども、当初予算で認められなかったものを補正で計上することはいかなるものかという考え方でしませんでした。

それから、事務用通信電話、普通の電話ですけれども、草部出張所のが接触部分がちょっとおかしくてですね、今周りにガムテープを張って接触をしております。支障が出ております。本庁から電話があったときに、浮いた状態になってお

りますので話し中になっているという指摘がございましたので、これも安くNTTのほうに見積もってもらいまして、2万7,889円を計上しております。

次、15目野尻出張所につきましては、先ほどテレビの全く同じ品物を備品購入として上げております。

16目朋遊館管理費につきましては、目新しいものとしましては、11節需用費、修繕料でございます。171万3,000円を計上しております。その内訳につきましては、ろ過器周り、他機器交換及び修理、これがほとんどが平成11年11月11日に朋遊館はオープンしておりますけれども、既に15年が経過して老朽化しているものがたくさんあります。それから、今は男子と女子を1週間ごとに湯船を替えてやっておりますけれども、浴槽豆砂利洗い出し部分改修工事と言いまして、昨年補正でいっていただきました、その床部分についてはタイル等張ったんですけれども、今度は一段上がった座る部分が、まだ豆砂利が出ているんです。私もたまに行きますけれども、お尻が痛いんです。そこで、その部分について改修工事を23万1,735円、それから非常用発電機ファンベルト交換、電気が何らかの形で切れた場合に非常用の発電機を使うわけですけれども、そのファンベルトがおかしくなっていると。それから蓄電池がもう耐用年数超えていて、用事を果たせないということで、この機器の設備点検におきまして指摘を受けましたので計上しております。

それから、消防用施設点検におきまして、ホースも耐用年数を超えていると。誘導灯はもう切れている部分があるということで、これが6万円です。それから、消火器も耐用年数超えているということで上げています。その他の修繕20万円につきましては、急遽接続部分のパッキンから水が吹き出たりすることがあるんです。故障が発生してできるだけ時間を、間髪を入れずに修理をするために20万円を一応概算ですけれども上げております。住民の方々にできるだけご迷惑をかけないように、それから役場と住民との信頼関係をさらに発展することができるように、設備点検をしていただいた会社は熊本会社ですけれども、提携を組んでいらっしゃる会社が高千穂にございまして、2時間以内に来ることができますので、それから部品が交換であれば交換を、まだ発注すれば1週間ほどかかることもありますけれども、軽微な修理だったらすぐしてくれますので、そういう形で一応20万円を修繕費として計上して、合計が171万3,000円ということでございます。

あとは、目新しいものはございませんので、もし何か疑わしいことがあったらご質問いただきたいと思います。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） 質疑の中で、経常的なもので、少額的なものについては特に必要に、説明がないから。時間が。

○総務課長（岩下公治君） 岩下です。

経常的なものは特に取り上げず、それから経常だけのものであってもですね、特に説明があるものだけ係長からご説明します。

進めます。では、交通安全対策費から。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係の後藤でございます。

51ページをお開き願います。17目交通安全対策費でございます。交通安全対策費で目新しいものにつきましては、負担金補助及び交付金の交通安全県民大会阿蘇大会負担金、これが今年の11月に開催されます。一番下にございますけれども、額面的には1万1,000円ですけれども、ここが上がってきているのが目新しいものでございます。交通安全対策費はあとはもうご覧のとおりでございます。

続きまして、59ページをお開きいただきます。選挙費になります。1目の選挙管理委員会費、2目の選挙啓発費につきましては、通年と変わりません。通常どおりでございます。3目の熊本県議会議員一般選挙費、これが4月の第2週目にこれは行われます関係で、本年度での計上が必要となってまいります。これにつきましても選挙年の例年どおりでございますので、必要経費のみを計上させていただいております。

次の、参議院議員の通常選挙費につきましては、これは廃目でございます。

次に、108ページをお開き願えますか。消防費でございます。1目が常備消防費です。これは今年が1億1,200万円程度となっております。2目の非常備消防費になりますけれども、これにつきましては、12月に上程させていただきました機能別団員の件で、年報酬として1万円を計上させていただいております。これは一応山東部のみということで、25名程度を上げさせていただいております。

あと、報償費で、今年が操法の年でございますので、会場がですね、南阿蘇畜協のほうに結局移動させていただきます。町の操法大会が6月8日、郡が7月5日で、同じ高森の畜協でございます。その関係で報償費が若干上がっております。

あとは、もうほとんど例年とそう変わりなく、ほかの経費につきましては計上をさせていただいております。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、先ほど申しました操法の関係で助成金が地元大会でちょっと頑張ってもらいたいという意味合いを込めまして、通常助成金としまして15万円だったのを、30万円にしまして、その3回。3回

分の明細は、自動車ポンプ車が1台、それと小型ポンプ車が2台まで出場可能と会議でなりましたので、その分でございます。

3目の消防施設費でございます。これにつきましては、工事請負費としまして、耐震性貯水槽の分を3基分上げさせていただいております。それと、負担金補助及び交付金の分で、公共的施設整備事業の補助金としまして、旭通りが2件、それと横町、芹口と上在区と、それぞれ上がっております。その分を計上させていただきまして、110万円程度計上させていただいております。

4目の防災管理費ですが、これが先ほど興柵委員がおっしゃいました報償費の防災訓練の謝礼の部分が3万円になっています。

あとは、ほとんど例年どおりの計上となっております。以上でございます。

#### ○財政係長（岩下 徹君） 財政係の岩下です。

134ページをお開きいただきます。134ページの下の方です。第11款公債費でございます。元金及び利子、元金につきましては5億886万5,000円、利子につきましては5,116万6,000円、合わせて5億6,000万円ほどということになっておりまして、前年度よりも3,747万2,000円借金返済分は減ったという状況でございます。ただし、今年、来年と情報通信基盤事業、特にですね、こういう大事業がございます。約3年後からはまた金額が増えてくる部分が出てくるかというところでございます。

次のページの、第12款諸支出金につきましては、それぞれ基金の運用益ですとか寄附金を積み立てるものとして計上させていただいております。一番下の、13款予備費につきましては、昨年度同様1,000万円で計上させていただいたところでございます。

それから、歳入のところで、私が一つ説明が漏れておりましたところを説明させていただきますと思います。

22ページをお開き願いたいと思います。一番下のところで、国庫支出金の第10目で、がんばる地域交付金というのを今回計上させていただいております。町長の提案説明でも一部提案しておりますが、この交付金の元の事業は、25年度の補正予算で計上されています草部第2地区と横山地区の農業用水路整備事業、これをすることによってこのがんばる地域交付金が交付されることになります。内訳としましては、補助対象事業費127,500、1億2,750万円の事業費に対して、補助金が55%ということで、70,125という数字が補助金になります。残りの45%、57,375というのが町の負担金、5,737万5,000円というのが町の負担金。もう一回、ゆっくり言いますと、合わせて事業費が127,500、1億2,750万円、補助金が70,125、7,012万5,000

円、町の負担額です、これが57,375、5,737万5,000円というのが町の負担額になりまして、実際、その事業に対しては起債を充てることにしています。5,730万円起債を充てることにしていますが、その57,375に対する3割ががんばる地域交付金として交付されることになりまして、それを26年度の当初予算として計上していいということになっておりますので、その分で1,721万2,000円を計上させていただいたところでございます。これも、昨年度の元氣臨時交付金も7割から9割という範囲があったんですけども、今回も3割から4割という範囲で交付されるということで、財政力指数ですとか、この間新聞報道でありましたけれども、25年度の職員給の減額があったと思います。7.8%の減額というのがあって、それをしていない市町村には、これを満額交付はしませんよという新聞報道が出ておりました。職員給を減額していない市町村は、恐らく3割のままでのがんばる地域交付金の交付だけだろうと思います。うちの場合は、職員給与の減額もしておりますし、財政力指数も弱いというところから、恐らくこの割合が4割に増額されるだろうということで見えておりますが、現時点としては3割というところで予算を計上させていただいたところでございます。

それからもう1点、一応予算については以上でございますが、先般、今地域の元氣臨時交付金の話をしましたけれども、最終的にその充当事業といえますか、どの事業に幾ら充当しますということを議員の皆さまにご説明する必要があるということで私申し上げておりましたけれども、まだ事業費の確定を見ておりませんものですから、ちょっと今回の定例会のときにお出しするのはちょっと時期的に早いという考えの下、次回の定例会のときに、どの事業に幾ら充当されていましてよという報告をさせていただきたいと考えています。

以上でございます。

○総務課長（岩下公治君） 以上で、一般会計、平成26年の説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（芹口誓彰君） それでは1点だけすみません、芹口です。

42ページ、車の電気急速充電とする充電器購入ということで、480万円という、かなりな金額が予算計上されていますけれども、これは一般の方も利用できるわけですか。また一般の方が利用された場合、この使用料はどんなになるのかですね、お尋ねしたいと思います。

○財産管理係長（田上浩尚君） 財産管理、田上です。

これにつきましては、一般の方も当然ながら使用できるようになりますけれども、それはカード方式か何かになるかもしれません。まだそこあたりははっきりはしていませんから、電気自動車ですので、電気自動車の中で、その分大体満タ

ンにすると500円程度ということで、カード方式になると思いますので、その場合は草部では、物産館なり出張所のほうに行かれて、そのカードでしていただくという感じになるかと思います。

電気料というか、充電器のほうにつきましてはですね、480万円という高額でございますけれども、これは一部経費を除いて補助金のほうで返ってくるということでございまして、一般の方につきましては、形はどんなのかまだはっきりはしておりませんが、誰でもできるような体制ですが、ちょっと時間がですね、物産館なり役場が開いているときはそのまま利用できますけれども、開いてないとき等の対応のほうは、またちょっと考慮する必要があるかということで、コイン式なり何なりの仕方を検討はしてもらっているんですが、今現実的には、そのカード方式を出張所なりに預けておいて、使われる方はそこに寄っていただいてその分で充電していただいて、その分、500円なら500円を満タンにしたときに払っていただくという感じです。

○委員（芹口誓彰君） 普通の燃料費あたりは燃料代払わないといかんたい。すると、これについては不特定多数の町外の方も使われるのですか。

○財産管理係長（田上浩尚君） はい。です。

○委員（芹口誓彰君） カードを買って。

○財産管理係長（田上浩尚君） 田上です。

カードを買うといいますか、カードのほうは、カードは出張所か物産館等に、販売というか、カードといいますか、それは電気自動車の充電器用のカードをそのままです、それを買っていいですか、それを借り入れる。それを借りるときに満タンで500円なら500円という料金を窓口で払ってもらうという感じになるかと思います。

コイン方式が本来はいいんでしょうけれども、そのコイン方式の対応はまだできてないみたいですので、そこあたりどういう形で持ってくるかというのは、今まだそこあたりははっきりしておりません。

○委員（芹口誓彰君） じゃあ、そういうことで、いずれにしても使用料は取るということであれば、使用料は予算に上げんでもよかったですか。

○財産管理係長（田上浩尚君） 田上です。

使用料につきましては、現段階で、実質上は、そのまま課金業者のほうに渡すような感じになるそうです。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長の岩下です。

この制度自体がですね、今まだ通産省とやり取りがあっておりまして、基本的に課金をしたら、この設置業者がそのお金はもらおうと。それを相殺して補助金で



基本的にこっちに全額ほとんど戻ってくるという形です。それにつきましては、今ちょっと不透明なところがあります。ただ、お金は当然徴収していただくけれども、議員ご質問の、収入、その500円から500円とかいう歳入項目は今年ちょっと設けられないということになります。今制度設計中でございますものですから、補正等で対応が出てくる可能性はあります。

そういうところでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（芹口誓彰君） はい。

○委員長（立山広滋君） ほか、ございませんか。どうぞ。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

32ページの歳入で、国で、ふるさとづくり対策事業というのと社会福祉振興基金を使われるということですが、既に提案の社会福祉振興基金なんですが、残高は今幾らぐらいあるのかですね。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係の岩下でございます。

社会福祉振興基金の残高につきましては、現在2,725万2,980円です。27,252,980ほぼ同じでございます。今回1,850万円の繰り入れをさせていただいて、充当先といたしましては、朋遊館の駐車場整備事業ですとか、在宅老人の福祉サロン事業ですとか、あとは介護保険の特別会計の事業あたりのところでですね、繰出金という形になりますが、そういった事業に充当させていただきたいと考えている状況でございます。

○委員長（立山広滋君） ほかにございませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務課に関連する付託案件については終了いたしました。

総務課の皆さん、お疲れ様でした。

-----○-----

休憩 午後 2 時 2 5 分

再開 午後 2 時 3 5 分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました政策推進課関連の議案第 19 号、平成 25 年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

高森町一般会計補正予算第 10 号についてご説明申し上げますが、今回の補正はですね、ほとんどが補助金の確定が、これによりますと金額調整を行ってまいります。増額した分について、詳しく説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、係長のほうから説明いたします。

○商工観光係長（今吉輝子君） 商工観光係の今吉です。

歳入について説明いたします。12 ページをお開きください。13 款使用料及び手数料、1 項使用料の 6 目商工費使用料、1 節の湧水トンネル公園使用料で 600 万円計上しております。これは、本年度入場者数が見込みよりも多かったために計上させていただいております。

歳入は以上です。

○政策企画係長（眞原友紀君） 政策企画係、眞原です。

歳入のほうの 15 ページをお開きください。15 款県支出金、2 項県補助金、2 目総務費県補助金の 9 節地方バス運行等特別対策補助金といたしまして、熊本県のほうから 256 万 7,000 円交付決定がなされております。

歳入については、以上でございます。

○情報管理係長（緒方久哉君） 情報管理係の緒方です。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。23 ページをお開けください。2 総務費、1 総務管理費、2 文書広報費、節 11 需用費、13 委託料ともに、今年度事業の確定分による減額となっております。

○政策企画係長（眞原友紀君） 政策企画係、眞原です。

23 ページから企画費のほうが入っておりますけれども、歳出のほうにつき、減額の分についてはご説明のほうは省略させていただきまして、増額の分についてご説明をさせていただきます。24 ページのほうをお開きください。

19 節負担金補助及び交付金でございますけれども、このうちの地方バス運行特別対策補助金といたしまして 283 万 4,000 円増額をしております。これにつきましては、産交バスのほうから補助金の交付申請がございまして、当初はで

すね、昨年度の決算額のほうをそのまま計上させていただいておまして、燃料等の高騰によりまして単価のほうが上昇しておまして、その分を増額補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○情報管理係長（緒方久哉君） 情報管理係の緒方です。

続きまして、13目電算費です。こちらは12節役務費、13節委託料ともに、今年度事業の確定に伴う減額となっております。

以上です。

○商工観光係長（今吉輝子君） 商工観光係の今吉です。

37ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、5目温泉管理費の中の9節の旅費になりますけれども、費用弁償のほうが非常勤職員の増減により不足が生じておりますので、1万円増額しております。その下の11節の需用費の中の燃料費なんですけれども、重油の単価のほうが当初は91円でありましたが、12月には98円と高くなっておりますので、不足が予想されますので、過去3年間の2月、3月の平均量に100円を掛けまして2カ月分で390万円、あとガス代の平均値に15万円を2カ月分の30万円で、合わせますと420万円から1月末の残高を差し引きました97万円を増額しております。

以上になります。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 課長の甲斐です。

以上、増額を中心にご説明いたしましたけれども、説明については以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 12ページの説明がありましたけれども、湧水トンネル公園使用料で600万円以上、これは非常に喜ばしいことですが、何か方策をとられましたらこれだけ増額になったのか、お伺いをしたいと思います。

また、23ページ、企画費の報酬124万3,000円の報酬が減額になっておりますけれども、これはどういったことで減額になったのですか。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 課長の甲斐です。

湧水トンネル公園の使用料600万円の収入増ということですけど、すみません、平成24年度がですね、災害の関係で入園者が非常に少なかった。それを見越してですね、当初予算を組んでいたわけですが、それで、災害があるとき、復旧という意味で、今年度は、平成24年度の入館者が10万2,000人でしたが、今年は12万人ぐらい見込めますので、600万円の増としておりま

す。

そのほかの要因としましては、今年度行った高森時間とか、そういうふうなコマーシャルを、電車のつり革とかでコマーシャルをしておりますけれど、そういうものも、福岡を中心にやっておりますので、そのへんで付加が影響して増えてきたのではないかというふうに思っております。これはJTBに組み込んでいる県補助金の委託事業でやっておりますけど、そのへんで増えてきたのではないかというふうに考えています。

以上です。

○政策企画係長（眞原友紀君） 政策企画係、眞原です。

先ほどの消費者生活相談員の報酬の大幅な減額でございますけれども、これはですね、消費生活相談員の基準を週5日というところで見えておりましたけれども、相談員さんの都合でですね、週5日が週2日しか勤務することができないということで、歳入歳出等も、両方とも減額をさせていただいております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） ほかにございませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

37ページの温泉館の管理費ですね。この明細書の中には修繕費等はここに出ていませんが、25年度で修繕費が今現在でどのぐらいいっているのかと、この7,000万円ですか、今現在、指定管理でされていた点では、いったい年間どのぐらいの支出だったかをちょっと参考までに教えていただきたいんです。

○政策審議員（服部信一郎君） 政策推進課、服部でございます。

修繕料につきましては、執行済の部分が約120万円程度でございます。平成18年度から順次申し上げますと、18年度が180万円。〔「修繕費」と呼ぶ者あり〕

○委員（興柁壽一君） 興柁です。いや、修繕じゃなくて、全体の管理費。25年度では大体7,000万円を今いっているということですかね。

○政策審議員（服部信一郎君） まあ、予算上はですね。

○委員（興柁壽一君） そうですね、予算上は。指定管理出されたときには、もう採算等もあったと思いますけれども、そのあたりはどのぐらい年間出ていたのかなというのは、1,900万円だけですかね、1,500万円、どの程度ですか。

○政策審議員（服部信一郎君） 指定管理のときは指定管理料だけで、プラスの修繕費ですね。

○委員（興柁壽一君） それと修繕費ですかね。

○政策審議員（服部信一郎君） はい。

○委員長（立山広滋君） ほかにございませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

初日本当は質問したかったのですけれども、所管ということで、今日お聞きしたいと思っておりますけれども、まず、1番議員さんが温泉館については12月議会で指定管理に予定する中で、26年度も出てきますけれども、また直営ということになってはいますが、その経緯を聞かれたわけですけれども、その中でですね、指定管理に最終的には誰もいなかったということなんですけれども、1番議員も言われたように、時期的にちょっと12月議会で1月から仮にかけたとしても、時期的にも、私もやはり指定管理をする希望者というのはなかなかないんじゃないかなと思うんですよ。私たちが4人運営協議会に入っておりますけれども、あれが終わった後でも、翌年度の方向性を決めて、早めに出しとくともう少し違ったかなとも思うんですよ。そういう中で、指定管理で一応12月議会で決めたのが、今度26年度ではまた直営になったという経緯を、それだけのことでいいのかですね。そのへんの状況をやはり説明なり、こういう状況というのを教えていただく必要もあったのかなと。予算書を見て、ああまた直営かなと思うような状況でいいのかと、少し思いましたので。そのへんをちょっとお聞きしたいなど。

それともう一つですね、これは住民の方からもお話があったんですが、これは全く違う案件なんですけれども、湧水館のことで、何か今年の8月8日に町政座談会が交流センターであったと。その中で、参加者の中からですね、七夕祭りからクリスマスのファンタジーまでの間に、要するに半年半年間ぐらいです、その間の催しが無もないという質問があって、町長さんも前向きに考えたいという話の中で、課長のほうに指示もされたという話も聞くんですよ。その間の催し物等を何か計画しろという指示があったという話も聞くんですよ。それで、いまだかつて、何もあってないと。今の状況を見ると、その期間を外せばトンネルの中のウォーターパールだけが一つの目玉のようになっているけれども、入り口で帰る人が非常に多いと。そういう約束があったのに何も動きがないのはどうしてかという、私に問い合わせがありましたので、そのへんのこともちょっとお聞きしようかなと思ひまして。

先ほどですね、入園料が非常に増えたということは、要するに入り込み客も少し増えているということだろうと思うんですけれども、それも一昨年の災害時から比較して増えただけであって、本来の人数は減っているのではないかというふうに思うんです。そういうところで、担当課としては何かそういう考えを何かお持ちであったのかどうかですね。ただ、その会議でまた課長のほうも「それはや

ります」という話が何かあったというふうに聞いているんですけども、いかがですかね。

○政策推進課長（甲斐敏文君） まずは、トンネルの方から答えます。

○委員（後藤三治君） どっちされてもいいです。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 課長の甲斐です。

トンネルの件につきましては、町長からの指示は受けておりません。トンネルの催し物のイベントについて、町長からの指示は受けておりません。ただ、係としてはですね、やっぱり議員がおっしゃるように、冬のクリスマスファンタジーを半年飾っておく。それと七夕飾りをまた12月まで飾っておくということに対して、時期的にも違和感があつてですね、かなり観光客の方も厳しい目で見られていると思います。係としては、途中ハロウィーンを入れようかという話はしたことがあります。ただ、当初予算にするほど全然組んでなくてですね、ちょっと厳しい面があつて、例年どおり七夕とクリスマスファンタジーになった次第です。来年度につきましては、これは今回予算を上げておりますけど、トンネルのワーキング会議を開催して、催し、イベントについてですね、イベントとその中身の飾り付けについて検討して、それをもとにこのトンネルの装飾イベントを考えていこうというふうに考えています。ですから、今年度までは、言われましたようにクリスマスファンタジーと七夕だけになりましたけれど、特に町長から指示を受けたということは。

今ちょっと審議員のほうから話が出ましたけど、いつまでも展示しとかんで、それを片付けてくれという指示はあつたそうです。ですから、別に「何をせ」という指示はあつておりません。以上です。

温泉館の件につきましては、委員も温泉館運営協議会のほうでいろいろお世話になっておりました。結果的に7月か8月だったと思いますけれども、運営協議会を解散しまして、町で今後の運営については考えていくということをおりました。確かに早めに指定管理の申請をするのが大切だと思いましたが、例年ですね、今まで指定管理に出していたのが12月の議会で債務負担行為を議決いただいて1月に出すということで、そして2月ぐらいで締め切って出すということをしておりましたので、今年も例年と同じようにやったわけです。ですから、その点については深く反省しております。

来年はですね、これは町長からの指示もあつておりますので、9月議会で債務負担行為を起こして、年内に指定管理の公募をするようにということで、12月から1月ぐらいには決定しておくということを指示されておりますので、26年度においては今言いましたように9月議会で債務負担行為を出しまして、早めに

対応したいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（後藤三治君） はい。

○委員長（立山広滋君） ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 次に、議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 課長の甲斐です。

平成26年度の一般会計予算につきましては、この概要書に書かれております主要事業を中心にですね、説明したいと思います。その他の報告につきましては、昨年度と比べて特別に増額になっている事業とか、その点についてを中心に説明していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、係長のほうから説明いたします。

○政策企画係長（眞原友紀君） 政策企画係の眞原です。

今、課長が申しましたように主要事業のほうを中心に説明をさせていただきたいと思います。基本的には歳出ベースで説明をさせていただきまして、それに歳入が伴うときに関しましては併せて説明をさせていただきたいというふうに思います。45ページのほうをお開きください。

総務費の総務管理費のうち、11目企画費のほうでございますけれども、この中で1節報酬それから8節報償、それから9節旅費にあります高森町総合計画策定事業といたしまして、合わせまして86万5,000円でございますけれども、総合計画の策定につきましては、地方自治法の改正により法的な策定義務がなくなりまして、町の自主的な判断に委ねられたことに伴い、今回首長の任期4年に

沿った計画策定に見直すことといたしました。それにまた合わせまして、ローカルマニフェストとの整合性を重視して、首長の政策が総合計画に的確に反映されることとなりまして、施策の執行も効率的・効果的になるものと考えております。

具体的には、住民が主体となりまして、地域ニーズに沿った計画とするため、住民公募による委員さん5名の報酬それから費用弁償、それからローカルマニフェスト推進ネットワークの有識者をコーディネーターに迎えて指導していただくような費用のほうを計上しております。

続きまして、46ページをお開きください。企画費の委託料のほうでございますけれども、まず、高森町観光立町人材育成業務といたしまして100万円です。観光立町推進基本計画の策定には多くの住民の方に、ワーキング会議とか推進会議に参加していただきまして、最終の会議を3月5日に終了しております。現在、その意見を踏まえまして修正等を行い、印刷を行っているところでございまして、その中でですね、最優先事業として人材育成事業が掲げられております。具体的には観光旅行に精通しておりますコンサル会社に委託を行いまして、町内からコーディネーターを選出し、スキル伝授のための教育訓練を行っていかうというふうに考えてございまして、最終的には地域限定型旅行業免許取得を目指していくものでございます。

現在は、単独事業ということで予算を計上しておりますけれども、阿蘇デザインセンターが取り組んでおります観光地域ブランド確立支援事業のほうに要望書のほうを提出してございまして、もし採択されればですね、補正予算のほうでデザインセンターへの負担金という形に組み替えをさせていただいて、デザインセンターの事業で事業を実施することといたしております。

続きまして、同じく委託料の観光ニーズ調査業務委託料といたしまして300万円でございますけれども、これも観光立町推進基本計画の最優先事業に掲げられてございまして、ワーキング会議の中でですね、現状、町の観光に関するニーズについて、町を訪れた方に「目的地は」とか「高森町のイメージ」とか、「何を期待するか」などの調査を行いまして、今後の観光行政に生かすべきであるとの声を反映いたしまして、今度予算の計上をさせていただいております。

次が、同じく委託料の体験交流プログラムの実施業務委託といたしまして200万円計上させていただいております。これにつきましては、本年度も「高森人と楽しむ10のプログラム高森時間」ということで、県の夢チャレンジ事業を使って実施するものでございまして、半分の100万円は補助金のほうで計上させていただいております。これは昨年度実施した10のプログラムは高森、色見はもとより野尻地区、草部地区においても体験プログラムを作成しております。



定員総数85人に対し、参加者は73名と若干定員下回ったものの、来られた方については大変好評で、ぜひこのような事業は継続して行ってくださいとお声をいただいております。

また、事業を実施した地元の方の声としては、たくさんのプログラムを作り、残ったものを充実、磨き上げていくことが大事であるとか、交流でお金になるとは思っていなかったと、参加者交流を求めてお金を払ってもらえると、参加者が喜んでもらえる企画を積み重ね、データベース化し、新しいことを考えていけば、もっと充実できるのではないだろうかというような意見をいただいております。

先ほど申しましたように、本年度も県の夢チャレンジ事業を実施するもので、25年度につきましては、事業費300万円で計上しておりますけれども、26年度につきましては事業費200万円ということで一応縮小して実施をするということにしております。

それから、ページが飛びまして、地域振興費のほうです。12目の地域振興費の負担金補助及び交付金の中の高森町ツーリズムビジネス研究会の助成金でございますけれども、主要事業の紹介です、この事業については平成25年度の100万円から26年度は250万円ということで拡充ということになっておりますけれども、これはあくまでも当初予算ベースでございます、この事業につきましては平成25年度の途中に補正をさせていただいております、これは全額落とさせていただいております、平成24年度の国の補正予算のほうで、総務省関係の過疎集落等自立再生対策事業の100%繰越事業でございますけれども、500万円の事業費で今年度実施しております。事業の内容といたしましては、76名程度のツーリズムビジネス研究会員を中心に、加工所とか直売所、それからツーリズム講座を開設して勉強会のほうを行っております。それから新しい事業、テント販売とか食の祭典、でんでんまつりと同時期に開催しました食の祭典事業等を実施しています。

平成26年度につきましては、これらの講座をレベルアップしようということ考えております、それとともに道の駅とか直売所とかの交流拠点施設の整備の検討に役立つような事業を行っていかうというふうに考えております。

それからちょっとページが飛びまして、51ページをお開きください。19目エネルギー対策費の19節負担金補助及び交付金ということで、ペレットストーブ等設置費補助金といたしまして150万円計上させていただいております。この事業につきましては、25年度に制定しましたペレットストーブ等設置費補助金交付規則に則りまして事業を実施しております、25年度は当初1基当たり10万円を限度に10件を予定しておりましたけれども、年度途中で補正をさせ

ていただきまして、来年度と、26年度と25年度は同じ事業費150万円という形になっております。今のところ最終的に13件の申し込みがっております。補助の目的としましては地球温暖化の防止を図るとともに、林業や木材産業の活性化に寄与することとしておりますけれども、いろいろ東日本大震災等の絡みもございまして、バイオマスエネルギーの関心が高く、多くの要望や問い合わせがっておりますので、今年度は当初から15件の150万円ということで計上させていただきます。

それから、53ページのほうをお開きください。21目地域づくり対策事業費ということで、新しく目のほうを設けさせていただいております。これにつきましては、人口減少や高齢化の進行が著しい本町です、地域外の人材を積極的に誘致いたしまして、その定住とか定着を図り、地域力の維持と強化を目的に地域おこし協力隊を設置しようというふうに考えております。主な活動内容といたしましては、地域おこし活動の支援とか農林業の応援、住民生活の支援など、地域協力活動に従事していただくというふうに考えておまして、財政的な支援といたしまして、これはすべて一般財源というふうになっておりますけれども、このうち報酬228万円のうちの200万円は特別交付税に参入されております。その他の活動費関係です。ここに地域づくり対策事業費、目が上がっております事業費につきまして、その他活動費といたしまして200万円、合計の400万円が特別交付税で全額措置されるということになっております。ですから、40万円が本来の一般財源という形になっております。

政策企画係につきましては以上でございます。

○情報管理係長（緒方久哉君） 情報管理係の緒方です。

続きましては、情報管理係に関係する予算についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、歳出の40ページになります。目2の文書広報費になります。こちらは広報たかもりの発行に係る諸経費になります。こちらは概ね、今年当初と同じ予算計上しておりますので、特別な説明は省かせていただきます。

続きまして、47ページ、目13電算費です。こちらは庁舎内の電算システム、また庁舎外の施設に引き込む回線使用料等が主になっておりますが、この中で特に来年度増額いたしますのが、節13委託料のうちマイナンバーシステム改修対応費ということになります。こちらについて少し説明させていただきます。

マイナンバー制度は正式には国民総背番号制といいます。昨年5月に本制度の関連法が国会で成立されておりますので、2年後の平成28年1月から利用開始に向けて全国の全自治体において整備を進めていくこととなっております。今回平成26年度当初予算において計上している件につきましては、現在既に運用

しているそれぞれの行政システムの中で、マイナンバー制度の導入に伴い採用しなければならない28のシステムの改修に係る費用となっております。基本的には、この改修対応費の全額が国庫補助金として手当されますが、町に実際に係る住民税などの3つの税目につきましては、その性質上経費の3分の1を町が負担することとなっておりますので、この3分の1を除いた額を歳入のほうに上げております。

電算費のほうは以上です。

続きまして、新しい放送がご覧になれます。52ページを開けてください。こちらにつきましては、今年4月から試験放送を開始いたします。自主放送番組の経費が主なものとなっております。こちらの自主放送番組について少しご説明申し上げます。

まず、チャンネル名を、「POINT」という内容につきましては、町長のご意向もありまして、町民の方々が普段の暮らしの中であるとか分かりにくいこと、気になることなど、それぞれの地域が行政の情報や話題をですね、分かりやすく丁寧にお伝えしなければならぬポイントとして取り上げて、それを映像として番組放送するという意味合いを込めております。

基本的には、主に町内、それぞれの地域や各団体からご提供いただいた情報や、役場の我々のような各担当者が取材した映像について、番組として編集したものを放送することと、あと行政情報として町民の方々に伝えるべき内容を、各課、局、係の担当者が自ら出演し発信することが主な放送内容となります。具体的には、これまで発行している広報たかもりの内容をすべて映像化して、町の出来事やお知らせをお届けするようなイメージとなります。

また、放送番組と併せましてデータ放送についても4月1日から試験的に提供を開始します。このデータ放送では役場からの大事なお知らせ、緊急情報、イベントや行事などの情報、例えばレールバスであるとか町民バスの時刻表などを、文字と写真を使ってお伝えします。このことでインターネットに加入されていないところに、世帯があってもですね、インターネットと同じ環境になりますので、そういったホームページの内容であるとか、ご覧いただくのと同じ効果を発揮できるものと思っております。

また、町のフェイスブックとも連動しますので、こちらフェイスブックについては住民の方も自由に投稿できるようにこの前いたしましたので、そういったいろんな地域や基本的な情報等もですね、記録、確認できるように設定しております。平成26年度につきましては、平成27年4月からの本放送開始に向けた準備期間として、1年間をかけて研修やいわゆる機材の導入、また人材育成等を進

めるための予算を計上させていただいております。

また、この試験放送につきましては、試験放送といってもですね、中途半端な放送をいたしますと、これから会議を進めていきます草部、野尻地区の加入率への影響であるとか、また既に参加を済まされた町民の方々がっかりさせるような、いろんな悪い影響も考えられますので、もう現在既に番組制作に入っております。何とかですね、皆さんに期待させられるような、楽しい番組を通して町のいろんな情報を正確に的確にお伝えできるように、番組で伝えていきますのでよろしくお願いいたします。

具体的な費用については、今のように、準備物の経費になりますけれども、ある程度委託できる部分については、専門業者にも委託しておりますので、なるべく効果的な準備を進めていきたいと思っております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。この中で、主なものにつきましては、現在進めております高森町情報通信基盤整備事業負担金の4億3,000万円を計上しております。こちらの光ファイバーの整備については、これまでも既に説明しているとおりですが、今年度の当初予算において、債務負担行為として、限度額5億円を計上しております。そのあたり補助費として4億3,000万円を支払うために、当初予算に計上しております。

具体的な数字についてここで説明申し上げますと、3月6日現在の情報通信施設の加入申し込みは1,819世帯、町が予想している世帯数2,890分に対して62.8%今加入率が進んでいるところです。こちらにつきましては、平成26年度で実施する草部、野尻地区の提出期限を3月21日までとしておりますので、今後さらに加入率の増加が見込まれております。また、工事の進捗状況につきましては、幹線の分の工事はすべて、ほぼ終了しております。各家へ引き込み工事が727世帯終了している状況です。

以上のように、4月からの試験放送に対して着々と準備が進んでおりますので、以上、ご説明申し上げます。情報管理係につきましては、以上です。

○商工観光係長（今吉輝子君） 商工観光係の今吉です。

商工観光係の資料部分について、概要の説明をいたします。97ページをお開きください。6款商工費の中の12節役務費の地区設置街路灯移設及び撤去等の手数料ですが、これが平成25年度経済産業省の商店街まちづくり事業でLEDの街路灯を整備いたしました。その範囲内に以前から地域で設置されていた蛍光管の街路灯が不要になったものを移設または撤去を行うものです。主なものとしましては、社会福祉協議会隣の横町公園に設置されております街灯が、今回整備したもので十分対応できているため、高森駅公園に移設する費用と合わせまし

て59万4,000円を計上しております。

次は、99ページをお開きください。19節の負担金補助及び交付金になります。花のあるまちづくり推進事業助成金ですが、これは平成25年10月にNPO法人日本で最も美しい村連合への加盟が承認されたことに伴いまして、自らの町に誇りを持って自立し、将来にわたって美しい地域であり続けるための人たちとするために、平成26年度から花のあるまちづくりを推進するための助成制度を導入するものです。平成25年度におきましては、地域コミュニティ活動推進助成金事業で地域に花を植栽された場合に対しまして助成を行っておりますが、平成26年度からはあえて別の事業として多くの住民が参加した花のあるまちづくりを目指すものであります。具体的には材料代等を含めまして、花を植栽する費用として1件5万円を限度に助成いたしますが、人件費は対象としておりません。10団体に助成するものとしまして50万円を計上しております。

その下のでんでんまつり助成事業ですが、これが平成25年度、国の地域イベント助成事業で100%の補助事業により、名前のおり、田楽の「でん」、おでんの「でん」や伝統の「でん」などを取り入れまして、「わくわくどきどきあったかもりでんでんまつり」として1月19日に開催しております。真冬に集客をするイベントとして多くのマスメディアに取り上げていただき、予想以上の参加者に嬉しい悲鳴を上げたイベントとなっておりますが、このイベントを一過性のものとしないうちに、またせっかく多くの方に参加いただきましたことから、商店街や飲食店へ誘導する方策を検討しまして、第2回目を開催する費用としまして60万円を計上しております。

その下の、下から2番目の、さけかすさんぽ助成事業になります。これは、平成24年度に立ち上げられた、町内の有志によるさけかすさんぽ実行委員会に助成するもので、平成25年度におきましては自己資金により12月15日にイベントを開催しています。寒い時期にできる新鮮な酒粕を活用した商品を、町内の農業や商業等と協力しながら開設しまして、高森町の魅力として町内外へ発信しております。また酒粕を活用したイベントを開催することで、商店街への集客や町の活性化を図ることを目的としています。平成26年度は町からの助成金を活用することで、商店街との連携を図り、次年度以降は助成金がなくても継続可能な組織づくりを行っていくために50万円を計上しております。

次は、湧水関連の件になります。4目の湧水館管理費の中の1節の報酬です。湧水トンネル公園ワーキング会議になります。湧水トンネルにつきましては、昨年壁面が崩落しご心配をおかけしたところですが、幸い入場者にけが等はなくひと安心した次第です。そのことに伴いまして、早速25年度の補正予算でトンネ

ル内の崩落調査を行いましたところ、新たに崩落の危険性はなく、早急な補修は必要ないとの報告を受けております。しかし、近い将来において全面的な補修を計画していきたいと思っております。

そのことと併せまして、先ほどご質問がありました現在のトンネル内の飾り付けやイベント事業の見直しが必要となってきました。現在は7月の七夕祭り、12月のクリスマスファンタジーと、主なイベントは2つであり、その飾り付けが1年を通して行われている状況であり、時期的にそぐわないとの意見も出ている状況となっております。今までトンネル内の装飾につきましてはいろいろと検討してきましたが、湿気が多いことや暗闇であることからなかなかよい方策がない状況であるため、山口県岩国市のきらら夢トンネルのブラックライトなどを参考にしまして、町内外の有識者に方策を検討していただくワークショップの会議、10名掛ける4,000円で年間4回の報酬としまして16万円を計上しております。

以上、説明を終わります。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 課長の甲斐です。

以上、主要事業を中心にご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

まず、46ページなんですけれども、乗り合いタクシー等運行助成金150万5,000円となっていますけれども、これはちょっと住民の方からお話を聞いたんですが、私の認識としては、以前路線バスが通っていたところを、路線バスはやめて乗り合いをしていただくと、私は記憶しているんですが、何か、草部のほうから意見を聞いたんですけど、草部のほうにも乗り合いは来るようになりよるとい話だったんです。実際はないんでしょう。

○政策企画係長（眞原友紀君） 政策企画係の眞原です。

この分につきましては、今委員がおっしゃった高森環状線は、以前路線バスとして走っていた部分の路線を高森環状線として現在も乗り合いタクシーという形で、平成25年度も予算化をされています。平成26年度の、この増額の部分に関しましては、河原線、尾下線、それから津留・野尻線です。これにつきまして、昨年12月24日に高森町の公共交通会議のほうを開催いたしております、その中でですね、25年度1年間かけて見直しを行って、その会議の中でも発表させていただいたんですけれども、河原線、尾下線、津留・野尻線の3便目今バスで走っておりますけれども、そこを乗り合いタクシーに変更するという形になっております。今現在、朝、昼、夕方3便走っておりますけれども、その3便目が

ですね、実際の乗車率の平均が1人台ということだものですから、乗り合いタクシーのほうに変更させていただくという形で今回予算のほうを計上させていただいております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいでしょうか。

○委員（後藤三治君） はい、わかりました。

○委員長（立山広滋君） ほかにございませんでしょうか。

○委員（後藤三治君） はい、ほかにあります。後藤です。

先ほどの情報通信関係で、担当のほうからですね、世帯数2,895世帯に対して1,819の申し込み62.8%ということですが、これは町全体でこしこだろうと思うんですよ。今までに、25年度は高森町と色見が中心だったですよ。その高森、色見で何世帯あって、現在3月末で大体完了しなければいけないんですよ。何%の加入率があって、どこ設置がされているのか。というのはですね、話を聞きますと、いい事業ではあるけれども、政治的に受け入れられないという住民の方もいらっしゃるというふうに聞きます。町長さんがよく言われる全世帯加入していただくからの発言から、多分無理なものが出てくるのかなと、そのへんの対応をどう考えておられるのか、併せて聞きたいと思います。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 課長の甲斐です。

高森、色見の現在の申し込みが1,285です。これは高森、色見を合わせてです。1,285です。これは町営住宅を除いております。といいますのが、町営住宅はあくまでも高森町の建物ということで、これは本人から申込書を取ることなく設置するというので、町営住宅が約250戸あります。ですから、それをプラスすると1,560ですか、それくらいになります。先ほど言った数字は野尻、草部が105件入っています。ですから、それをプラスして1,819という数字でお答えいたしました。

あと、これに2世帯住宅で1戸しか引かんでいいところがあるんですよ。例えば、うちですけど、住民登録は別々にしていますけれど、もう1戸の引き込みでいいところが96件あります。それともうひとり世帯で老人ホームに入っておられて、そして住民票は自分の家に置いておられると、そういうところが83件あります。ですから、そういうのをトータルすると、かなりの数には回ってきていますけど、どうしてもできないという数字が127上がってきております。これは、高森、光が入った上でや、門前払いを受けたり、「いや、うちそれはもう要らないから」とか、そういうのが127上がってきています。これにつきましては、今の各係、うちの課で各係員を動員してできるだけ加入していただく

ような形で進めておりますので、現在それが15件ぐらいはもう取ってきておりますので、大体残りが100件ぐらいになるかというふうに思っています。

あとはですね、私も大分行って説明しましたが、もうはなから要らないという方がいらっしゃる。その方については、もう要らない同意書をくれというふうにとっているんですけども、それにも承認されないと。自分は自分の考えで、ほかの人にもそういうことを言っているから、自分が率先してというか、その方達よりも先に加入申し込みを出すわけにはいかないということと言われるわけです。ですから、じゃあ、その方たちを私たちが説得しますからその名簿を教えてくださいと。その方たちの名前を教えてくださいと言ったんですよ。そして、それは教えられないと言われるんですよ。ですから、政治的とかいろいろな言葉が飛んでいますけど、なかなか申込書を出していただけない世帯も出てくるのではないかというふうに思っております。ただ、先ほど言ったように、同意書をいただければですね、それは分母から除いて、加入率の申し込みの加入からは除こうというふうに思っております。ですから、そういう世帯は、可能であれば同意書のほうを出していただくという形にしていきたいというふうに思っています。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

その同意書というのは入らない同意書だろう。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 甲斐です。

結局、いろいろ災害とかあっても、自分が休止しているわけですから、それについては同意しますとか。ちょっとそこを。

○情報管理係長（緒方久哉君） 情報管理係の緒方です。

同意書の中の文言について、ちょっとご説明いたします。

そのまま読み上げますと、私は下記の内容について同意します。

記。

①、行政情報（テレビ）サービスを受けないこと。

②、行政情報（テレビ）サービスを受けないことによる誤認や誤解、瑕疵等の不都合があっても、その処理は自己責任として解決すること。例えば、本サービスによる情報提供内容未確認による不都合の発生等、例えば災害発生の緊急情報など、有事の際の緊急情報の未確認によること。

③、平成27年1月1日以降、自己の都合により行政情報、テレビサービスを受ける場合には、初期費用5万円を負担すること。

以上、うたっております。こちらの同意書をいただくということです。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。



○委員（後藤三治君） 後藤です。

私としてはですね、そういうことの意味はできるだけですね、あと1年あるけん、全員入られるようにしていただきたいとは本音なんですけれども。まあ、事務方も大変だろうと思いますけれども、まだ、これは野尻、草部は今年ですから、今から加入を促進される中では、そちらにもおられる可能性もあると思いますので、やっぱりできるだけ情報が全部に伝わるように努力していただきたいというふうにお願いします。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかに質疑はございませんでしょうか。ありませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

先ほど温泉館の管理費についてお聞きしましたが、指定管理関係で1名申し込みがあったと。そして指定管理者を募集する旨に、新聞のほうで何かそれについて掲載されたですね。その中で、温泉館の修繕費あたり高額将来見込められる。それから町長のコメントの中でも、将来的には、温泉館について手放すだったか、ちょっと言葉の表現は忘れちゃったけれども、そういう中で表現があったらと思います、コメントがですね。その関係上、指定管理者の応募も少なかったかなという気もしておりますが、先ほど甲斐課長のほうから説明があったように、26年度に再度指定管理者の募集を行うということですが、ということですが、将来的にですね、本当にどういう方針を持っておられるのかです。

当然26年度に指定管理者の応募を募集して、なかった場合、町としてどういう対応をですね、今度具体的にとられるのか。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 課長の甲斐です。

興柁委員言われるのは重々分かりますけど、一応、町長が考えている中ではアンケート調査を重視するということを言っております。アンケート調査の結果はもうご存じだろうと思いますけれども、存続で直営というのが一番多かったわけです。でも直営ではなかなか職員の管理面とか人件費の面とかで難しいところがあるために、直営と変わらないような、直営よりもかえってサービスがよくなる指定管理者という方法を選んでいきます。将来的にはですね、係としてはアンケート結果を重視して、そのまま存続したいというふうに思っていますけれども、そのへんは係の考えであって、首長、町長のほうがどのように考えていらっしゃるかということは、ちょっとこの場では控えさせていただきたいというふうに思います。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

先ほどの後藤委員のほうから言われましたけれども、私どもは管理運営の中に

入っていました。もしという言葉を使ってはいけませんが、指定管理者ができなかった場合のことを想定してなかったと思うんですね、去年、運営委員会の中でもですね。できることを想定して募集をかけて、来年度こうするという方向で来たような気がするんです。26年度においても、どういう、もしなかった場合を想定したときに、あとはずっと直営でいかれるのか。そこをある程度煮詰めておいていかなければならないんじゃないかと思うとですよ。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 課長の甲斐です

今回指定管理者を募集いたしました、ある程度指定管理者として応募をしていただけるようなところに根回しといたらいかんとですが、お願いをしておりました。ただやはり、今回出しているのが1年間という指定期間ですよ。あとが実際、24年度を見ますと、3,000万円の2,900万円ですか、赤字がありました。そのへんでやはり事前をお願いしていたところもそのへんの関係でやっぱり応募ができなかったということではないかというふうに思っております。ですから、今年度、26年度において再びまた指定管理者で募集する場合ですね、かなり経費節減を行っていきたいとは思っておりますけど、どっちにしても1,900万円の指定管理料では厳しいではないかというふうに思っております。ですから、そのへんの指定管理料の増額を検討するとともに、先ほど言いましたように、そういうふうな応募をしていただけるようなところに事前をお願いしていくということと、それと指定期間の関係ですよ。やはり1年ではかなり厳しいと思いますので、3年なり5年なり指定期間を延ばしてですね、もって再び指定管理者の公募をしたりというふうに考えております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかにございませんか。

○委員（後藤英範君） 後藤でございます。

私ども毎日温泉に行きますが、やっぱり温泉に来る方は、本当はもう不安で不安でたまらなごたるですよ。そういうことがやっぱりいろんな話が飛んで、もういかんなら町は売るとか、いろいろ話が出てきてですね、やっぱり行く者が、私どもも人件費が、毎日行きよって見て、やっぱりかかりすぎるような気がするからですね、やっぱりボランティアでもやるかという方がかなりおるとです、毎年来よる人が、掃除とかいろいろあるけん、経営なんかになるとじゃなくてな。そういうことでございますから、やっぱり大体が福祉施設で、1億円のふるさと創生資金をね、あれが大分何してできたと思います。そういう私が議長のとときと思いますね。やっぱりできてですね、本当に賑わってきよった中ですよ、やっぱり今は不安でいっぱいですたい。だけん、今興梶さんが質問しなはったごと、

町がずっとしていくのか、指定管理者が例えばおらん場合ですよ。やっぱり赤字なら分かっているなら誰もせんですたいね。そこへんをよっぽど考えていかんとすね、やっぱり大変なことになるような気がします。だけん、本当に今人件費がすたい、幾ら要りよるかおたく達は分かるでしょう。年間にどのくらい要っていますか。

○政策審議員（服部信一郎君） 政策推進課の服部でございます。

予算ベースでは大体2,000万円ぐらい計上しております。今年度はこれに職員人件費を追加しておりますので、2,500～2,600万円という予定であります。

○委員（後藤英範君） 2,500～2,600万円要するという経費でしょう。だけん、先はどうなるか知らんけれども、何か、せっかくでございますので、温泉館を潰すということは、私どもはやっぱりこれはできるところで、今来年度かな、資金が要るけん、やっぱり無理にもいろいろと協力してもらおうととですけんね。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 課長の甲斐です。

今、後藤委員が言われるように、利用されている方にとっては、いろいろ不安材料があると思いますけれども、一応、今年度は予算を組んでおりますし、直営でやるということで、ここは安心していただいていると思います。今後のことにつきましては、先ほども申し上げましたように、係としては、担当課としてはそのまま継続していきたいというふうに考えておりますけれど、町長の考えは控えさせていただきたいと思っております。

それともう一つ、以前調査した中で、実際の温泉館の利用、住民の利用者数が、クーポンを出して調べたわけですけど、大体450から500ぐらいの方が毎日とか多く利用されているということでした。その方たちにはやはり毎日来ていただくなり多く来ていただいているわけですけど、その方たちも今度から温泉館の時間を短縮したり、露天風呂を閉鎖したりすることに対してですな、ご協力いただいて、そのことが今後の存続にもまたつながってくると思っておりますので、そのへんをご理解していただきたいというふうに思っております。

とりあえず、本会議のときに言いましたけど、回数券の販売停止とか、露天風呂の冬期期間の閉鎖とか、いろいろこっちで考えておりますので、そのへんをご了承の上ですな、少しは自分たちも我慢していただくような方策をもって、考えをもって協力していただきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかございませんか。ありませんか。

○委員（興梶壽一君） もう1つよかですか。興梶です。

47ページの、先ほど説明があったマイナンバー式の改修対応費、これについては28年の1月からということですが、どのような部門に利用されるんですか。そこをちょっと詳しくいいですか。

○情報管理係長（緒方久哉君） 情報管理系の緒方です。

マイナンバー制度につきましては、主に窓口業務だとか税務業務、そういった個人的な識別番号を必要とする業務になります。具体的にはですね、社会保険制度の納付書であるとか納税、各種免許、例えば犯罪でデータ、金融口座、親族関係など多岐にわたりますけれども、そういったものの行政サービスとして取り扱う情報、個人情報について、それぞれの番号が割り振られる形になります。例えばですね、今のような、ほとんど窓口業務に対して、個人情報が張り付けられる戸籍の情報であるとか、そういったものについてマイナンバー制度をとられるという形。納税であれば、例えば支出関係、賃金の支払い、受け取り、出し入れの情報が一致するかどうかなど、そういった形について取り扱われる形になります。

○委員（興梠壽一君） 興梠です。

番号の組み方は、それと、個人全員ですかね。

○情報管理係長（緒方久哉君） はい。

○委員（興梠壽一君） それとなれば、もう出生と同時に番号を振り付けられるんですか。

○情報管理係長（緒方久哉君） はい。戸籍登録された方全国民に対して番号が付く状態になります。これから3年間整理して運用開始することなんですけれども、3年間同額程度、700万円ちょっと程度の改修経費がかかりますけれども、このほとんどは国の負担金ということでございます。国の総額ベースで2,000億円から4,000億円かかるとです。例えば、免許証等でもマイナンバーが張り付けられますので、そういった照合等も容易になるという形で、まあデメリットも確かにあるかと思えますけれども、そういった制度が、昨年5月に法律として制度化されたという形になります。

以上です。

○委員（興梠壽一君） 興梠です。

これは国にというか、県とか国とかともつながるんですかね。

○情報管理係長（緒方久哉君） 情報管理系の緒方です。

自治体等も利用価値というか、利用頻度は高いんですけれども、もちろん国や県も同じ番号を通して利用しますので、個人の識別が今よりか容易になるという形になります。こちらは恐らく国民健康保険ですか、しばらく問題になりました、ああいったものから派生してきておりますので、そういった個人的な情報にすべ

て番号を付けておいて、個人の照合を容易にするという意味合いが込められていると思います。

以上です。

○委員（興柁壽一君） 最後です。

先ほど話があるように個人情報関係ですので、セキュリティ関係ですね、かなり今サイバー関係が高度になっていますので、その関係はどんな。

○情報管理係長（緒方久哉君） 情報管理係の緒方です。

そういった点につきましても、国会での審議の中でかなり綿密に取り上げられております。例えば基本的人権が制限されたりなどとか、業績管理で不法な監視ですね、まさしく。例えば官僚の設定を、個人的に知りうるべき立場の者が悪用する状況等も、罰則規定もございますので、そのあたりである程度引き締めを図りながら、運用していくのではないかと考えております。かなり、もちろん基本的人権にかかることですので、かなり慎重な運用が必要になるかと思えます。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかにありませんか。ありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

—————○—————

○委員長（立山広滋君） 次に、議案第30号、平成26年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

政策推進課の説明を求めます。

○政策企画係長（眞原友紀君） 政策企画係、眞原です。

鉄道経営対策特別会計予算書の6ページのほうをお開きください。本会議で課長のほうが説明した内容と被りますけれども、自治体基金の利息分、それから民間基金の利息分をそれぞれ24万円と3万4,000円歳入として受け入れるものでございます。

続きまして、2款繰入金の基金繰入金ですけれども、自治体基金のほうから400万円繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。19節負担金補助及び交付金といたしまして、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金といたしまして、PC枕木への交換ということで、基金のほうから400万円を南鉄のほうに補助金として支出するものでございます。

それから、25節積立金でございますけれども、先ほど歳入で説明をいたしました基金の利息分を基金に積み立てをするものでございます。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これから本案について採決します。議案第30号、平成26年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

以上で政策推進課に関連する付託案件については終了いたしました。

政策推進課の皆さん、お疲れ様でした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第2、ただいまから所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。閉会中の継続調査については、1. 行財政の運営に関する事項、2. 地域振興に関する事項、3. 町有財産の管理に関する事項、4. 町税に関する事項、5. 防災に関する事項、6. 地籍調査に関する事項、7. 商工の振興に関する事項、8. 観光の振興に関する事項、以上、8事項を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで総務常任委員会を閉会します。お疲れでした。

-----○-----

閉会 午後3時45分

平成 26 年第 1 回定例会

文教厚生常任委員会会議録

平成 26 年 3 月 13 日

高 森 町 議 会

# 平成26年第1回定例会文教厚生常任委員会記録

平成26年3月13日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） おはようございます。

定足者数に達しましたので、文教厚生常任委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第1、まず、本委員会に付託されました教育委員会関連の議案第18号、高森町社会教育委員設置条例の一部改正についてを議題とします。

教育委員会事務局の説明を求めます。

○社会教育係長（佐伯 実君） それでは、社会教育係の佐伯でございます。

議案第18号で提案いたしました、高森町社会教育設置条例の一部改正ということでご説明を申し上げます。

この改正はですね、国が定めます平成25年6月14日の地域自主性及び自立性を高めるための改革ということで、文言につきましてですね、新しく社会教育委員のですね、第18条の2項のほうにですね、書いております。これは委任事項ということで2項の社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験者があるものの中から教育委員会が委嘱するという2項をですね、追加したものでございます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○社会教育係長（佐伯 実君） 見出しでございますが、2条の中のですね、委員の設置及び定数ということでございましたが、それにつきまして並びに構成を加えたものでございます。よろしくおねがひします。社会教育法は18条です。

○委員長（後藤三治君） ほかに質疑はございせんか。ありませんか。

ほかにございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。これから本案について採決しま



す。議案第18号、高森町社会教育委員設置条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤三治君) 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

教育委員会事務局の説明を求めます。

○教育委員会事務局局長(後藤正三君) 教育委員会事務局長の後藤です。

7ページをお願いします。

債務負担行為のところですが、教育施設等関連業務ということで1,368万7,000円上がっておりますが、これにつきましてはリース料とか警備料とかですね、この管理費を上げております。これ通常でしたらば当初予算に上げてるんですけども、4月1日契約ということで今までですね、4月1日の日に一気にしなくちゃいけないということで実を言うとですね、どうしても4月1日に間に合わないことがございます。今までは遡って契約をしなくちゃいけないみたいな決裁、日付は4月1日なんですけど決裁が多くて間に合わない。それはちょっとおかしいのではないだろうかということで教育委員会だけではなくてですね、全部の課に負担行為コストを3月の時点から業務が進められるということで、議会が終わったと同時に4月1日の契約の準備ができるということで、これまでの完了を変っています。これは多分よその課も管理等あるところは多分同じだと思います。それからスクールバス運行管理業務の委託料ということで平成26年度から平成28年度までしております。これにつきましても4月1日からの契約になりますので、債務負担行為でない3月中にどうしても契約ができないということで詰めております。それからスクールバスの中型のリース料ということで、先般議会のほうの承諾を得まして、東校区のほうに5台のバスを購入しております。東からですね、俗に50人乗りぐらいなんですけど中型車を2台と小型車28人乗り1台を降ろしますが、中型車の49人乗りですね、これがどうしてもこれじゃ足りませんので、当面はリースで借りてすると。これについてのなぜ負担行為かという4月1日から基本的には運行ができる状況に持っていきたいということで負担行為のほうで補正予算のほうでお願いをしております。それから平成26年度の新入学児童に対する就学支援事業ということで、これはランドセルに変えて教材等をですね、された子どもさんたちの分を平成26年度から平成31年度までの50万円を含んでおります。以上でございます。

○社会教育係長(佐伯実君) 社会教育係の佐伯でございます。

今回歳入額補正につきましては、12ページからでございますが、町民体育館の使用料の減額を10万円、それと次のですね、13ページにつきましては町民体育館の使用料を10万円減ずるものでございます。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 14ページいきます。

9目の教育費国庫補助金ですね。1節幼稚園就園奨励費補助金。9万9,000円の追加内定がありましたので計上しております。2節のへき地児童生徒援助費補助金。これはスクールバスを購入しましたけれども、1,000万円予定しておりましたが、交付決定額が603万円で397万円減額しております。

○教育委員会事務局次長（阿部恭二君） すいません、15ページになります。教育委員会事務局次長の阿部です。

15款の県支出金、2目の総務費補助金の6節の再生可能エネルギー等導入推進事業補助金の説明に書いてありますが、色見総合センター太陽光発電蓄電池整備事業ということで、入札等完了していますので補助金等についてですね、減額が生じたので、187万7,000円の減額を計上いたしております。

○社会教育係長（佐伯 実君） それでは17ページをお開きください。

17ページの9目ですね、教育費県補助金のほうでございますが、放課後子どもプラン事業につきまして、12万3,000円増額をしておりますが、これは本事業の補助金確定に伴います増額でございます。よろしく願いいたします。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 学校教育係の岩下です。

2節の水俣に学ぶ肥後っ子教室の補助金ですが、使用料の減額に伴いまして補助金のほうも減額になりますので減額させていただいております。

19ページお願いします。

財産貸付収入なんです、2節の教職員住宅貸付収入、東中学校の校長先生が1名入居されてますけれども、入るのが遅くなったということですね、2カ月分減額させていただいております。

それから20ページになります。

貸付金、1目の貸付金元利収入の中の1節、貸付金元利収入。36万円減額しておりますけれども、これは猶予願いがお二人分出したために減額しております。歳入は以上です。

40ページになります。

教育費、2目の事務局費ですけども、12節役務費、校務支援システム接続料として30万円。18節備品購入費としてスクールバスをすでに5台購入しましてその残と、それから電子黒板等の備品購入費の残を減額しております。20節の扶助費、就学支援事業49万1,000円を減額しております。それから3目の

学校教育費については、7節賃金は東小学校の臨時職員の賃金の減額です。9節の旅費については町費職員を東小学校2名、中央小学校2名配置しておりますけれども、その先生方の旅費の分を減額しております。13節委託料については特別支援教育支援員の配置換えが一部ありました関係で補正させていただいております。それから次の2項の小学校費になります。1目学校管理費の中の12節役務費。電話料につきまして小学校の電話料の不足が見込まれますので、今回8万円増額をお願いしております。14節使用料及び賃借料については、スクールバスの校外学習の分ですが、現在予算がありませんので増額させていただいております。2目の教育振興費について、19節負担金補助及び交付金につきましては、これは小学校の英語検定助成金負担金なんですが、小学校については本年度はまだ受検する状況にはないということですので、減額させていただいております。

次のページになります。41ページです。

扶助費については、今年度東中学校5名、中央小学校17名、計22名を認定いたしました。中学校3校の修学費、1目学校管理費、13節委託料については入札残です。教育振興費、扶助費につきましては東中学校3名、高森中学校14名、田原中学校1名、計18名を認定いたしました。

次のページです。

42ページにつきまして、小学校費につきましては、本年度22名に貸し付けを行いました。予算額を減額しております。

○社会教育係長(佐伯 実君) それでは42ページをお開きください。

42ページの5目でございます。賃金でございます。これは社会体育の施設の草刈り作業人夫賃金ということで30万円を減額しておりますが、主に体育館のグラウンドの草刈りを社会福祉協議会のほうにご依頼を申し上げておりますが、本年1回分がですね、必要ななかったということで落とささせていただきました。

11節の需用費でございます。これは各施設の砂利の10万円減と修繕費30万円を減ずるものがございます。続きまして13節の委託料でございます。12万4,000円総額で落としておりますが、主なものにつきましては、町民体育館関係のワックスガラス清掃につきましては、本年度現状見たところですね、本年度の施工はいらんんじゃないかということで30万円を落としております。それとまた社会教育施設の床ワックスにつきましてもこれもですね、現状を見ましたところ必要ないということで40万円を減額させていただいております。また色見総合センター太陽光発電蓄電池事業の設計につきましては入札残を減じております。

それと今度は43ページの15節でございます。

工事費請負費でございます。高森自然学校教職員住宅の解体撤去工事ということで19万9,000円を減じておりますが、これは入札残における減額でございます。続きまして色見総合センター太陽光発電蓄電池事業でございますが、27万3,000円を減じておりますが、これも入札残による減額でございます。以上でございます。

○**学校教育係長（岩下そのえ君）** 2目の学校給食費につきましては、まず18節、備品購入費は備品購入費の残を減額しております。以上です。

○**委員長（後藤三治君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○**委員長（後藤三治君）** ないようでございますが、私のほうから2点だけお伺いしたいと思います。

まず来年のことになると思うのですが、今から準備されているスクールバスの先ほど説明を受けたんですがどういう状況かということをもう一度お願いしたいということと、それから42ページの社会教育施設費の中で委託料、先ほど担当係長のほうから町民体育館ワックスガラス清掃と社会教育施設床ワックスは現状必要ないということで減ずるとのお話でございました。昨日ですね、総務常任委員会の中で出たことなんですが、原則的には今年どうしても必要だから平成25年度当初予算に上げるわけでございますので、本来ならば工事をさせていただきたい。当然必要があるから予算を計上されていると私は思います。それが年度末になって必要ないから落としたというのは予算の性質上私はどうかと思いますので、今後はですね、当然予算を獲得されるわけですから、必要性を訴えられてされるわけですから、やはりその年度に消化していただくというのが私は妥当かなというふうに感じますがよろしくお伺いしたいと思います。

○**教育委員会事務局長（後藤正三君）** まず1点目のスクールバスについてですが、スクールバス、バス運行につきましては、まず上は14人乗りのトヨタのハイエース5台で運行します。これは4駆です。これは安全性の確保のため、もう一つは子どもの実際の現状ですね、から生まれてる子どもたちまで計算しまして14人乗りで十分対応できるということ判断しております。運転手付きの14人です。ただし子どもが3名、2名で乗れるということで14名の時期もあります。それと道幅が今まで狭いのに大きいバスをとおしていたということで、今見たらこの前災害があったときなんかはですね、この間というか大きな災害のときに路肩が崩れたときに、普通の車はおれるんですけども、バスはとっても危険だということで巡回策がいろいろしております。そういう事情も全部含めまして14人乗りの5台を町で所有、それから高森東中学校で使っておりました49人乗り

のバス2台を下に降ろします。それと29人乗りのバスを1台降ろします。そうすると1台を49人乗りのバスをリースで借ります。このリースについては町で借ります。そして運行については下のバスですね、将来的には上で14、15年使っておりますので、非常に老朽化をしております。ただし下の場合、洗川から高森小中学校でするので何年持つかわかりませんが、道的にはそんなに悪いところを走りませんので、一気に購入となると非常に厳しいところがありますので将来的には購入かリースかを考えていかなんことになると思います、近い将来です。それで運行します。今回業者さんのほうにはですね、運行と車両管理だけを委託します。一応東中学校と高森中校区に分けて入札をする予定としております。この間も申し上げましたがどうしても4月1日から、実際4月1日は動くことはないのですが、業者さん決まると当然走って試運転をしていただかないといけませんので、この間もお断りしますように事前巡回をお願いしたいと。予算がとおった時点で入札をかけるということで現在準備を進めております。以上でございます。

それから予算についてですが、今御指摘のあったように当初は当然当初予算を決めるときにはこれが必要だということで組んでおります。その中で体育館等は今管理も含めておいておりますので、そこで掃除を一生懸命していただいたのでもう今回はやめようかと正直になりました。それについては予算の適正からしたら委員長のご指摘のとおりで、それについてはご答弁のしようがないというのが正直な話です。次年度からですね、そういうことがないように必要ないものはやっぱり予算に組むというのは本当ではないと。そういうことでそれについては委員長のご指摘のとおりだと思って回答にはなりません、ということです。今後は注意していきたいと思っております。

○委員長（後藤三治君） もう一つちょっとお尋ねしますが、今現在東中学校にあったスクールバスを町のほうに持ってくるというような話ですが、今までは東で使っておりましたので車の保管庫というか車庫があったわけですよね。下に持ってくる多分どこに置かれるのか、路上になるのか、雨ざらしなのかですね、そういうのはせっき車庫があるのに持ってくることによってそれができなくなる気持ちがするんですが、どういうふうにお考えですか。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 今言いましたように、車について果たしてあと何年持つかと、見た目は非常に良いしつくりは普通でしたらバス100万キロぐらい走るんですけども、とにかく年数がたっております。ですので、下のほうが痛んだりとかしています。運行するものにはほとんど影響ないんですけども、ただしそれが簡単に溶接などで修繕できないということで、本来は車庫を建てた

いんですが、現在どこの業者さんが来られるかも分かりませんが、業者さん次第ではそこに保管する場所がないという可能性も十分あります。ですので、現在考えているのは高森中学校の今舗装している駐車場ですね。昔プールがあったところ、東側の方。あそこに保管するように考えております。

○委員長（後藤三治君） はい、分かりました。ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 続いて討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は議案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

教育委員会事務局の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長の後藤です。

8ページをお願いします。

債務負担行為ということで小中学校無線LAN環境タブレットパソコンリースということで、本議会のほうでも少し説明したんですが、本年度タブレットパソコンを240台入れる予定としております。これについては購入かということなんですが、最終的には7,000万円程度になりますのでリースということで240台導入する予定としております。これにつきましては小学校4年生から中学校3年生まで、低学年の1年生から3年生までは、今120台昨日から入っているんですけども、それで対応していくということで5カ年間のリースで考えております。すいません5カ年間といえはこれは4カ年ですが、年度当初は導入が決まっておきませんので9カ月分を当初予算に入れております。当初予算のところまでそれご説明したいと思います。以上でございます。

○社会教育係長（佐伯 実君） 社会教育係の佐伯でございます。

18ページをお開きください。

9目の社会教育費使用料でございます。1節の社会教育施設使用料ということで生涯学習センター、町民体育館、町民グラウンド、小中学校の使用料というこ

とで186万円を計上させていただいております。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 学校教育係の岩下です。

22ページをお願いします。

9目の教育費国庫補助金で1節に幼稚園就園奨励費補助金、また2節でへき地児童生徒援助費補助金を計上しております。

○社会教育係長（佐伯 実君） 社会教育係の佐伯でございます。

今回は29ページをお開きください。

社会教育費の県補助金ということで、1節に放課後子どもプラン補助金事業ということで48万円を計上しております。これは放課後の子どもを安全に見守るということですね、それぞれいろいろな事業をしておりますがその補助金でございます。よろしくお願ひいたします。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 学校教育係の岩下です。

続きましてその2節になります。水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金。今年も実施してまいりますので予算計上しております。

31ページになります。

1目、財産貸付支収入の中の2節、教職員住宅貸付収入、1名分を予定しています。3節のスクールバス事務所等貸付収入。これは予定になりますけど、一応予算項目に上げております。

33ページになります。

1目、貸付金元利収入、1節、貸付金元利収入を本年度分計上させていただいております。

歳出になります。112ページになります。

本年度の学校教育係の予算としましては、コミュニティスクール事業について指定を受けまして、4月から本格稼働してまいりますのでその活動費、またICT教育費関連の環境整備、またICTを活用した未来の学校についても県のほうからも支援をしたいという方向ですので、研究発表会等の予算を組み入れた予算としております。それで2目の事務局費の中には通常の前算と合わせまして研究発表会関係の前算を組み入れております。

113ページお願ひいたします。

11節の需用費の中にですね、総務費の中に研究発表会の前算として33万円ほど、それから燃料費の中にも灯油代、食糧費の中には研究発表会のお弁当代、それと英語キャンプの経費等とかも含んでいます。印刷製本の製品費の中にはですね、もちろん研究会の起用等の印刷代も含まれますが、今年、高森のころをですね、作成準備をしております、年度末にはまた製本しまして各学校及び全

校配付を予定しておりますので、その印刷製本費の予算が入っております。修繕料の中にはスクールバスのラッピング加工修繕代が入っております。含まれております。12節の役務費の中に微量PCB廃棄物処分手数料というのがありますが、これは東中学校の基盤にですね、キュービクルから出てきた低濃度であります。PCBという低濃度の有害な物質がでるということで、これを廃棄する手数料になります。一番下のスクールバス自賠責保険料、新しい車の保険料も含まれております。13節の委託料につきましては、本年度から新しくスクールバス運行管理業務委託をします。その関係予算を組んでおります。それから高森東中学の微量PCB廃棄物運搬業務委託料。これも専門業者に委託します関係で予算を計上させていただいております。次のICT支援委託料につきましてもですね、ICT関係にサポート、タブレットを連動しまして各学校に2週間に1回訪問していただく予定で予算計上しております。

次のページになります。

114ページ、14節、使用料の中の下から2項目ほどです。先ほど話がありました小中学校無線LAN環境タブレットパソコンリース料を本年度分として計上しております。9カ月分計上しております。それから今手続きを進めておりますが、スクールバスリース料についても予算計上しております。1台分のリース料です。

次のページに入ります。115ページです。

3目の学校教育費の中で本年度もですね、報酬としては本年度もふるさと教育推進のために教育指導員の先生2名と特別支援教育相談員として1名を配置をお願いしております。13節、委託料につきましても、本年度も支援を必要とする子どもたちのために引き続き支援員の配置を予定しています。

116ページ、5目、コミュニティスクール運営協議会費につきましてはですね、19節の負担金補助及び交付金につきましては、コミュニティスクール運営協議会助成金として予算を計上しておりますが、4月からの本格稼働をいたしません関係で、校区ごとに予算をつけて活動してもらって活動しやすいようにということで、高森中校区10万円、東中校区21万7,000円を計上しております。1目、次の2項、小学校費に関連しまして、ここから小学校の分も合わされてまいります。1目の学校管理費の中の11節、需用費。3目の修繕料の中にですね、タブレットを使った事業を展開していくために、それに対応するために幅の広い天板に入替作業を行いたいということで、その予算が含まれております。

118ページをお願いします。

14節、使用料につきましてはスクールバスの校外学習がありますね。30万



円ほど増額させていただいております。

120ページをお願いいたします。

3目、学校施設管理費の11節、需要費の中の修繕料のところはですね、ここがちょっと額が大きくなってますけど、中央小学校の関連でですね、黒板の入替であったり音楽室の床の改修であったり塗装の関連で予算を組んでおります。13節、委託料につきましても2年に1回のワックス、また中央小学校の樹木剪定等を予定しております。

125ページをお願いいたします。

教育費の中で3項の中学校費になります。3目、学校施設管理の中の11節、需用費の中の修繕料では高森中学校の関係でですね、美術とか技術室にカーテンとかレールが全然なくて日差しが入って眩しいということで、そういったカーテンレールの設置、また校舎ベランダ等の塗装関係で修繕料を計上して組んでおります。委託料につきましても、本年度体育館ワックス委託料を計上しております。以上です。

○社会教育係長（佐伯 実君） 社会教育係の佐伯でございます。

126ページをお開きください。

2目の社会教育総務費をご説明いたします。8節の報償費でございます。本年度127万1,000円の予算を要求をお願いをしておりますが、主なものにつきましては放課後子ども教育士の謝礼ということで102万5,000円。それと成人式の記念代ということで21万6,000円組ませていただいております。続きまして19節の負担金補助及び交付金でございます。婦人会PTA公民館等々のですね、ものにつきましては従前どおりの金額でございますが、本年度ですね、3件の公民館の改修工事が出ております。まず最初に天神公民館の改修工事ということで補助率40%の120万円マックスで出ておりますが、工事費が370万円ほどかかります。その4割ということで限度額の120万円を天神公民館のほうからご要望がっております。続きまして横町の公民館の台所改修工事ということで9万3,000円補助金を支出する計上をしております。工事費が23万4,000円ほどかかります。その40%ということでお願いしたいと思います。続きまして前原からですね、公民館のトイレの改修工事ということで、総額265万6,000円ほど出ておまして、その4割、106万2,000円を今回負担金補助及び交付金として組ませていただきました。

続きまして127ページをお開きください。

19節の負担金補助及び交付金ということで158万6,000円を組ませていただいておりますが、この負担金につきましても従前どおりのですね、金額で組

ませていただいております。続きまして4節の地域改善対策事業費でございます。報酬、168万円を組ませていただいておりますが、現在社会教育指導員が2人おられますので、月7万円ということで168万円を組ませていただきました。また8節のですね、報償費でございます。これはこの前のおり上在のほうでですね、ふれあい子ども会というのがあっております。学校の先生方にですね、今勉強等々を教わっていただいておりますが、一回につき1,500円ということで延べ380名の57万円を組ませていただきました。

続きまして128ページをお開きください。

同じく地域改善対策費でございます。19節の負担金補助及び交付金でございます。大きなものにつきましては高森町人権同和教育推進協議会の助成金ということで各部会が存在しておりますが、その補助金として150万円を増額計上しております。続きまして2節の5目の社会教育施設費でございます。この中で需用費を上げております。11節の需用費でございます。消耗品として39万9,000円。燃料費、それと光熱費と修繕費ということで各施設を教育委員会が管理していますが、この中でですね、全て光熱費等を計上をしておりますが、この中で新しく財産管理のほうに移る部分もこの中に含んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。続きまして12節の役務費でございます。これも先ほど言いましたように高森町の方ではいろんな教育施設がありますが、その管理委託にかかる部分でですね、443万円を組ませていただいております。

続いてですね、131ページをお開きください。

19節の負担金補助及び交付金でございます。各団体の補助金はですね、このような明細になっておりますが、この中で最後に総合型地域スポーツクラブの自立支援事業負担金ということで、739万4,000円を組ませていただきました。これにつきましてはですね、昨年度の予算からにしますと340万円ほど増額になります。この明細につきましてはご説明をしたいと思います。まず町長の指針でございます一つのクラブを特化したい。スポーツを特化したいということで、この中でサッカー教室をですね、ちょっとプロというかですね、以前プロだった方を指導者として呼びして、幼少期から高校まで考えておりますが、高SPOサッカースクールということでですね、やりたいと思っております。これもですね、JFLという東京のほうに団体がございますが、そこから専門の指導者を派遣していただくということでですね、実施時間としましては毎月月曜、水曜、土曜日。この3日間をですね、予定をしておりますが、それとまた日曜日等々にですね、非常にいろいろ大会がございますのでその費用としてですね、増額分300万円をですね、人件費として上げております。これもですね、時間帯につま

しては1日8時間以上勤務ということですね、委託派遣のほうで組ませていただいておりますので、340、350万円増額というふうになったものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 学校教育係の岩下です。

続きまして2目の学校給食費を説明します。1節、報酬につきましてはですね、本年度は平成26年度は中央小学校7名と東中学校4名で運営をしてみたいと思います。以下の予算につきましては運営上必要な予算を計上させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育事務局長の後藤です。以上です。大きなところ、本当に大きなところだけしか説明していませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、どうぞ。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

124ページですね、タブレットパソコンのリース代でございますが、これ機械が導入されるということでございますけど、充電のほうですよ。それはどのような形でされるのか。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長の後藤です。

機種が定まってませんので具体的にどうこうということはないんですけども、基本的には現在企業から借りてますボックスですね。ボックスに一つずつ入れて夕方に使い終わったら入れて使うという基本的な考えでおります。ここでリースで9カ月となっておりますが、予算がとおれば早速ですね、機種選定に入りたいと思います。その中でおっしゃるとおり充電器も非常に重要な要素ですので、240台と120台、360台になりますので、基本的には今借りているシステムが使えるような検討をしております。

○委員長（後藤三治君） ほかに何かございませんか。

○委員（立山広滋君） 立山です。

さっき岩下係長のほうで説明があった東小か中学校の横文字だったですね、何ページだったですかね。113ページ、そこはちゃんと説明してください。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長の後藤です。

ちょっとですね、具体的な細かい内容は難しいんですが、以前高森東中学校で2年程まえ、キュービクルが悪くて改修しております。その中で入ってる品物でこれについてがうちにあったのは毒性が非常に弱い種類でございました。これをですね、修繕したんですけども、そのときちょっと分かりませんでしたので不用

になった部分を廃棄してたら業者さんから、これは専門的な処分がいるということで、これについては全く専門業者でないと扱えないということでキュービクルを修理したんですけども、それをちょっと危なくないようにちゃんと工事した業者さんにちょっと保管してもらってます。これをいろいろ国の条例とか県の条例を調べたら専門業者さんじゃないと扱えないということで、トータルで100万円ぐらいだったと思うんですけども、その処分費です。これは専門的な処分が必要ということなのです。

○委員（立山広滋君） よろしいですか。立山です。

今局長がおっしゃったキュービクルとは何ですか。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） すいません、キュービクルで電気のボックスがあるじゃないですか、あの中を改修したんですよ。その中に入っている品物の一部です。外に高圧じゃないですけども、学校の外に電源があってそこから学校に送電するんですけども、これが法律等で調べてたら専門ですね、うちは毒性の弱いほうではあったんですけども、ちょっと予算組めなかったんで待ってもらってる。これの毒性の強いのもあるそうです。これも絶対に法律で専門業者で処分をしないとイケないと。アスベストみたいなちょっと感じですが、意味合い的なですね。

○委員（立山広滋君） 立山です。

俺は説明があったように土の中からでてきたのかと。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長の後藤です。

電気のこういうボックスです。その中に入っている部品の一部です。

○委員（立山広滋君） 分かりました。

○委員長（後藤三治君） よございますか。ほかになにかございませんか。どうぞ。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

町民体育館、また町民グラウンドですよ、条例改正昨年していただいたんですけど、その後のですね、使用状況あたりをお分かりならば教えていただきたいと思えます。

○社会教育係長（佐伯 実君） 社会教育係の佐伯でございます。

今ご質問のとおりですね、昨年使用料の改正をお願いをいたしました。今のところですね特にグラウンドの使用につきましては従前の使っているサッカーとかソフトボール等々の方ばかりでございますので、利用率というのははっきりいって伸びてはおりません。しかし村山区のほうで新しくソフトボールチームをつくられましたし、その方たちもですね、利用を行っておられるということで、少しずつですけどですね、そういった形でグラウンドのほうの利用がなされておると

ころです。それと体育館につきましてもですね、使用料を下げたところによりましてですね、地域の方のクラブ、スポーツ、いろいろですね、伸びてきている状況でございますし、また高SPOのほうのですね、硬式テニス等々が新しく教室が増えましたので、非常に体育館についてはですね、空きがあまりないような状態でございますね、今のところ借用、お借りしていただいている部分で大きく、やはり条例の改定をしていただいた部分でございますね、その部分は非常に良かったのではないかというふうに感じております。

○委員長（後藤三治君） よございますか。ほかになにかございせんか。はい、どうぞ。

○委員（三森義高君） 9番、三森です。

120ページの2節の学校施設管理費の中で節11の修繕料496万4,000円上がっております。この修繕料の中身についてちょっと、少し詳しく教えていただきたいと存じます。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 学校教育係の岩下です。

まずですね中央小学校の黒板の入替、それが長年使用によって光が反射して字が見えにくくなっているということで、全教室の分を、入れ替えの予定で133万4,880円。それから体育館用のステージの用の暗幕なんですけど、ボロボロですね、何かもう黒ビニールとか貼ったりしている状況だということなので、これも取り替えで72万7,059円。それから音楽室の床の改修ですね、床が湿気でぶよぶよしているということでこれが121万1,922円。それから中央小学校の塗装とかコーキング、こういった関係で80万円。それから東小学校の網戸また体育館等の障害者用トイレのウォシュレット設置で19万円以上で計上している金額となります。よろしく申し上げます。

○委員（三森義高君） 三森です。

はい、分かりました。それからもう1点、教育費の中の保健体育関係ですが、さっきサッカー教室について節の19です、負担金補助及び交付金。指導者養成ということで300万円入っておる中の739万4,000円ですか、技術支援料負担金。これは結果的には小学校、中学校も一緒だろうと思いますが、どんなですかね。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長の後藤です。

現在ですね、保育園、幼稚園生から小学校3年生までキッズサッカー教室を週に1回開いております。基本は4年生から6年生までのサッカー教室。キッズサッカー教室も開いてますが、1年生から3年生までについても専門的指導を習いたいという子たちについては一応募集をかけようかと思っております。それか

ら中学生についてはあくまでも部活が学校教育の一つとなっておりますので、学校の先生たちと話して部活というのは学校教育の中で重要な、中学校の場合重要な要素であるということで、その部分についてはですね、部活を中学生のときからサポートすると。そうすると高校生については高森高校とかですね、サッカーやりたいというけども生徒数もいませんし、学校側とすれば新しい部活をつくるというのは非常に不可能でございます。現在は社会人と一緒に高校生もきて一緒に好きな方たちがやっております。ここも専門的に習いたいという子どもがいればですね、チームはつukれないかもしれませんが、ぜひ高校生にも声をかけたいなど。一つは高森高校の非常に行かない理由として部活がやりたい部活がないとかありましたので、そこも含めてですね、チームとしてつukれるかどうかは別として専門的に習いたい人についてはですね、何かそういうふうに専門的に教えてあげようかと。ただし週3日ですね、時間が平日は大体学校が終わってですので夜に限定されますので、時間数とかをちょっと検討しないと子どもたちでするので夜遅くまで指導をやるというわけにはいきませんので、そこで時間がうまくはまるかなど。一人で指導しても手が回りませんので、当然地元の経験者に協力いただいてやっていくということで、現在では100%決定はしてありませんがそういうふうに考えております。

○委員（三森義高君） 三森です。

はい、ありがとうございます。せっかくこれだけのお金を使ってそういう養成は結構なことです。これをですね、一過性ではなくして継続的な形でやっていただくということが、今後のサッカーにしろ何でもかんでも一緒ですが、子どもたちのためになるですね、指導のやり方を徹底していただきたいと思います。なかなか人数が減ってきますとすぐ解体するようなことが多々ありますので、そういうことがないようにですね、せっかくできた指導者養成ですのでよろしく要望をいたしたいと思います。以上です。

○委員長（後藤三治君） はい、ほかに質疑ありませんか。

○委員（立山広滋君） 立山です。

先ほど委員長のほうから局長のほうにスクールバスの運行についてどうなっているかということで説明を受けましたけれども、皆さんご存じのようにですね、あそこの阪神淡路大震災、東日本大震災、先の九州北部の豪雨で2月の雪の害。そのとき特に阪神淡路大震災以降ですね、絆という言葉イコール安心安全と言う言葉が非常に流行っているという語弊がありますけれども、非常に謳われております。そこでスクールバス運行についてもですね、事務局のほうからまだ入札はまだということなんですけれども、どこの会社が受けられるか分かりませんけ

れども最低限ですね、安心安全が担保できるようなそういうところを入札される業者のほうに、一応分かっているらっしゃると思いますけれども口を酸っぱいように、とにかく安心安全、子どもたちはもちろん周りの保護者の方が見られても、こういう会社いいなというそういうところ、見てくれも大事ですのでそのへんのところが担保できるような会社を選んでいただくというといけませんけれども、そのような会社をお願いされたいと思いますので、一口、口を酸っぱくなるように安心安全ということを保担保できる会社をお願いするというといけませんけど、大事じゃないかなと思いますのでよろしく願いしておきます。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長の後藤です。

バス会社についてはですね、一応入札の形に取りますが、今おっしゃったとおり安心安全の第一という条件を酸っぱくすでに言っております。その一つとしてですね、この間もバスの事故があったんですけども、まずは乗る前には健康診断ですね。疾患等あったらいけませんので。それと子どもたちの乗るときにせつぐ運転の安全性、それには条件として付けております。安全性というのは何を基準かということで非常に難しいんですけども、ドライバーさんについてはいきなり乗ったことがないような人が乗るようなことがないようにということですね。基本はこれは町長からも口酸っぱくされて言われてます、私たちのほうにですね。安心安全をまず第一に考えて下さいと。入札ですのでこの業者さんが良い悪いというのは非常に言えません。ですけども入札前にはそういうのをしております。それからもう一つはちょっと手伝ってでは困りますので、この金額の中には社会保険料等も個人負担分についてはみて上げております。ですから給料もしっかりきっちり払ってくださいということで、実を言いますと以前が結構ですね、やっぱりどうしても安く雇われているから悪いということは全くありません、ドライバーさんについては全然問題ありません。しかしどうしても安いと厳しい労働条件になると何かをしたくなるということで、当然生活がありますのでそういう意味ではうちのほうでは基準をですね、そんなに高い金額は出しておりませんが、ある程度はドライバーさんに払える基準を出してますからきっちり払ってくださいと。社会保険料も個人負担分についてはみてますので払ってくださいということを条件として出してはおります。

○委員長（後藤三治君） ようございますか。ほかに何か、どうぞ。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

先ほど三森委員からもあったんですけど、高SPOのことでございますが、高SPOのですね、活動状況、それとクラブ員の参加状況はどのようになっているのか。よろしく願います。

○社会教育係長（佐伯 実君） 社会教育係の佐伯でございます。

現在クラブ員と言いますか、高SPOに加入されている方が250名、高SPO会員としてですね、加入されておまして、それぞれ教室が12教室ですかねありますし、また新年度からもですね、新しい教室を追加する予定でございますが、各それぞれの教室ですね、お好みのスポーツ等々の積極的に参加をされておられますし、また今後ですね、いろいろな健康維持についてもですね、非常にこの高SPOという総合型スポーツクラブというものは有意義なものであると思っておりますし、今後はですね、300名以上のですね、会員の募集を図りながらですね、高森町のスポーツの核としてですね、積極的に活用できるようにですね、今後も強力に推進したいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（後藤三治君） よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

250名の会員さんということなんですけどももっとですね、これ周知をしてですよ、せっかく今度光ファイバーのほうも整備されますし、いろいろ周知するシステムはあると思いますからいろいろとですね、そういう工夫をされているあたりがあれば教えていただきたいと思います。

○社会教育係長（佐伯 実君） 社会教育係の佐伯でございます。

今、宇藤委員様のほうからご指摘がありましたようにですね、今年度はちょっと早めにですね、各個別にですね、全てこのポスターというか案内募集をかけます。おっしゃったように新しくマスメディア媒体のですね、今度整備されますのでですね。やはりローリング的に何回も回してですね、教室等との宣伝とかこういうクラブの趣旨とですね、非常に画面を使ってですね、周知をするというのが非常に良い手法であると思しますので、ぜひともですね、まずは会員を増員を図るということと、またスポーツ、この高SPOの事業のですね、拡充も図っていきたいと思っておりますし、またこれは質問とはまた違うんですけど、本年度は事業の新しい事業としましてですね、クロスカントリー駅伝というのをですね、去年するはずでございましたが、なかなかちょっと押し迫っておりましたのでできなかったという部分もありますし、また今横軸連携で牛深との交流もやっております。相互の子どもさんたちの夏場、相互のキャンプというのもですね今やる予定ですね、ほぼ日にちも決まっておりますのでですね、そういった形で教室もあるが楽しいイベントもあるということで、いろんなメインをつくりながらですね、今後も進めていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（後藤三治君） ほかになにかございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）



○委員長（後藤三治君） すいません、また私から一つだけ。

前回のこの委員会の中でですね、先ほど宇藤委員が言われたように体育館とグラウンド、それから草部のグラウンドの料金改定があった中で、要するに草部の夜間照明。その後地域住民と良く話をさせていただいて、今後どうするかという課題があったかと思いますが、その後何か進展があるかないかをちょっとお聞かせいただきたいし、もし何も進展がないようであればですね、やはりこの問題は私たちもこの常任委員会として意見を欲してですね、可決した状況でありますので、やはり最終的な結果というか結論を出さんとやっばいかなと思いますので、そのへんをちょっときちんと。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長の後藤です。

大変申し訳ございません。その後に多少話したんですけども、向こうのほうからは祭りとかそういうので使うからありがたいという話で、申し訳ないんですがそれからちょっと話が進んでおりません。一回ぐらいだったら非常にちょっと厳しいかなという思うものもあります。そのままになっていましたので消防の話が出ております。消防はどこでもですね、自分たちの機械を使っておりますので、その後正直な話が進展はしてないということが事実です。

○委員長（後藤三治君） なにか補足があったらどうぞ。

○社会教育係長（佐伯 実君） 社会教育係の佐伯でございます。

現在グラウンドを管理されている方が田中生義様でございます、実は立ち話程度というのはですね、ここでちょっとお話したらいけないんですが、今局長のほうからありましたように、実際体育については0です。全くやっております。そういうことで田中さんのほうともですね、お話をしてやはりこれは体育施設であって消防とかお祭りで使うものではないし、お祭りはですね、エンジン付きの水銀灯をもう業者さんが買ってされておりますのでですね、あれを付けるというのも非常にいかなものかと、社会教育施設ですのでですね。ですから今のところ使わないからこの修繕については保留していただけたらどうかということで話をしましたところですね、まあえーたいと、よく言えばですね、ということで近々にですね、この施設を整備して使えるようにというのはですね、まだ教育委員会としては考えていないという話だけはですね、しておりますが、設備が現存する以上ですね、料金のほうも片一方がタダにして片一方が安いというのもですね、不均衡であったと。おおせのとおりですね、使えないのに料金を改定するとは何事かということでございますが、だから使っていないというのもですね、ありましたので今申し上げました照明についての不均衡を無くすためにですね、上程さしあげたものでございますし、今のところ何度も言いますように地元の方、

これは芹口議員さんともですね、ちょっとお話をしたんですけど、うちのほうとしてはですね、改修するところまでは至っていないというような、今までの今の現状でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（後藤三治君）　そういうお話でございますが、できるだけ地域住民の方とお話をされて、もし必要のない問題であれば要するにもう老朽化しておりますので、あるいは照明が落ちて怪我するとか、今度はそっちのほうの心配もせないかんわけですので、撤去するなりしていただいて条例改正もしていただきたい。そういうところまでやっぱ話を持って行ってほしいなと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員（宇藤康博君）　宇藤です。

この予算のことではちょっとないんですけど、昨年ですね、議会報告会があつてですね、あそこの尾下の体育館ですかね。そこのトイレがですね、かなり修繕をしなければいけない状態になっておりまして、それがかなり住民の方からも出でですね、これはもういち早くやらなければいけないということで帰ってからですね、そしてまたちょっと予算書を見よったら入ってないんですよ。これどのようになっているのかなと思いますが。トイレの改修は早くしたほうがいいと思うのでよろしく申し上げます。

○教育委員会事務局長（後藤正三君）　教育委員会事務局長の後藤です。

トイレについてはですね、議長が管理されてますので2、3年前から、以前は持っていたんですけど急に悪くなったということでかなり手間暇がかかるということでお話を聞いておりました。昨年聞いておりました。とにかくどうにかならんかということで最悪あそこの浄化槽が循環型といって、一回使って綺麗になった水をもう一回使うという最後に綺麗になったところにですね、水が貯まらないということで何べんも業者さんに診てもらったんですが原因は分からないということで、では根本的にですね、合併処理浄化槽に変えないと仕方がないのかなという話でありました。なぜそういうシステムになっていたかという、以前はできた当時合併処理浄化槽がありませんし、現在はあるんですけども道の側溝が当時なくて個人の用地をとおしていかないかんということで、そこの人の承諾が得られなかったと聞いております。そういうシステムということで浄化槽自体はきちんとしております。そこに水が貯まらないために空気が入って一回一回水を貯めて、またポンプアップしてしないと使えないということでこれもすごい時間がかかって、どうしても議長が体育館に近いのでお前せえということで議長が苦勞されています。昨年の時点でとにかく検討しますということで、合併処理浄化槽にした場合は社会教育施設の場合はかなりの家庭用とは全然違いますので、そこ

の人数が少なかりょうが多かりょうが施設にある程度基準があります。いくらかは分かりませんが、例えば極端に言うなら1,000万円ぐらにかかるとも思えないということになると思います。そういうことをちょっと検討してたらたまたまそこを管理する業者さんが、そこが無理だったらこっちから引っ張ればどうにかなるんじゃないんですかという話があって言い訳になるんですけども、じゃそこをちょっと検討しようということで、実を言うと業者さん呼んでたらなかなか来なかったということで、結局業者さんも切り替えました。しかしなかなか結論が出ないということで本来であれば合併処理浄化槽を一気にはつくれませんので、まずは従来の設計でも挙げてという形で考えておりましたが間に合ってなかったもので、この場を借りて何も財政全て町長と協議しなくちゃいけませんけども、結論が出たならばですね、今の浄化槽を補修して十分やれるという結論であれば補修費を補正で組みたいし、これは改修するよりも完全につくり変えたほうがいいだろうということであれば平成26年度中に予算をあげさせていただきたいと思います。利用度で考えると少ないところ、じゃあ少ないところは何もできないという話になる。それと利用度の問題は地域とすれば利用度が高い。人数が少ないというだけでは、ただ利用度だけを考えて場合は人口の少ないところには何もできないということになりますので、あくまでも施設がある以上は一番大事なトイレ等は改修は考えなくてはいけないと思っております。それについては教育委員会のほうで延び延びになっていたということが現状です。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

そういうお答えですけど、やはりトイレの問題はですね、一番住民の方々が一番使用されるところでございますので、大至急ですね、十分検討していただいて早急によりしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（後藤三治君） ほかになにか質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 続いて討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） これから本案について採決します。議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育委員会に関連する付託案件については終了いたしました。

教育委員会事務局の皆さん、お疲れ様でした。

-----○-----

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 30 分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは、本委員会に付託されました健康推進課関連の議案第 12 号、高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。

高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の条例の改正内容につきましては、今現在 500 万円ほど高額療養費の部分を支払えない人たちのために貸し付けるという制度がありますが、それがずっと続いているわけですけど、平成 19 年の 4 月を持ちましてから限度額認定証という証書を発行することにより、本人様がそれを医療機関に提示することで高額療養費分は負担なくていいように今制度が変わっております。それにつきましてはそれがありましたので平成 24 年度からずっと貸付の実績はありませんでした。ちなみに今年度はちょっと 1 件だけありましたが、それによりましてその制度自体を存続させるべきかどうかという監査員さんからの指摘もありまして、検討しましたが前回も限度額認定証自体を滞納がある世帯には発行しないという決まりがありまして、生活困窮のために滞納している世帯とかそういう方たちにとってはそれがなくともういよいよ高額になった医療費を払えないという状況になりかねませんので、制度自体は残すことで考えております。その代わり基金を今 500 万円ほどありますが、この部分を大幅に取り崩しまして 100 万円とし、また貸付基金を本人に貸し付けておりましたが、これにつきましてはその分も本人様が別なことに流用されてですね、熊本県の国保連合会のほうから高額療養費として支払われるんですが、それが未納になっていると払われませんのでその分が焦げ付きになりかねないということで、本人様に代わってうちが直接医療機関のほうに払おうと、その部分をですね、払うという形でしています。あと貸付基金の払い戻しにつきまして、遅れた場合の延滞金につきましても国税、町税あたりに合わせまして、今年利を 14.6% から 7.3% に改正するように今回の改正として提案したものです。以上です。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤三治君) 質疑がないということなので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤三治君) 討論なしということでございますので、これから本案について採決します。議案第12号、高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤三治君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長(高崎康誌君) 健康保険係、高崎です。

高森町国民健康保険税条例の一部改正について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国が平成26年度の税制改正に伴いまして、国民健康保険税の上限額、療養費と介護と後期の支援分として分かれますが、療養費の上限額は51万円になっていますがこれは据え置きと、後期高齢の支援金として上限としてなっておりましたのが14万円となりましたが、今回は改正して16万円、2万円の負担の増と、介護納付金、介護のほうの分の支援金ですかね、こちらにつきましても12万円を14万円に負担増。合わせて今まで最高額77万円だったのが81万円に引き上げられることとなります。またこれに合わせまして軽減の範囲を広げますもので、今まで5割軽減を受けられた世帯なんですが、これは世帯主を除いたほかの世帯員さんかける24万5,000円が家族全体の所得の数字を超えない場合は5割軽減というふうになってましたが、今回は改正で世帯主さんも含んでかける24万5,000円がその所得に世帯全部の所得が上回らない場合は5割軽減という形で軽減の形を拡大するようになっております。またあと後期高齢者が同居しとります特定世帯とありますが、これにつきましても今までは一人当たり35万円をかけた数字が全総所得を超えない世帯を2割軽減としとりましたが、今回はその35万円を改正しまして45万かける世帯数が総所得額を超えない世帯を2割軽減と対象するように軽減の対象を広げられたように改正されたものに合わせまして改正するものです。以上です。

○委員長(後藤三治君) はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということですので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 討論なしということ、これから本案について採決します。議案第13号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号、高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。

高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国より国税及び地方税にかかる延滞金の割合が改正されたことがありまして、後期高齢者保険料にかかる延滞金についても同様の扱いとして差し支えないという国からの指針がありましたことによる改正です。詳しく申しますと附則のほうに3条のほうに載っておりますが、年14.6%という延滞金の割合を見直しまして、財務大臣が告示する率、貸出約定平均金利プラス1%に割合7.3%とした額とするものです。あと1ヶ月に満たない分については、年7.3%の割合でということになりましたが、これにつきましては同じく財務大臣が告示します貸出約定平均金利プラス1%に1%加算した額とした割合を延滞金とするというふうに改めるものです。以上です。

○委員長（後藤三治君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということですので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 討論なしということ、これから本案について採決します。議案第14号、高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

すいません、多分説明でですね、順ぐりになると思いますが見やすいのはページごとが見やすうございますので、ページごとをお願いいたします。その際にはお名前をお願いしたいと思います。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

一般会計補正予算10号について説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

延滞金及び負担金の民生費負担金になります。1節の老人福祉負担金。前年度分増でございます。これは老人福祉施設ですね、湯の里荘になります。このですね、民生費の負担金が12月補正以降にですね、入所者が増えたことによります負担金の増額でございます。それから2節の滞納繰越分です。これは昨年滞納繰越がございませんでしたのでマイナス補正となっております。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

同じく12ページ、4目、衛生費負担金です。3節の費用につきまして健診の実績に応じまして自己負担分が予定人数よりも少なかったため減額としております。以上です。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

続きまして15ページをお願いします。

15款の県支出金になります。3目の民生費補助金です。6節の在宅老人福祉補助金になります。老人クラブ活動助成事業。これは県の補助金でございまして、一応今年度の実績を見込んで報告しましたところ、9,000円増額の内示がありましたのでその分の増額でございます。

1ページ空けていただいて16ページになります。

同じく9節の介護保険低所得者対策事業補助金でございます。これも県のほうに補助金の見込みの報告をしたところ13万円の増として見込みの決定見込み額がありましたのでその分の増でございます。歳入は以上でございます。

続きまして歳出のほうに入ってください。

では、歳出は29ページをお願いいたします。

介護保険係の馬原でございます。

3款の民生費、4目の老人福祉費になります。主なものだけを説明させていただきます。13節の委託料になります。マイナスの93万8,000円を補正いたします。この内容といたしましては、外出支援サービス及びデイサービスですね。

デイサービスにつきましては、こちらからデイサービス介護保険対象者以外の方についてデイサービスの委託を予定しておりましたが、こちらが予定しておりました数よりもですね、介護を認定を受けられる方の数の多くてですね、その分介護保険のほうで支払っております関係でこの委託料というのが減額になっております。外出支援サービスの予算につきましても現在利用者数の減になっております。それから18節の備品購入費です。これは補助事業で車両を購入いたしましたのですが、入札残がありましたのでこれは需用費のほうに組み替えをいたします。それから負担金補助及び交付金及び扶助費につきましては、平成25年度分の内容を精査いたしましてマイナス補正とさせていただいております。同じく5目の介護保険事業費になります。繰出し金です。これにつきましては後ほど介護保険特別会計のほうで後ほど詳しく説明がするところでございますけれど、介護給付費の町負担分といたしまして施設等その他分ということで、これが内容を調整させていただいております。それから事務費等町負担分ということで、これは補助事業ですね、実施することになります。本年度中です。これはRKKコンピュータに対するソフトの変更に対する委託料でございます。その分も町負担分になっております、以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

32ページをお願いいたします。

衛生費、1目の保健衛生総務費ですが、主なものを説明します。13節委託料。これも健診の実績に応じて予定より少なかったため減額しております。19節は広域事務組合の負担金も減少のため減額しております。2目予防費、11節事業費の医薬材料費ですが、これは子宮頸がんの予防接種が副作用の点で、積極的な勧奨を見合わせというような報道がありまして、それに伴い申し込み者がおりませんでした。そのため大きく医薬材料費ワクチン代の減額になってます。同じく13節委託料も子宮がん健診等はじめ、実績に応じて減額しております。同じく20節も実績に応じましてインフルエンザの補助金を減額しております。3目健康増進事業費です。13節委託料。これも健診実績に応じまして減額しております。それから23節は返還金が出ておりますので予算を上げさせてもらってます。それから5目母子保健費。これも13節委託料、妊婦健診の実績に応じまして減額しております。20節扶助費。これは子ども医療費ですが、3月までの予想で若干不足する見込みになりましたので上げさせていただいております。以上です。

○委員長（後藤三治君） はい。これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということで、続いて討論を行います。討論はあ



りませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- 委員長(後藤三治君) 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(後藤三治君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第20号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

- 国民健康保険係長(高崎康誌君) 健康保険係、高崎です。

平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ151万8,000円を追加し、予算の増額をそれぞれ11億5,645万7,000円とするものです。詳しくご説明申し上げます。

歳入について説明いたします。

7ページをお開きください。

まず歳入の諸収入の4雑入ですが、1目一般被保険者財産者納付金。これは財産者の過失による交通事故とか犬に噛まれたとかいうものの納付金が現年度の分を89万7,000円を実績に応じて増額しております。3目一般被保険者返納金と5目雑入につきましては、社会保険に切り替わっておりましたが手続きされないうまま国民健康保険の保険証を使って医療機関にかかれた方がいらっしゃったものために、この分についての返納を受けたとか返してもらった分を歳入として実績としてそれぞれ増額で計上させていただいております。

次に歳出のほうに移ります。

8ページをお願いします。

まず2款保険給付費、1目の療養費の1目一般被保険者療養給付金。これにつきましては今の歳出状況からして不足が生じる恐れが発生しましたので、今回4,500万円の増額補正としております。2目退職者被保険者療養給付金につきましては、今の歳出状況からして500万円ほど減額と、2項高額療養費の2目退職被保険者等高額療養費と4項出産育児諸費の1目出産育児一時金につきましては、現在の歳出状況からしてそれぞれ600万円と378万円を減としました。

6 款の共同事業拠出金の 1 目共同事業医療費拠出金につきましては、また不足が生じる恐れがありましたので 1 0 0 万円増額という形にしております。

次に 9 ページですが、保険財政共同安定化事業費の拠出金につきましても不足する恐れがありますので 1 5 0 万円増額しております。あと残りの 7 保険事業費のほうの特定健康診査等事業費につきまして実績に応じて 2 4 9 万円減額しております。あと 1 1 の予備費につきましては不足する分を予備費から予算をまわしたような形で補正計上させていただいております。以上です。

○委員長（後藤三治君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、どうぞ。

○委員（三森義高君） 9 番、三森です。

8 ページの 3 の歳出ですが、一般被保険者の療養給付費の特に補正 4, 5 0 0 万円。これの中身はどういうものだったのか。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。

一般被保険者の療養費といいますか、ここが一般被保険者と退職被保険がありますが、その一般の方に被保険者にかかる医療費が毎月国保連合会のほうから月締めでこれだけかかりましたということで請求が挙がってきます。毎月に大体 4, 0 0 0 万円から 5, 0 0 0 万円ぐらいの支出があるんですが、今年度はちょっといつもよりもですね、歳出が多くなっておりまして、4, 5 0 0 万円ほどこのままでは不足するのではないかというのが出てきましたので補正したものです。以上です。

○委員（三森義高君） 三森です。

その 4, 5 0 0 万円が増えるという中身についてね、どういう症状が出てきたのか、要するに内容ですたいね。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。

内容につきましてはですね、白血病あたりのですね、治療あたりとかが出てきてらっしゃったみたいで、それが数千万円ほど一気に増になったということと、あとは脳溢血とか脳疾患あたりがあったりするとですね、1, 0 0 0 万円単位で医療費がかかります。これが今回まとめてちょっと何点かきたもので、今年度はえらく歳出が増えたというのが原因だと考えております。以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかになにかございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第20号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第21号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

では説明をさせていただきます。今回の補正ですね、歳入歳出それぞれ2,705万1,000円を追加いたしまして、8億6,118万6,000円とするものでございます。主なものについてご説明をさせていただきます。

歳出のほうですね。

まず4ページを開けていただいて。

債務負担行為の補正でございます。これは平成26年度分の契約につきまして、平成26年の4月1日からですね、予算を執行する関係で今回債務負担行為の補正とさせていただきます。この6つの事業につきましては4月1日から3月31日までですね、ずっと継続して行っています関係で今回上げさせていただきます。

続きまして7ページでございます。

歳入になります。

金額の大きい主なものだけ説明させていただきます。

まず1款の保険料ですね、1目の第1号被保険者保険料になります。これは保険料のですね、課税見込み額が若干増えることに伴いですね、現年分の保険料額を154万5,000円増やさせていただきます。それから3款の国庫支出金ですね。1目の介護給付費負担金、1節の現年分になります。これも介護給付費の国庫負担金ですね、変更見込み額によります増額、2,286万5,000円でございます。同じく3款の国庫支出金ですね、1目の調整交付金になります。現年度分です。これにつきましても見込み額に対しまして予算額が760万円の上昇を見込みまして補正を行わせていただいております。それから4目の事業費補助金ですね、11万円。これは先ほど一般会計のときにご説明申し上げましたが、本年度中にですね、システム改修を行います補助事業の関係で11万円の国からの補助金額でございます。

8ページをお願いいたします。

4款の支払基金交付金になります。介護給付費交付金。現年度分ですね。マイナスの1,137万3,000円。これも変更決定の見込みに伴いますマイナスの補正でございます。それから5款の県支出金、1目の介護保険給付費でございます。現年度分410万8,000円。これも同じように変更決定見込みに伴います増額でございます。

それから9ページ、繰入金です。介護給付費繰入金ということで、これは先ほど一般会計のときにご説明申し上げました介護給付費の町負担分の増額でございます。内容といたしましては施設分、それからその他分ですね、その分が174万2,000円の合計いたしまして増額になります。それから4目のその他一般会計繰入金ということで11万1,000円です。これも先ほどご説明いたしましたけれども、これは補助金の補助事業に対する補助増額分になります。

続きまして10ページをお願いいたします。

歳出のほうに入っております。

1款の総務費、1目の一般管理費です。委託料22万1,000円。介護報酬改定に伴います改修事業委託料になります。これはRKKコンピューターサービスさんとの契約の予定になっております。22万500円に事業費になっております。それからそれ以降につきましてはですね、給付費の増になっております。保険給付費の介護サービス等諸費、それから11ページ介護予防サービス等諸費ですね。

続きまして12ページ、審査費支払手数料、2款の保険給付費ですね。それから特定入所者介護サービス等諸費。ここまでが給付費になっております。トータルといたしまして1,394万2,000円の増になっております。

それから13ページをお願いいたします。

地域支援事業費です。1目の介護予防等事業費ですね。委託料マイナス25万円です。一応これもですね、介護予防事業ということで介護保険に該当しない方の予防教室を行う予定でしたが、そういった方々が介護の認定を受けられました関係でマイナスの補正となっております。それからその下の地域支援事業費のですね、1目の包括的支援等事業費です。委託料ですね、各種委託料ということで30万円上げさせてます。この内容といたしましては、外出支援事業ですね、それから国保連合会に入ります委託料、その見込みで30万円の増となっております。扶助費につきましては、寝たきり老人等の介護手当ということで今給付を行っておりますが、給付というか扶助費でお支払いをしております。対象者がですね、お亡くなりになったり施設入所に入ったりされたりということでマイナス

30万円になっております。それから一番下の予備費ですね、1,313万9,000円入れさせていただきます。以上で説明を終わります。

○委員長（後藤三治君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということで、これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第21号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お諮りします。ちょっとはようございますが、ここです、午前中を終了して午後1時から再開したいと思います。よろしいでしょうか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） それでは一時休憩したいと思います。

-----○-----  
休憩 午前11時55分  
再開 午後1時00分  
-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは委員会を再開いたします。

議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題とします。  
健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

歳入のほうからご説明させていただきます。

16ページをお願いします。

主なものを説明させていただきます。

12款分担金負担金、3目の民生費負担金ですね。1節の老人福祉負担金。現年分ということで270万円。これにつきましては湯の里荘老人ホームですね、ここに入所されている方についての負担金になります。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

同じく16ページ、4目の衛生費負担金です。第2節の健康増進事業健康診査負担金ということで、昨年の実績と増進計画の中で受診率の向上というもの目指

していますので、その目標に応じて人員を計算し予算を253万円計上させていただきました。

17ページですね。3節健康診査負担金。これも同じく昨年の実績及び目標率を上げまして人員を計算し、136万5,000円計上させていただきました。主に以上です。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。

20ページをお願いします。

国庫支出金の4節保険基盤安定負担金。322万1,000円計上しています。これは一般会計で後で説明申し上げますが、保険基盤安定負担金の支援分につきまして半額が国からの負担金として交付されるということで計上しています。6節の老人医療給付費負担金ですが、こちらは廃止しました老人医療についての負担金が入ってくる可能性がありますので、このへんは計上させていただいております。

続きまして23ページをお願いします。

款5の県支出金ですが、2節保険基盤安定負担金につきまして、これにつきましてまたこれも歳出のほうで出ますが、全部総額5,147万5,000円。内訳としまして国保分の軽減基準額負担金額として3,128万8,000円の4分の3、支援分として644万円、先ほどありました分の4分の1と後期高齢者の保険分の負担金として3,475万9,000円の4分の3を計上しております。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

続きまして26ページをお願いいたします。

これは県支出金の民生費補助金になります。6節です。在宅老人福祉補助金ということで、これは町のほうから老人クラブ連合会に対しまして活動助成事業を行っております。その3分の2が県補助金となっております。51万2,000円計上しております。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

同じく26ページ、4目の衛生費県補助金です。

すいません、27ページ第2節の乳幼児医療費補助金。これは県のほうから4歳未満の医療費に対しての補助が出ております。2分の1で99万1,000円。3節の健康増進事業費等補助金。これも各種健診に対しまして3分の2の補助、90万7,000円を計上しております。歳入は以上です。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

続きまして歳出のほうに入ります。

67ページをお願いいたします。

3 款の民生費です。4 目の老人福祉費になります。

歳出の主なものだけ説明させていただきます。

6 8 ページお願いいたします。

役務費です。1 7 万 8, 0 0 0 円になります。その内訳といたしましては、緊急電話設置手数料ということで、これは電話を設置する会社のほうに支払っております。それから成年後見人申し立てにかかる収入印紙及び切手代並びに医師の診断書及び精神鑑定手数料ということで、成年後見人制度というものがございまして、これは認知症等になってですね、自分で意思能力、意思の判断ができない場合について後見人を申し立てするんですけど、これが収入が低い方とか身内がない方については町の申し立てができるようになっておりますのでその分の費用です。金額的にはさほど高くございませんが一応 2 件分、1 万 4, 7 0 0 円と 9 万 5, 0 0 0 円上げさせていただいております。続きまして 1 3 節の委託料でございます。この中でですね、緊急電話点検委託料ということで、今現在緊急電話の通話装置をですね、約 7 5 台ほど住民の方に設置しております。約 3 分の 1 ずつですね、3 年間かけて点検をしております。この 3 分の 1 ということで 2 5 台分になります。それからその下のほうで外出支援サービス、デイサービスですね。これについては先ほど補正のほうでも説明いたしましたが、一人暮らしのお年寄りの方、もしくはまだ介護保険の制度にのってない方についてですね、外出支援サービス、デイサービスのほうを提供しております。これは 6 7 万 2, 0 0 0 円と 7 4 万 5, 2 0 0 円になっております。同じく 1 9 節負担金補助及び交付金になります。養護老人ホーム湯の里荘負担金ということで、先ほどの歳入のほうで入所者負担金がありました。それにプラスして町のほうから湯の里荘に対しまして施設利用者に対する負担金ということで、5 9 3 万 2, 0 0 0 円計上させていただいております。それから同じくその節の中で老人クラブ連合会助成金及びそれに付随しますものが、7 2 万 9, 4 2 0 円。それから健康づくりとして 1 2 万 3, 0 0 0 円。スポーツ大会助成金 2 1 万 4, 0 0 0 円、ということでやっております。その下の社会福祉法人施設整備助成金ということで、これにつきましては社会福祉法人に対しては助成制度がございます。来年度ですね、梅香苑さんのほうが社会福祉法人のほうで施設の一部整備を行いたいという申し出がありまして、一応その 2 分の 1 の 1 2 3 万円を負担金補助及び交付金として上げております。それから扶助費につきましては湯の里荘及び施設入所者に対する負担金分で合計しまして 3, 3 1 0 万 7, 0 0 0 円になっております。続きまして 5 目です、介護保険事業費になります。2 8 節の繰出し金になります。これは特別会計のほうでまた詳しく説明しますけれど、特別会計の事業費のうちですね、負担割がございまし

て、そのうちの町負担分につきまして上げさせていただいております。事務費それから介護給付費、介護予防事業負担金、それから包括的支援事業ということで、それからその下に第6期介護保険事業計画高齢者福祉計画策定業務ということで、平成26年度ですね、第6期の計画を策定し、平成27年、平成28年、平成29年の3年間の介護保険計画を策定する必要があります。その分の業務料といたしまして150万円、これも繰出金として上げさせていただいております。合計の1億1,543万4,000円です。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。

70ページをお願いします。

民生費の7目、後期高齢者医療事業費につきまして、これは熊本県後期高齢者医療広域連合会に対する負担金ですが、まず一般会計分として164万円、特別会計分として336万8,000円。あと医療にかかる療養給付費分の負担金として9,233万3,000円を計上しております。あと28節の繰出し金ですが、これは一般会計から後期高齢者特別会計のほうに繰出す分です。事務費関係が118万円と保険基盤安定繰出し金として3,475万9,000円を計上しております。続きまして8目の国民健康保険の事業費です。給与職員並び職員手当と共済費を担当の給与分のほうをそれぞれ計上しております。

71ページに移っていただいて28節繰出し金です。保険基盤安定繰出し金として先ほど歳入でありましたが、まずこれは保険料についていろいろ所得に応じて軽減措置がされておりますが、これについて一般会計からその分の補填ということで医療費分が3,172万9,000円。あと保険者の後期高齢と介護の支援分ですね。644万2,000円を計上しております。続きまして出産一時金の繰出し金ですが、出産一時金として一人当たり42万円交付することになっておりますが、支給するようになってますが、これについて3分の2は一般会計から繰出していただいておりますので560万円計上しています。あと国保の財政安定化支援事業の繰出金として、法廷に定めますところの繰出して1,700万円。あと平成25年度は法定外として2,500万円ほど計上を繰出しをお願いしていましたが、平成26年度当初ではその分の計上はしないということでしております。以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

79ページお願いいたします。

4款衛生費、1目の保険衛生総務費です。

主なものを説明させていただきます。

13節委託料、これは健康診査に関する委託料です。昨年の実績分と目標に応



じて人員を計上して539万9,000円計上しております。それから19節負担金補助金及び交付金は、阿蘇広域行政組合負担金をはじめ、1億6,835万8,000円を計上しております。

続きまして81ページ、2目の予防費です。11節医薬材料費としてワクチン代です。280万1,000円計上いたしております。13節委託料。これも予防接種の町内及び町外広域の委託になります。1,726万4,000円計上しております。

それから82ページ、20節扶助費です。インフルエンザに対する助成金を52万円計上しております。3目健康増進事業費です。11節需用費消耗品等に健康教室の材料台とかフッ素フッ化物利用に関する消耗品等を計上しております。

それから83ページ、13節委託料です。これも各種健診の委託をしております。昨年の実績及び目標率から人員を算出して、1,085万8,000円計上させていただきますいております。

84ページ、5目の母子保健費です。これは85ページにいきまして委託料として妊婦健診の委託45人分、455万4,000円を計上しております。20節扶助費、子ども医療助成金で、昨年ちょっと不足気味でしたので、1,519万2,000円計上しております。歳出は以上になります。

○委員長（後藤三治君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということでございますので、討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。  
議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第25号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計予算について議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。

平成26年度高森町国民健康保険特別会計予算の説明を申し上げます。

今回の特別会計予算では、歳入歳出総額で11億3,001万9,000円を計

上させていただいております。

主なものについて説明させていただきます。

まず歳入です。8ページからお願いします。

まず一般被保険者国民健康保険税及び、2目の退職被保険者国民健康保険税につきまして、年々国民保険の被保険者数が減少していることもありまして、今年度は昨年度に比べて71万6,000円の減を見込みで計上させていただいております。

続きまして9ページになります。

4款国庫支出金につきましては例年の実績を鑑みまして、それに応じてそれぞれの額を計上させていただいております。

10ページに移りまして、5目の国民健康保険調整交付金ですが、これにつきましては平成26年度から特定検診ですね、それとあと特定保健指導という形でそれぞれ地方で従事していただく職員を今回平成26年度から雇用するような形を考えております。これについては100%県からの補助があるということで、その分の上限額400万円を計上させていただいております。5款療養給付費等交付金、6款前期高齢者交付金、あと7款県支出金なりは前年度の実績に応じてそれぞれの額を計上させていただいております。

11ページのですね、8款共同事業交付金これにつきましては熊本県国民健康保険連合会からの提示がありました交付金額を計上しております。次に10款の繰入金につきましては、先ほど一般会計からの繰入として計上してございました保険基盤安定繰入金と出産一時金繰入金、財政安定化支援の繰入金を計上させていただいております。

あとすいません、12ページの基金繰入金ですが、これにつきましては議案の12でありました高森町国民健康保険高額療養費支払基金の貸付基金条例の改正に伴い、500万円の基金を100万円に減額し、その残り400万円につきましてはこちらのほうで繰り入れるということで400万円を計上させていただいております。繰越等につきましては、11款の繰越金につきましては、例年5,000万円程度の繰越金が発生しますが、前年度会計からのですね、それ分につきましては今回はちょっと不足分につきましてはこれがありますので、こちらの繰越金のほうで調整させていただきます。大体これぐらいの繰越金はということで見込んで上げております。

続きまして歳出です。

14ページをご覧ください。

一般管理費としてそれぞれ例年計上させていただいておりますが、13節の委

託料につきましては、今回財政調整交付金用のコンピューターシステムがですね、ちょっと改修がありまして、それにつきまして委託料の中で99万9,000円ほどを上げておりますので一般管理費として100万円ほど歳出の額は増となっております。2の負担金として、これは熊本県国民健康保険連合会の組合員としての負担金として75万円計上しております。

15ページの2款保険給付費につきましては、これにつきましては過年度の実績からそれぞれ720万円ほど一般被保険者の療養費ですか、これについて増額で計上させていただいております。

次ちょっと飛びまして19ページの7款保険事業費ですが、この中に特定健康診査の事業費の中の13節委託料につきまして、これにつきましては例年特定検診ということで健診料、これを計上しておりますが、平成26年度からちょっと問題がある方についてはですね、頸部エコーの健診を追加でもらうということですね、その分について計上させていただいております。

20ページに飛びまして7款保険事業費の19節負担金補助及び交付金の75万5,000円とありますが、これにつきましては例年スポーツ大会のやっつけの地域のスポーツ大会に対して、国保世帯につき1件300円のほうの助成をしております、それが15万5,000円ほど計上しておりますが、これとは別に平成24年度で廃止されましたあんま、針、灸、の助成ですね、ついてをですね、また復活させようということで国民健康保険の被保険者を対象として60万円追加で上げさせていただいております。大体主なものは以上です。

○委員長（後藤三治君） はい。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 私のほうからお尋ねします。

10ページの国民健康保険調整交付金で先ほど400万円ですね、説明がありました。もう一回詳しく説明していただけますか。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。

これにつきましてはすいません、歳出のほうでも説明するのを飛び抜かしてしまいました。特定検診を毎年やっております7月ぐらいにですね、それとその後と要指導の方については特定保健指導という形で保健指導するようになっております。これも国の指針がありましてそれぞれ特定健診の受診率を60%と保健指導を45%を目標として推進せよという指導があっております。それを目指すためにですね、平成26年度から管理栄養士なりの職員をですね、非常勤職員として雇用しましてそういった指導員をやらしてもらおうかということでしたんですが、それについての人件費について補助が上限400万円をつくというあれがあ

りましたので、その分を平成26年度からするつもりで400万円を計上させていただいております。すいませんそれらについての人件費のことを言うのをちょっと忘れておりました。すいません歳出のほうになります、19ページの7保険事業費の賃金のところにこちらのほうで賃金なり共済費なりを計上させていただいております。賃金がそのまま人件費ですね、要は。人件費がそのまま補助対象として交付されているということになっております。

○委員長（後藤三治君） これは1名ですか。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） あと臨時職員を1名と管理栄養士を1名。あと健診の事務係あたりでまた2名程、1ヶ月ほどですけど雇用する分もこれに含まれております。以上計上させていただいております。以上です。

○委員長（後藤三治君） はい、どうぞ。

○健康推進課課長（村上源喜君） 健康推進課課長の村上です。

補足いたしますと、先ほどの健康保険係長から申しあげました管理栄養士につきましては、5年前ですね、特定検診が始まりました時点から管理栄養士じゃないとできない項目や指導等ですね、そういうのがありますので今の栄養士が頑張って管理栄養士の免許を取るようには努力はしておりますが、今取れておりません。またはっかけておりますけども、その間こういう100%の補助があるということで平成26年度からですね、特定健診の指導のほうにですね、管理栄養士を導入して健康推進のほうに向かうということで今回計上しております。以上です。

○委員長（後藤三治君） 管理栄養士の方は1年間とおしてということですか。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。

一応4月になりまして募集をかけてですから、4月途中からの雇用で3月末までを予定しております。

○委員長（後藤三治君） 平成27年度は。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 平成27年度はまた同様になるかどうかは補助がこういう形でつければ、今後こういう形で続けていきたいと考えております。

○委員長（後藤三治君） さしより平成26年度だけの試みですね。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） そうです、はい。

○健康推進課課長（村上源喜君） 健康推進課課長の村上です。

一応県のほうとしてはですね、予算のほうも大体毎年度あるという話聞いておりますし、そういったちょっとあやふやなところでも困りますので、今の保健士にですね、とにかく頑張って管理栄養士の免許を取ってということで、こういうふらふらした業務内容にならないようにですね、今後ともそのへんにつ

いては指導していきたいと思います。

○委員長（後藤三治君） それからもう1点ですね、20ページ。今回このあと後期高齢者でも出てきますが、あんま、針、灸の助成ですね。これは前の常任委員会の中でも委員の中から質問がありまして、町民の中でそういう要望がある方がいらっしゃるがどうされますかという問いの中では、一度廃止したのだからもうしないというような記憶を私は持っているのですが、どういった経緯で、これは良いことなんですけども、どういった経緯で復活されたのかももう少し詳しくお願いしたいと思います。

○健康推進課課長（村上源喜君） 健康推進課課長の村上です。

これにつきましてはですね、昨年業界ですか、赤峰さんとですね、それと南阿蘇村の針灸の方がお見えになりまして、資料をうちのほうも調べたんですが、やはり灸といいますか今の阿蘇郡でもやってないのは高森町だけが復活してないと。あと一回廃止したんですけども、みんな復活しております。それと議会のほうにもですね、そういった要望が寄せられているというような話も聞きましたし、町長としてもそれだけの要望があつてなおかつ近隣町村でも実施していることであれば、予算の範囲内でできるだけやろうではないかということが今回の予算を計上させていただいた理由です。そういうことですね、今一世帯当たりとか一人当たりとかいう見方がありましたけども、今回についてはですね、世帯にするとう世帯の人数も全然違いますし、ですから一人今の計画としては年間12枚。聞きましたところ大体4,000円から5,000円ぐらいがあんまのほうの料金だということですので、1,000円の補助ですけども残りの3,000円、4,000円はやはり個人負担だろうと、そうそうはですね、行けないでしょうということで後で後期高齢も出ますけども、両方合わせて99万円なりの予算になっております。またこれにですね、最初は町の国民健康保険以外の方にもどうかということでも考えましたけれども、まずは国保の被保険者の方を対象に状況を見てそれでよければですね、また予算の許す限り福祉といいますか、それも含めてですね検討し直そうと。それと後期高齢についてはこれはもう社保とか国保とかございませんので、これは全住民の方が対象になります。ただ74歳までの方ですね、それについては国保世帯が対象だということで考えています。それでいっぺんに一人12枚貰えるかということで持っていつてもらおうと、使わなくても一応出た形になりますので、一回交付する枚数を2枚ぐらいではどうだろうかということで今要綱のほうをですね、係長のほうが準備しているところです。これにつきましても実際実施することになりましたら、県の交付要綱あたりを整備しなくては行けませんので、準備は進めておりますが周知期間も合わせてやはり4月からは

ちょっと無理だろうということで、早くて5月にはですね、どうにかこぎつけたというような気持ちは持っております。というのが今の状況です。

○委員長（後藤三治君） 今私も前のいきさつを思い出したのですが、たぶん前の質問のときにはですね、今の健康保険の財政事情が非常に厳しい中でやはりこれを支給するとさらに健康保険税にも伴うことから廃止したと。今後はちょっと無理だろうということだったけれど、そういう状況で住民にとっては非常にありがたいことだなと思いますけどもですね。この実施にあたってはやはり待っておられる方がいらっしゃいますので、十分な周知をしていただきたいなど、よろしくお願ひしたいと思います。

私から以上ですが、ほかになにかありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということで、続いて討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第25号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第26号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。

平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計予算の説明を申し上げます。

平成26年度の後期高齢者医療特別会計の予算は歳入歳出総額で9,359万6,000円を計上しております。

歳入の主なものについて説明いたします。

6ページをお願いします。

まず1款の後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算しました保険料額を計上させていただいております。3款の繰入金につきましては、先ほど一般会計で説明しましたが一般会計の繰入金として3,593万9,000円を計上させていただいております。

次に7ページですが、5款の4項受託事業収入につきまして、後期高齢者医療

広域連合から受託を受けまして後期高齢者に対する健康診断にかかる事業費についての分についてを交付されますので、その分の額を372万8,000円計上させていただきます。歳入は以上です。

次に歳出につきまして説明申し上げます。

8ページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、これにつきましてまず19節ですね、後期高齢者医療広域連合に対するうちの医療費としての分についての納付金で8,802万5,000円提示がありましたので、その分計上させていただきます。

次に9ページ、保険事業費にあります、1目健康診査費につきましては、これにつきましては先ほど言いました健診等にかかる事業費ですね、そのほうを計上させていただきます。2目保険事業費は39万6,000円は先ほどの話にありました針、あんま、灸に関する助成金として一回当たり1,000円の12回の33名分、39万6,000円をこの分に計上させていただきます。以上です。

○委員長（後藤三治君） はい。これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということで、討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第26号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計に予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第27号、平成26年度高森町介護保険特別会計に予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

介護保険特別会計予算書に基づきましてご説明をさせていただきます。

今回の予算はですね、8億4,948万6,000円歳入歳出になっております。前年度と比較しますと2,306万円の伸びになっておりまして、そのうち2,074万円につきましては給付費ということで、ほとんど給付費の伸びに伴います

予算額となっております。では歳入歳出をご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1 款の保険料です。これにつきましては第1号被保険者保険のですね、課税見込み額に対します収納率に基づきます収納分でございます。1億1,820万円計上させていただいております。それから2節の滞納繰越分ですね。滞納繰越見込み額といたしまして、現在約480万円程度滞納繰越が残っております。現年度分が約50万円ほど繰越になるであろうという見込みでございます、合計いたしまして530万円。それに約10%の収納率ということで53万円上げさせていただいております。それから3款国庫支出金以降につきましては、給付費に伴います各国、県支出基金の負担割になっております。国庫支出金といたしましては負担割の合計で1億4,816万3,000円でございます。国庫支出金の中の補助金につきましては7ページから8ページの最初のほうに書いてございます。合計の8,931万6,000円となっております。それから4款の支払基金交付金につきましては、地域支援事業の一部も補助対象になっておりまして、合計いたしまして2億3,912万7,000円となっております。それから県支出金、これは介護給付金に対してでございます。これが1億1,768万8,000円。それから県支出金補助金。これが地域支援事業に対する交付金でございます、合計の375万8,000円。繰入金といたしましてはこれは一般会計からの繰入でございます。合計で1億1,543万2,000円ということで、これが事業費の主なものでございます。続きまして歳出のほうでご説明させていただきたいと思っております。

10ページをお願いいたします。

繰越金です。繰越金の保険給付繰越金ということで1,304万1,000円です。これは今年度のですね、事業実績を見込みまして来年度繰越金の1,300万円ほど出そうだということで上げさせていただいております。

続きまして歳出のほうを説明させていただきます。

11ページからになります。

総務費の総務管理費、一般管理費になります。主な部分を説明させていただきます。

13節の委託料になります。これにつきましてはNTT及び連合会に対する委託料になっております。それから一番下に書いております第6期介護保険事業計画高齢者福祉計画策定業務委託料ということで171万6,000円上げております。これは先ほどのですね、一般会計の歳出と若干金額が変わっておりますが、当初印刷製本費だけをですね、委託する予定でございましたが、後のほうで事務



費のほうも追加ということで金額が若干相違しております。

それから次のページに入ります。12ページになります。

中段の総務費介護認定審査会議費ということで、これにつきましては介護認定審査調査費ということで主治医意見書作成料及び介護調査委託料ということで、国保連合会及び調査をいただいた機関への委託料として支払うことにしております。2目の介護認定審査会費につきましては、阿蘇広域認定審査会負担金ということで、介護の認定については阿蘇広域で行っております。その町負担分が318万2,000円になっております。続きましてその下の13ページの中段ちよつとになります。総務費の計画運営委員会ですね。1目の計画運営委員会になります。これは先ほど説明いたしましたとおり、来年度につきましては計画運営委員会によります第6期計画のですね、策定につきましては会議を何回か催します。その部分の旅費及び需用費ということで予算を組ませていただいております。それから中段以降につきましては給付費のほうになります。2款の保険給付費、介護サービス等費、それから介護予防サービス等費ですね。1ページ開けていただきまして14ページからが保険給付費のその他諸費。高額介護サービス等費、それから4款の保健福祉事業費までにつきましては保険給付費になります。これの合計につきましては8億1,800万円合計になります。

続きまして地域支援事業費になります。これが15ページ中段でございます。介護予防医療費です。ここににつきましては委託料ですね。社協委託総合介護予防事業ということで、これは地域包括支援センターというのを役場内に高森の場合は直営で行っております、そこに社協のほうから一人職員を派遣していただいております。この分の委託料という予防事業ということで委託料で支払っております。それから介護予防教室です。これにつきましては介護の認定がある前についての予防教室ですね。これを約60万円ほど計画しております。そしてその下の1目包括的支援事業費になります。報酬の432万8,000円。これにつきましては先ほど言いましたとおり、地域包括支援センターに職員を勤務させておまして、それが非常勤職員が2名、その分の414万8,000円です。それから成年後見人報酬ということで、一般会計のときにご説明を申し上げました成年後見人の件ですね。これにつきましては町のほうで申し出をした場合、その方の報酬については裁判所が報酬額をいくらというふうに指定いたしまして、その分を町のほうで支払っております。その分が一応今1名いらっしゃいまして1万5,000円の12回払い、18万円の支払いです。

それから1ページ開けて16ページになります。

委託料になります。委託料につきましては食の自立支援事業ですね。これは社

協のほうで配食をいただいております。調理につきましては高森寮及び梅香苑のほうで配食をいただいております。その分が配食が72万円、調理分が108万円ということで180万円計上させていただいております。

続きまして17ページです。

諸支出金の1目、第1号被保険者保険料還付金ということで50万円計上しています。これは第1号被保険者のですね、過年度分の保険料の過納をですね、重複、死亡等による還付金が発生した場合、過年度分につきましてはご本人さんが納付いただいたお金では返すことができませんので、こちらが還付金として支払うことにしております。以上説明終わります。

○委員長（後藤三治君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということで、続いて討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第27号、平成26年度高森町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で健康推進課に関連する付託案件については終了いたしました。

健康推進課の皆さん、お疲れでございました。お世話になりました。

-----○-----

休憩 午後14時20分

再開 午後14時30分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） ただいまから文教厚生常任委員会を開会いたしますが、本日高森町社会福祉協議会の岩下生人氏、渡辺真次氏から委員会の傍聴の申し出がありましたので、委員会条例第17条の規定により、協議の結果傍聴を許可することにいたしました。このことによりまして2名の傍聴を許可します。

傍聴者の方に申し上げます。委員会開催中における私語発言等があった場合には退場していただきます。また録音機器の持ち込みは禁止いたします。携帯電話につきましては電源をお切りいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。なお傍聴者の方は全て係り員の指示に従っていただきますようお願いいた

します。

それでは、本委員会に付託されました住民福祉課関連の議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題にします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（橋本和則君） こんにちは。住民福祉課長の橋本です。

それでは担当のほうから、最初のほうから順を追ってご説明を申し上げます。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係の岩下です。よろしくお願いします。

12ページをお願いします。

まず福祉係のほうでは歳入予算としまして、12款第2項の第3目民生費負担金の第3節児童福祉負担金現年分ですけれども、こちらは私立保育園の保育料の収入分となっております。同じく同じページの13款第1項第3目の第2節児童福祉施設使用料現年分。こちらは公立保育園の保育料収入分となっておりますが、こちらのほうは両方とも3月末までのですね、入所予定者も含めて保育料を試算しました結果、これだけ減額するものとなりましたので減額をさせていただいております。

続きまして13ページの14款第1項第3目の障害福祉負担金がありますけれども、こちら厚生医療の給付事業としまして2の国庫負担金ですね。同じく第2節の児童福祉施設の負担金としまして、こちら保育所の運営費にかかる国庫の負担金です。同じく第3節の児童手当負担金と第5節支援費負担金ですけれども、これも全て実績見込みの数字からしましてですね、減額をさせていただいております。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

13ページのほうをご覧ください。

第13款使用料手数料の第2項総務費手数料の2節臨時運行許可申請手数料及び戸籍住民基本台帳手数料、印鑑証明手数料を減額補正させていただいております。以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係の岩下です。

続きまして14ページの14款第3項第3目の第1節国民年金事務取扱費委託金ですけれども、こちらは基礎年金の事務費でですね、今現在国民年金の年金ネットという端末でですね、ノートパソコンを使用しておりますが、そのノートパソコンのOSといいますかシステムがですね、4月以降が使えなくなるものですから、その機器の更新のための費用として計上しております。この分はこの18万4,000円というのはノートパソコン1台分で全額国庫の負担があるということで計上しております。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

同じページの第14款3項総務費国庫委託金の中長期在留者住宅地届出等事務委託費が7万1,000円増額しております。これは国から決定通知が増額がきたためです。以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係の岩下です。

15款第1項第3目の民生費負担金ですけれども、こちらの第1節障害福祉費負担金。更生医療給付の事業ですけれども、こちら先ほどと同じように国の負担金と同じように年度末までの実績値の見込みから計算いたしまして減額をさせていただいております。続きまして第3節の児童福祉費負担金ですけれども、こちらは保育所運営費ですね。国で定められた運営費を保育所に支払う必要があるんですけども、県の負担金ですね、300万円ほどの増の見込みがありますのでその分と、あともう一つは保育士等の処遇改善臨時特例事業補助金というのが、これは国のほうの安心子ども基金という国事業で県が支給する事業なんですけれども、こちら子ども入所児童の数がですね、増えたことによりまして増額されることが見込まれましたので今回増額で計上させていただいております。

15ページをお願いします。

同じく第4節児童手当負担金と支援費負担金ですけれども、こちら3月までの年度末の実績見込みから減額をさせていただいております。同じく15ページの第15款第1項第3目の第2節重度心身障害者医療給付補助金ですけれども、こちら年度末までの見込みから減額をさせていただいております。第4節の多子世帯保育料補助金ですけれども、こちらは県の補助事業でありまして、第3子以降の子どもさんの保育料を町で免除する費用の補助が県のほうでされますので、その分の増額分をですね、ここに計上させていただいております。全体で54万円ほど今年度は補助金として受ける予定です。第5節のひとり親家庭医療費補助金ですけれども、こちら年度末までの実績見込みからこれだけ2万3,000円ほど増額してくる予定ですので計上しております。

16ページをお願いします。

同じく第7節の次世代育成支援対策交付金ですけれども、こちらが延長保育の事業ですね、12月までの予算額からしますと2万8,000円ほど減額する必要がありますので減額しております。

○住民福祉課長補佐（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

18ページをお開きください。

15款県支出金3目ですね、民生費県委託金で1節ですね、人権啓発活動事業委託金の17万7,000円の減額です。これは委託金確定によります減額補正でございます。以上です。

続きまして20ページをお開きください。

20款諸収入、貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金貸付金元利収入過年度等の確定に伴う減額補正でございます。以上です。

○東保育園長（熊谷優子君） 東保育園、熊谷です。よろしくお願いいたします。20ページです。

保育所職員給食利用料としてそれに補正をしております。6万円減額をしております。

○住民福祉課長（橋本和則君） 以上が歳入です。続けて歳出のほうを各係長のほうからお願いいたします。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

26ページをお開きください。

第2款3項の戸籍住民基本台帳費についてご説明します。13節の委託料、8万4,000円減額、14節の使用料及び賃借料、15万8,000円減額しておりますが、こちらがリース契約の期間に1カ月ズレが生じたため、委託料、使用料ともに一ヶ月ずつですね、減額をさせていただいております。以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

28ページをよろしくお願いいたします。

第3款第1項第1目の社会福祉総務費ですけれども、こちらの第8節報償費、第11節需用費、第20節扶助費ですけれども、こちらは戦没者追悼用線香セットとか金婚、ダイヤモンド式、あと敬老会にかかる地区の謝礼金とかの食糧費ですね。あと敬老の祝い金、こちらのほうがもう確定して終わっておりますので余分な分を減額して補正させていただいております。次の第2目障害福祉費ですけれども、こちらの実績に伴う減額ですけれども、その中の第13節の委託料の中の療養介護医療費ですけれども、こちらはちょっと見込みを立てましたところですね、80万円ほど足りないということが判明しましたので、この中では変えさせていただいております。総額では123万円の減額となっております。

続きまして29ページをお願いします。

同じく13節の障害福祉費システム改修委託料ですけれども、こちらは平成26年4月からのですね、障害福祉の制度改正用のシステムを改修する必要がありますので、今回の補正で計上させていただいております。14万8,000円となっております。それ以降の19節、20節につきましては同じく年度末までの見込みから減額をさせていただいております。

○住民福祉課長補佐（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

29ページ一番下の9目の同和対策費につきまして報償費については、不用額

を落しております。

続きまして30ページをお開きください。

需用費49万4,000円印刷製本費を落しておりますけども、これにつきましては本年度にですね、人権基本計画の見直しをすることでございましたけども、5年程度ではですね、基本計画を見直す必要がないということですので、支部とも相談しました結果、今回はですね、印刷製本費を落としました。続きまして10目地域改善施設費並びに11目男女共同参画推進費については不用額を落しております。以上です。

**○福祉係長（岩下雅広君）** 福祉係、岩下です。

同じく30ページの第3款第2項第1目の児童福祉総務費ですけども、こちらでも不用額を減額させていただいておりますが、11節の需用費につきましては、今回旧信用組合の建物のところで行います子ども子育て支援拠点事業ですかね、その施設の電気代をここに見込んでおります。13節の委託料につきましては、その施設の浄化槽の清掃を委託する必要がありますので、その費用を計上しております。第2目の児童措置費につきましても、児童手当分の不用額を減額させていただいております。

続きまして31ページをお願いします。

同じく第3目のひとり親家庭福祉費ですけども、20節の補助費、こちらはひとり親家庭の医療費が3月までの見込みで16万6,000円ほど不足すると見込まれますので、増額計上させていただいております。続きまして第4目の児童福祉施設費ですけども、13節の委託料こちらはですね、旭ヶ丘保育園のほうに高森町の町民の方が広域入所という形で町を超えて入園されております。今年度途中からですね、0歳児の方がお一人行かれましたので、その分の予算がちょっと足りないということで105万9,900円ほど増額させていただいております。それと逆にですね、白水保育所のほうでは、当初から二人分見込んでおりましたが一人の方がですね、途中で転出されたり退園されたりしておりますので、その分の減額をさせていただいております。総額では32万9,000円の増額となっております。続きまして19節の負担金補助及び交付金ですけども、こちらは高森保育園の運営費補助金といたしまして、先ほど県の補助金のほうでありました保育士の職務改善の補助金の分の増額分をここに計上しております。続きまして20節の扶助費につきましては、高森保育園に国の基準単価で支払う運営費につきましてですね、3月までの見込みで不足することが見込まれますのでその分を増額させていただいております。以上です。

**○東保育園長（熊谷優子君）** 高森東保育園、熊谷です。

6目の第1節報酬ですが、給食調理員従事員の報酬として10万円減額しております。それから14節の使用料及び賃借料ですが、送迎タクシーの借り上げ料として当初3ルートの予定をしておりましたが、実際は2ルートになってしまいましたので156万円の減額をしております。以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

同じく31ページの第3款第4項第1目の国民年金事務取扱費ですけども、こちらの18節の備品購入費、こちら先ほどの歳入のほうでも説明しましたとおり年金ネット接続用ノートパソコンの購入代を計上しております。補助については全額国庫負担となっております。以上です。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。

30ページの下から2段目かな、25万円出産祝い金が減額されておりますけれども、平成25年度本年度の出産祝い金の支払い状況をですね、実数金額等を教えていただきたいと思えます。

○福祉係長（岩下雅広君） 平成25年度の今日現在で見ますと34名の方にお支払いをしております。総額で525万円となっております。ちなみにですね、平成24年度が39名で425万円となっております。この数字から見まして第2子、第3子以降の方の子どもさんの出産数が多くなっていることが分かります。

○委員長（後藤三治君） ようございますか。ほかに質疑はございませんか。はい、どうぞ。

○委員（三森義高君） 9番、三森です。

28ページの款民生費の2目ですが、障害福祉費。これの80万円増額で療養介護医療費が増えておりますけれども、更生医療の減額分から流用されておりますので結果的には123万円の減額という形となっております。この療養介護医療については中身についてはどういう形ですか。ちょっと教えて下さい。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

療養介護医療費というのはですね、ALS患者とかですね、キンジストロフィー患者さん、あと重度心身障害者であって、障害程度区分がですね、5以上の者ですね。その方のこれは医療にかかる部分をですね、9割給付している状況です。残り1割につきましては原則自己負担となっております。その分の9割分が年度末までの見込みを計算しましたところですね、80万円ほど不足するというところで今度増額補正をさせていただいております。

○委員（三森義高君） 9番、三森です。

新たに増えられたということではないわけですね。あくまでも今までの方の対象になったということですね。

○福祉係長（岩下雅広君）　そうです。

○委員長（後藤三治君）　ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君）　ないということですが、私のほうから一つだけお聞きしたいと思います。

せっかく保育園の園長先生お見えですので、20ページの歳入の給食費ですね。6万円減ですが、どなたか食べられなかったのか。

○東保育園長（熊谷優子君）　東保育園、熊谷です。

職員の異動なんですけど。当初は職員6名で予算を上げていたのですが、急遽異動になりまして一人減になったんですよ、職員が。その分です。

○委員長（後藤三治君）　もう一つですね。タクシーの減額がなされてますよね。タクシーの契約は大体いつなんですか。

○東保育園長（熊谷優子君）　契約は3月の終わりにしております。

○委員長（後藤三治君）　3月とは今年の3月ですか。

○東保育園長（熊谷優子君）　これは平成25年度時点で4月1日に契約はしています。

○委員長（後藤三治君）　ですよ。ということはもうその時点で3路線から2路線は分かったということですよ。契約するわけですから。その間落とせば早めに落とせたということですよ。

○東保育園長（熊谷優子君）　途中ですね、子どもが通園していた子どもがよその園に変わったりして、そこでまた変更があったんです。

○委員長（後藤三治君）　分かりました。ほかになにか質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君）　ほかに質疑ないということですので、続いて討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君）　討論なしということで、これから本案について採決します。議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



次に、議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（橋本和則君） 住民福祉課長の橋本です。

こちらは当初予算につきまして各担当係長より説明を申し上げます。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

16ページをお願いします。

12款第2項第3目の民生費負担金の第3節児童福祉負担金現年分ですが、こちらは私立保育園の保育料の収入分となっております。高森保育園入所児童分につきましては平成25年度の実績見込みで出しております、広域入所児童分につきましては平成26年度に入所予定をされている方の数で算出をしております。年齢とその人数によって額は変わってきます。続きまして第4節の児童福祉費負担金の滞納繰越金ですが、こちらは高森保育園に入所されている方の過年度分の保育料を見込んで35万円を計上しています。続きまして第5節の障害福祉負担金ですが、こちらは高森寮の相談支援事業ということで、高森寮ではこの南郷谷の3カ町村分ですね、相談事業を受けておられまして、そこに各町村から負担金として支払う必要がありますので、まず一回高森町のほうに南阿蘇村と西原村の負担金を受けてもらって、そのあと高森町分を含めて高森寮にお支払いするという形になっております。これは相談支援事業分と地域活動支援センター分ということで、各町村から南阿蘇村と西原村のほうから負担金をいただいております。

次の17ページをお願いします。

第13款第1項第3目の第1節河原総合センター使用料ですが、こちらは河原総合センターにかかる使用料を計上しております。前年度と同じです。第2節の児童福祉施設使用料現年分ですが、こちらは公立保育園の保育料収入分です。町立保育園入所児童分につきましては一応見込みで出しております。広域入所児童分につきましては、現在高森東保育園に2名の方が今度予定されておりますのでその方の分で計上しております。続きまして第3節の児童福祉施設使用料滞納分ですが、こちらは町立保育園の入所児童の保育料の過年度分です。

1万5,000円となっております。以上です。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

19ページをお開きください。

第13款2項2目の総務費手数料の第2節臨時運行許可申請手数料として27万円計上させていただいております。3節各種証明手数料。48万円を計上させ

ていただいております。4節戸籍住民基本台帳手数料に関しまして252万円を計上させていただいております。続きまして5節印鑑証明手数料を66万円計上させていただいております。以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

次の14款第1項第3目の第1節障害福祉費負担金ですけれども、更生医療給付事業と育成医療給付事業ということで、国の負担金として2分の1の補助がありますのでこの分を計上しております。次の第2節の児童福祉費負担金では保育所運営費の2分の1につきまして国のほうから負担があります。同じく保育士等処遇改善臨時特例事業ですけれども、こちらは平成25年度は国の安心子ども基金から金額な補助があっておりましたが、平成26年度から国が4分の3、これはまたあとから出てきますけれども負担割合が変わってきます。町の負担も出てきますのでこの分で一応計上しております。次の第3節の児童手当負担金ですけれども、こちらは年間の延べ人数ですね、各年齢ごとの利用者、非利用者ごとに分けて負担割合が決まっておりますが、0歳から3歳未満の利用者の国負担としましては45分の37、そのほかの負担割合につきましては6分の4となっております。

20ページをお願いします。

第5節の支援費負担金。こちら国も負担金としまして2分の1となっておりますのでその分を計上しております。同じく第7節の臨時福祉給付金ですけれども、こちらは消費税増税によります臨時の経済対策としまして、この町民税均等割の非課税対象者について一人につき1万円を支給するという給付金制度がありますのでその分の予算を計上しております。この臨時福祉給付金につきましては、先ほどの町民税の均等割の非課税対象者が一人につき1万円ですけれども、なおかつその中でも高齢基礎年金の受給者につきましては5,000円を加算。それとあと特別児童扶養手当の受給者につきましても5,000円を加算。児童扶養手当の受給者につきましても5,000円を加算されますので、これらに該当する方は1万5,000円を受給を受けることになります。

次の21ページをお願いします。

同じく第7節のこれ1行だけちょっと次のページにいているんですけども、事務費が一番上に書いてあると思います。これは臨時福祉給付金のシステム導入にかかる費用を事務費として受け入れるようにここに計上しております。次の第8節の子育て世帯臨時特例給付金ですけれども、この子育て世帯臨時特例給付金といいますのは、児童手当の1月1日現在、平成26年1月1日現在で児童手当を受給している対象児童に対して一人につき1万円を給付されます。この800人というのは実はこの子育て世帯臨時特例給付金という制度の中にですね、公務員

の児童手当受給者分もその児童が住所を有する市町村から支給することになっておりますので、その分も見込んでこの800人という数字を出しております。その次も同じく事務費としてこのシステム導入費用を臨時福祉給付金の分と合わせて計上しております。同じく21ページの14款第2項第3節の民生費の国庫補助金ですけれども、第1節の障害福祉費補助金です。こちらは国の補助金としまして日常生活給付事業とか移動支援事業、あと地域活動支援センター機能強化事業ということで2分の1の補助があるということでその分を計上しております。

23ページをお願いします。

14款第3項第3目の第1節国民年金事務取扱費委託金ですけれども、こちらは例年どおりの金額で計上しております。それから国民年金につきましてはですね、平成27年の4月から制度改正をされる予定がありまして、その分のシステム改修費用として67万6,000円ほどかかりますので、その分をここに計上、国からの負担があるということで計上しております。次の第2節の特別児童扶養手当事務委託金ですけれども、これは7名分ですね、事務委託金としまして約1万円を計上しております。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

同じページの第14款3項2目の総務費国庫委託金、1節中長期在留者住居地届出等事務委託費。こちら14万6,000円を前年度と同額で計上しております。決定額はまた来年の3月に来る予定となっております。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

同じページの15款第1項第3節の第1節障害福祉費負担金ですけれども、これは更生医療と育成医療の給付事業につきまして県のほうから4分の1の負担があるということでその分を計上しております。第3節の児童福祉費負担金ですけれども、こちらも保育所につきまして県の負担としまして4分の1ということで計上しております。その次の保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、先ほど国が4分の3に対しまして県は8分の1ということで平成26年度から計上しておりますので、町の負担につきましても8分の1ということになると思います。次の第4節の児童手当負担金ですけれども、こちらは県の負担としましては0歳から3歳未満の被用者の子どもさんに対する児童手当で45分の4、その他の年齢の子どもさんに対しましては6分の1、次の24ページのほうでは6分の1の負担となっております。次の第5節の支援費負担金ですけれども、こちら障害福祉サービス費と療養介護医療費、あと補装具給付事業につきまして県の負担金として4分の1の負担があります。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

25ページをご覧ください。

15款2項2目の総務費県補助金について、第1節人口動態事務補助金を1万6,000円計上しております。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

同じ目の第6節、再生可能エネルギー等導入推進事業補助金ということで、こちらは新築予定の色見保育園に太陽光発電蓄電池等のシステムを整備する事業としまして2,233万4,000円の補助金を見込んでおりますのでその分を計上しております。次の第3目民生費県補助金ですけれども、第1節の社会福祉総務費補助金。こちらは民生委員の活動費として補助を受けておるものでございます。第2節の重度心身障害者医療費給付費補助金ですけれども、こちらは総額に対しまして2分の1の県の補助金があります。第3節の障害福祉費補助金ですけれども、こちらは日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業ということで、その費用に対しまして4分の1の県からの補助があります。

26ページをお願いします。

同じ節のですね、中に日中一時支援事業と自動車運転免許取得・改造助成事業、障害者住宅改造助成事業、手話奉仕員等研修事業があり、障害者住宅改造助成事業以外はですね、4分の1の県の補助となっております。この障害者住宅改造助成事業というのは、平成25年度においては予算計上しておりませんでした、平成25年度中にですね、相談実績が1件あっておりますので出てくることを見越して平成26年度で予算計上させていただいております。第4節多子世帯保育料補助金ですけれども、これは前年度と同額です。第5節ひとり親家庭医療補助金ですけれども、こちらは県の補助で2分の1の補助があるということで計上しております。第7節の次世代育成支援対策交付金ですけれども、こちらは延長保育事業ですね。それに対しまして3分の2の補助があるということでその分を計上しております。第8節の放課後子どもプラン推進事業費補助金ですけれども、こちらも現在高森幼稚園に委託して行っております放課後児童クラブの費用の3分の2が補助がある予定です。

○住民福祉課長補佐（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

30ページをお開きください。

14款県支出金、3項3目民生費県委託金、1節の人権啓発活動事業委託金50万円です。これは人権啓発の委託金でですね、今年度の決算に伴いまして、15万円減額して50万円を計上いたしております。以上です。

続きまして33ページをお開きください。

20款諸収入、貸付金元利収入です。2節の住宅新築資金貸付金元利金収入

5万円につきましては、現年度のですね方が1名いらっしゃいますので、その分の方の見込み額を5万円で予算計上いたしております。3節の過年度収入金につきましては、一度9件の方がいらっしゃいます。そのうちの5%の見込で120万円を予算計上いたしております。以上です。

○東保育園長（熊谷優子君） 東保育園、熊谷です。

雑入の第1節ですが、保育所職員給食利用料として色見保育園、東保育園合わせて72万円になっております。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

34ページをお願いします。

同じく第1節の雑入ですけども、この中に公益財団法人地域社会振興財団長寿社会づくりソフト事業交付金というのがありますが、284万9,000円です。こちらはですね、地域福祉生活及び地域福祉構造計画というのをですね、平成27年度からの分を策定する必要がありますので、その分の事業費のためにですね、この事業に一応応募をしておりますので、そのお金が入ってくるところに一応計上しております。その次の国保連合会接続用パソコン購入補助金ですけども、14万7,000円ですね。こちらは現在介護保険の係のところを設置してあるノートパソコンですが、介護保険ももちろん使いますが障害福祉、あと国民年金のですね、データのやり取りも国保連合会とする必要がありますので、一応その分のパソコンもですね、パソコンのシステムですかね、OSがちょっと古いんで4月1日から使えないウィンドウズXPというのが入っておりますので、それを更新するためにここに購入の経費を補填ということで見込みをしております。以上です。

○住民福祉課長補佐（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

同じ34ページの雑入になりますけども、説明欄の4行目。憩いの家電話使用料として1,000円組んでおります。これは憩いの家の中に公衆電話器がありますけども、一応余りはありませんけども一応最低限の1,000円ということでございます。それから3行下のスマイルフェスタ給食代6万円と書いてありますけども、これは私のほうではありませんけども、食改のほうでですね、給食で豚汁等販売されております。その金額が計上されております。以上です。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

同ページの3節証紙売りさばき手数料、6,000円組んでおります。これはパスポート申請に関わる手数料の歳入となっております。以上です。

○住民福祉課長（橋本和則君） 続けて歳出のほうをご説明いたします。順を追って説明をさせます。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

57ページをお開きください。

第2款第3項の戸籍住民基本台帳費について説明させていただきます。9節旅費に関して6万2,000円計上させていただいております。11節需用費にしましては34万3,000円計上させていただいております。12節役務費にしまして6万8,000円計上させていただいております。13節委託料、こちらは住基ネット機器、戸籍総合システム機器などに関しまして427万6,000円を計上させていただいております。続きまして14節使用料及び賃借料。こちらは住基ネットのリース料及び戸籍総合システム機器を本年度新しく入れ替えましたことから507万9,000円計上させていただいております。続きまして19節負担金補助及び交付金に関しまして1万2,000円計上させていただいております。以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

63ページをお願いします。

第3款第1項第1目の社会福祉総務費ですけれども第8節の報償費、こちらも昨年と同様の項目で計上させていただいております。次の旅費につきましては、先ほど申しました地域福祉計画策定の協議会を立ち上げる必要がありますので、その委員さんの費用弁償として一応その分を見込んでこの額を計上しております。11節の需用費につきましても地域福祉計画の策定にかかる消耗品、またはその座談会に要する燃料代、あと冊子の印刷代等を見込んでこれに計上させていただいております。続きまして12節の役務費につきましても、郵便料の中に切手代とかも計上させていただいております。次の13節委託料につきましては、災害時要援護者台帳管理システム保守委託と地域情報伝達装置等機器保守料につきましては、例年どおりの金額で消費税の8%分を見込んで計上してはおります。その次の臨時福祉給付金システム導入委託料ですけれども、こちらのシステムにつきましても先ほど国のほうの歳入のほうでご説明しましたとおり、全額国からの負担がありますのでここに計上しております。こちらにつきましてもはですね、まだ制度内容が確実に決まっておりませんので、今後6月補正以降でですね、金額が若干変動する可能性があると思われれます。

次の64ページをお願いします。

同じ13節の委託料についてですけれども、一番上に地域福祉計画策定調査分析計画素案作成委託ということでこちらがですね、座談会形式でこの計画策定ですので、について協議していきたいと思っておりますので、その業務をしていただくコーディネーターみたいな方にですね、委託をしたいと思っております。その経費をここに

計上しております。14節の使用料及び賃借料ですけれども、こちらは地域情報伝達装置等の電波の使用料となっております。19節の負担金及び交付金ですけれども、社会福祉協議会の運営助成金としまして3,021万4,000円の予算を計上しております。この中にはですね、社会福祉協議会の人件費、そのほか事務費の中にはですね、人件事務費、それと芙蓉館管理費、あと社会福祉協議会の役員さんの旅費とかも計上しております。その事務費の中には平成26年度でですね、日赤登録したのは管理用のシステムの更新をする必要があります、その費用が45万9,000円と芙蓉館の管理費の中にですね、浄化槽の送風機の取り換えをする必要がありますので、そのへんを10万7,000円。それと役員旅費の中に全国の日赤大会というのがあります、そこに分区長がですね、県内回しで出席するようになっておりまして平成26年度は高森の分区長が出る会議に出席する番ということで、東京の一泊二日分の旅費を含めてここに計上しております。次の民生委員の活動助成金につきましては363万円。シルバーヘルパーの活動助成金につきましては20万円。遺族会の助成金につきましては7万2,000円。高森町ボランティア連絡協議会につきましては5万円。阿蘇圏域福祉有償運送運営協議会負担金としまして7,000円。地域福祉活動事業補助金としまして78万円。在宅老人福祉事業助成金としまして300万円。こちらはですね、平成25年度で野尻地区と色見地区のほうで実施検証が行われまして、平成26年度は高森町内全域に拡大するというので予算を増額して計上しております。その次の芙蓉館駐車場整備事業助成金ですけれども、こちらは芙蓉館自体がですね、町の避難施設として昨年度指定されておりますので、周りのですね、駐車場が水はけが悪くてですね、雨が降った日とかは使えない状態になっておりますので、あそこを舗装して側溝を入れるまでの整備にかかる費用としてここに500万円を計上しております。その次の臨時福祉給付金ですけれども、こちらは先ほどお話ししましたとおり町民税の非課税世帯の対象者の一人につき1万円を給付するというのでその分を計上しております。次の20節の扶助費ですけれども敬老祝金、こちらのほうはですね、一応平成26年度は70歳の方を2,012名、88歳の方が61名、100歳の方を6名で見込んで予算をしております。次の第2目の障害福祉費、8節の報償費、9節の旅費は前年度同様です。需用費も前年度同様です。次の65ページをお願いします。

12節の役務費ですけれども、こちらの郵便料は前年度と同様で計上しております。それ以降の更生医療の診療支払審査手数料とその他の手数料ですけれども、こちらは全部消費税8%で算出し直して計上しております。次の13節の委託料、こちらは療養介護の医療費として480万円。更生医療の医療費として480万

円。地域活動支援事業としまして980万円。それぞれ計上しております。次の18節の備品購入費につきましては、先ほど歳入のほうでもお話しましたとおり国保連合会とのデータ送信受信用のパソコンの購入費をここに計上しております。19節の負担金補助及び交付金ですけれども、こちらも相談支援事業負担金として62万8,000円。地域活動支援センター負担金として105万2,000円。

66ページをお願いします。

このほかにつきましても負担金としまして前年度と同額で計上しております。ただこの19節の一番下の障害者住宅改造事業助成金につきましては、今年度新たに予算を計上させていただいた項目でございます。これは1件分の上限額が70万円となっておりますので、1件分をここに計上しております。20節の扶助費につきましては障害福祉サービス費、これは平成25年度の実績値の数字を基にですね、見込みを立てましてそれぞれ計上をしております。

次の67ページをお願いします。

次の23節の償還金利子及び割引料ですけれども、こちらは平成25年度分の国庫または県費の補助金の返還金が生じる可能性がですね、毎年6月ごろの実績報告で出てきますので、一応返還のために1,000円だけ計上させていただいております。次の第3目の河原総合センター管理費ですけれども、こちらは例年どおりの予算で計上させていただいております。

○住民福祉課長補佐（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

71ページをお開きください。

3款民生費1項の社会福祉費、9目の同和対策費につきまして、各節ともですね印刷製本費につきましては10万6,000円になっております。これは大幅に減少いたしております。それ以外につきましては例年どおりですね、予算化をさせていただいております。19負担金及び交付金の中に運動団体活動助成金、2団体400万円とあります。これは高森町にですね、2団体ありまして全日本同和会とですね、部落解放同盟の2つありまして、各団体にですね、200万円ずつですね、支払っております。

続きまして72ページをお開きください。

同じく10目地域改善対策費につきましてご説明申し上げます。11節需用費、修繕費60万6,000円予算化させていただいております。これにつきましては憩いの家ですね、カーテンがかなり古くなっておりますので本年度ですね、カーテンの取り替え並びにですね、納骨堂がありますけれども納骨堂ですね、骨を納める棚がですね、若干かなり傷んでおりますので、その棚の修理と登っていくところの手すりがありませんので中にですね、手すりを設置するようにいたしてお



ります。以外につきましては例年どおりのほうの予算化をいただいております。  
11節男女共同参画推進費につきましては例年どおりのですね、予算化をいただいております。以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

同じく72ページの第3款第2項第1目の児童福祉総務費ですけども、こちらの旅費につきましては例年どおりの計上をさせていただいております。次の11節の需用費ですけども、この中の食糧費ですね、こちら今年度新たに計上させていただいた項目ですけども、この中に町内の保育園、公立私立も含めてですね、その保育園の入園式、卒園式のお菓子代をですね、これまで色見保育園のほうでまとめて計上されていたんですけども、私立保育園もあるということでこの児童福祉総務費のほうで平成26年度から計上させていただいております。内訳としましては定員がそれぞれ高森保育園が110名、高森東保育園が30名、色見保育園が20名、高森保育園がですね、120人までが受け入れ可能ですので、それも含めて170名を見込んで一人当たり税込で300円かけるの入園式と卒園式の一回一回ですので二回分をここに計上しております。

つぎの73ページをお願いします。

12節役務費、13節委託料につきましては例年どおりの分で計上させていただいております。19節の負担金補助及び交付金につきましては、子どもデイサービス事業助成金ということで、これは社会福祉協議会のほうで事業を実施されておりますが、これまでですね、夏休み、秋休み、冬休み、春休みの長期休暇のときですね、あそこで子どもデイサービスを実施されておりましたが、平成26年度からですね、東校区の子どもさんのですね、ここに一緒に入れたいということでその分の送迎をするという経費も含めておりますので、昨年よりも若干予算額は上がっております。次の20節の扶助費につきましては例年通りの金額で計上させていただいております。次の第2目の児童措置費の第11節需用費、第12節役務費につきましては例年どおりの金額で計上させていただいております。次の第19節の負担金補助及び交付金ですけども、こちらは子育て世帯臨時特例給付金ということで、先ほどの800人かけるの一人当たり1万円ということで計上しております。次の扶助費につきましては、こちらは児童手当の費用を計上させていただいております。第3目のひとり親家庭福祉費ですけども、こちらはひとり親家庭の医療費の助成金となっております。次の第4目の児童福祉費施設費ですけども、11節の需用費につきましては例年どおりで計上させていただいております。

74ページをお願いします。

12節の役務費につきましても例年どおりの金額で計上しておりますが、次の13節の委託料につきましては、色見保育園の太陽光発電蓄電池等の整備工事のときにかかる実施設計委託料と管理業の委託料をそれぞれ計上しております。この金額は先ほど補助金のほうで歳入のほうで説明しました金額に備えております。太陽光発電蓄電池システムにつきましてははですね、全額県の事業のほうで補助がありますが、LED照明につきましてははですね3分の2、あとその太陽光を今これだけ発電してますという計測器があるんですけども、それにつきましては補助対象外ということでされておりますので、その分の費用もこれに入っております。次の15節の工事請負費の中に入っております。全体の工事費だけとしまして2,321万8,000円となっております。その次の色見保育園新築に伴う倉庫設置等の移転工事ですけども、157万7,000円ですかね。こちらは少々今度色見保育園を新築するにあたりましてですね、今の色見総合センターの横の空き地に建設を予定しておりますが、その中だけではちょっと園庭が取れないということで、今グラウンドとの高低差がありますのでグラウンド等に少し園庭を出させていただいて、グラウンドのちょっと踏み込んでしまいますのでグラウンドが狭くなります。あそこのグラウンドはですね、今色見地区の高齢者の方がですね、グラウンドゴルフを楽しまれてますのでグラウンドゴルフができるぐらいの広さを元の広さを確保するためにですね、今ちょうどグラウンドの横に空き地があるんですけども、その間に倉庫とか石碑がありますのでそれを移設してですね、横広くグラウンドが使えるようにこの工事をしてですね、広さを確保したいと思います。これは色見地区のですね、地元の方とはすでに協議済みです。次の19節の負担金補助及び交付金ですけども、こちらは保育園の運営費の補助金としまして20万円と先ほどの保育士等の処遇改善臨時特例事業補助金としまして220万2,000円。次の扶助費の高森保育園の運営費としまして大体一月当たり800万円の見込みになりまして、それかけるの12カ月分で9,600万円。特別保育事業としましてこれは延長保育の分ですけども、それが485万3,000円を計上しております。以上です。

○色見保育園園長代理（竹原美和君） 色見保育園の竹原です。

5目の色見保育園費についてですが、1節の報酬、9節の旅費につきましては昨年と同様で計上しております。11節の需用費につきましては、4月1日より消費税が8%になることと、燃料費等の高騰によりまして昨年よりもですね、燃料費と賄い材料費等を増額させていただいております。役務費につきましては例年どおりです。13節の委託料も8%の増税になりますので、ここで8%に変更した金額で計上しております。14節の使用料及び賃借料はこちらは例年どおり

で計上しております。18節の備品購入費につきましては、電気掃除機の開園当初から使用しておりましたので吸引力等が老化しておりますので、ここで電気掃除機を計上させていただいて、テレビのほうもですね、地デジ化によりましてチューナーで今まで対応しておりましたけども、今度光の導入によりまして対応できないということで新しくテレビのほうも計上させていただいております。それに合わせましてブルーレイのディスクプレイヤーも合わせて計上しております。19節の負担金及び補助金交付金につきましては例年どおりで計上しております。以上です。

○東保育園長（熊谷優子君） 高森東保育園、熊谷です。

76ページです。

6目の高森東保育園ですが、第2節の報酬ですけれども報酬は昨年と同じです、同額です。9節の旅費、費用弁償でこれは給食調理員さんの交通費となっております。11節の需用費ですが昨年よりも燃料費、ガス代がですね、途中で昨年から上がりましてので去年よりも燃料費は増額させていただいております。委託料、役務費も昨年と同様です。すいません、委託料はですね、77ページになります委託料の送迎タクシー添乗委託なんですけど、これは昨年は2名分、2路線の2名分でしたが、今年は1名分の添乗委託分になっております。14節の使用料及び賃借料、この送迎タクシー先ほど添乗員1名と言いましたが、送迎タクシーの借り上げがですね、今年は河原方面が2名と草部方面が1名で3名の利用者しかおりませんので、タクシーを1台減らしまして1台分を運行することにしましたので、その分では1名分で下はタクシー1台分で昨年よりも大分減になっております。18節の備品購入費は石油ファンヒーター、電気掃除機も老朽化しておりますので買い替えたいと思っております。それとテレビも先ほどの色見保育園と同じです。19節の給食運搬費助成金は学校給食がないときにですね、夏休み、春休み、冬休みに学校給食がないときは保育園だけの給食運搬費として7万円を上げております。以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

同じく77ページの第3款第2項第7目の子育て支援対策費。こちらの項目につきましては平成26年度新たに設置した項目でありまして、平成25年度はですね、児童福祉総務費の中に組み込まれておりました子育て関係の費用をここにまとめて計上しております。中身につきましては第7節の賃金、こちら子育て支援臨時職員ということで、これは保育士の資格を持っている方の臨時を2名分雇用するという事となっております。次の第9節旅費につきましては、先進地視察研修など、あと研修等ですね、その費用をここに計上しております。11節の

需用費、こちらにつきましては消耗品はいろいろ紙代とかそこらへんの消耗品ですけれども、次の燃料費につきましては車の燃料代それとガス代、施設の灯油代、食糧費につきましては子どもさんたちを預かった場合のおやつ代ですね、その分に充てたいと思います。それと光熱費につきましては施設にかかる電気料と水道代ですね、それをここに計上しています。9節の旅費の中の費用弁償の中にはですね、この子育て支援センターの設立協議会というのを4月になったら設置する予定でありまして、その協議会の委員さんの費用弁償をここに見込んでおります。この協議会ではですね、子ども子育て支援センターの設立に向けて検討いたしまして、9月ごろには町長に答申をする予定であります。

78ページをお願いします。

同じく11節の修繕料ですけれども、こちらは今度の今拠点施設がですね、借り上げてる施設が築60年という古い施設ですので、一応雨漏り等の心配がされますのでですね、10万円を計上させていただいております。次の12節の役務費につきましてはあそこの施設にかかる電話代が5,000円かけるの一年分。あと浄化槽の法定点検手数料が一年分。あとインターネット回線料というのは、これは光のインターネットの回線の使用料ですね。4,500円かけるの12カ月分。それと建物災害共済の保険料が2万5,000円ということで総額15万5,000円を計上しています。次の13節の委託料ですけれども、子ども子育て支援事業計画策定業務委託料ということで、平成25年度におきましてですね、子ども子育て会議というのを設置いたしまして、子ども子育てをされてる親御さんに対しましてですね、アンケート調査をしております、ニーズ調査をですね。その調査結果を基にですね、この事業計画というのを策定するためにその業務を委託しようとしてここに計上させていただいております。その次の子育て支援事業拠点事業浄化槽清掃委託料ですけれども、これは年に2回ですかね、清掃を委託しますのでその分を計上しております。次の14節使用料についてですけれども、こちらは施設の使用料としまして3万円の1年分ですね。あと研修とかの際ですね、高速道路を使用した際に支払う使用料ということで1万円計上させていただいております。次の18節の備品購入費ではですね、この拠点施設の中で使うベビーベッドとテレビですね。光テレビもチャンネルも映るテレビということで液晶テレビを購入させていただく予定で計上させていただいております。それとあそこの施設にガス湯沸かし器がありませんでしたのでその分を設置するというので予算を計上させていただいております。

次の79ページをお願いします。

第3款第3項第1目の災害救助費ですけれども、これは前年度同様の金額で計上

させていただいております。次の第3款第4項第1目の国民年金事務取扱費ですけども、第9節旅費と第11需用費と第12節の役務費までにつきましては前年度同様の金額で計上させていただいております。13節の委託料につきましては平成26年度中にですね、年金の生活者支援給付金にかかるシステム改修をする必要がありますのでその分の経費を計上させていただいております。主な内容としまして年金受給者のうちですね、低所得者の高齢者、障害者に対しまして福祉的な給付が行われるということで制度が変わる予定であります。以上です。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を受けたいと思います。なにか質疑はありますか。はい、どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。

予算書のページごとにいきますね。ちょっと聞きたいことがありますのでお願いします。

定例会前にですね、執行部のほうより平成26年度の高森町一般会計当初予算の概要書ということでお配りされておりますけれども、その中で民生費で新規事業が8つか9つあるかと思っておりますけれども、それについて質問いたしますのでお尋ねしますんでお答えいただきたいと思っております。

まずはじめに64ページ、簡単に説明願います。

地域福祉計画策定調査分析計画素案作成ということで委託で210万8,000円上がっておりますけれども、先ほど係長のほうから説明がありましたけれども、ちょっともっと詳しく説明願いたいと思っております。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

地域福祉計画の策定調査分析計画素案作成につきましては、現在の高森町の地域福祉計画の期間がですね、平成22年度から平成26年度までの5年間となっております。それに伴いまして平成26年度においてですね、平成27年度から平成31年度までの新たな計画を策定する必要がありますので、この予算を計上しております。策定にあたりましては社会福祉協議会がですね、持っておられます地域福祉活動計画というまた同じような、似たような名前の計画があるんですけども、その計画とですね、一本化して策定をしてですね、行きたいと思っております。策定の仕方としましてこれまでいろいろあの住民アンケートとかそういうのが主に行われてきたと思うんですけども、今回はですね、ワークショップ型、座談会形式でですね、各地域の各住民の方の意見を取り入れてですね、策定をしていきたいと思っております。以上です。

○委員（立山広滋君） 立山です。

ありがとうございました。続きまして同じ64ページに新規事業でですね、英

蓉館の駐車場整備事業助成金ということで500万円が計上されておりますけれども、この説明をお願いします。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

先ほども少し説明をいたしましたけれども、この芙蓉館がですね、町の避難施設として指定されております。施設自体はですね、もう改修も終わってですね、危険なところはないと思うのですが、施設の周りですね、駐車場のほうですね。あそこが砂利のまま雨が降ったらですね、水溜りができてとても歩けるような状態ではないということで、水はけも悪くですね、道から水が流れ込んできて車の行き来をするのにも大変ということで、まずあそこの駐車場を整備というか水はけを良くするために舗装をしようと。舗装をしたら今度は水を流れるところをつくってやらなければいけませんので側溝も一緒に入れてしまっただけですね、綺麗に排水するように整備をしようということでこの500万円という金額を計上させていただいております。当初はですね、公共工事並みの見積もりですとですね、1,000万円近くかかります。ただこれは助成金という形で一応社協のほうにお出しする形で社会協議会のほうで直接工事をされるということであればですね、この金額で大丈夫だろうということで計上させていただいております。

○委員（立山広滋君） 何台ぐらい停められるのですかね、あそこは。よかです。分かりました。

続きましてその下の臨時福祉給付金支援事業ということで新規事業1,538万5,000円ですね。この説明をお願いします。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

臨時福祉給付金につきましては、平成26年4月1日からですね、消費税が8%に引き上げられます。それに伴いまして低所得者に対する生活支援ですね、その対策としまして国のほうがですね、暫定的臨時的に給付金を支給するというので一回きりの給付金ですけどもですね、それを支給するというので定められておられます。対象者としてましてはですね、平成26年の1月1日現在に高森町に住所を有する方が対象でありまして、なおかつ平成26年度分、今確定申告受け付け中ですけども、その状況によってはですね、市町村民税の均等割が非課税世帯、非課税の方、非課税対象者の方に対しまして一人当たり1万円が給付されます。その中でも先ほど言いましたように老齢基礎年金等の受給者及び特別児童扶養手当等の受給者と児童扶養手当の受給者につきましては5,000円の加算がありますので、その方は1万5,000円を受けることとなります。今見込んでる数字といたしましてはですね、その非課税対象者の方が一応1,000名とその

中でも老齢基礎年金等の受給者が約1,000名ですね。それと特別児童扶養手当の受給者が10名。児童扶養手当の受給者が67名で一応見込んでおります。この費用につきましては全額国庫負担となっておりますが、国の制度としましてはですね、昨年の年末からいろいろ情報提供があっておりますが、当初からですね、何もまだ内容は未確定のままですね、説明会があつたりしておりますので正確なその支給時期とか、あと申請書の受付期間とかですね、ほとんど各市町村の判断に委ねられているような状態です。ですから今回ですね、平成26年度からの予算の計上させていただくということで、私の考えとしてはその南阿蘇の3町村だけでもですね、足並みを揃えてですね、申請書を取りまとめて支給できたらいいなと思っております。以上です。

○委員（立山広滋君） 78ページの委託料ということで、子ども子育て支援事業計画策定業務委託料235万5,480円ありますけれども、その中でですね、先ほど説明があったテレビを買われるという備品購入費ですね、テレビを買われるということですが、ここにはブルーレイのディスクはいらんとですか。ブルーレイが入ったらんけん、今の時代でどうですかね。ブルーレイどま1台どま1万4000、5,000円だけん。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

当初ですね、ブルーレイ入りのテレビの見積もりをしていただいたんですけども、6万円、7万円近くかかって、予算の査定の段階でちょっと足並み揃えろということでブルーレイディスクなしのテレビで各保育園も揃えられたと思うんですよね。実はですね、このベビーベッドという3万円を計上しておりますが、ベビーベッドがですね、中古のほう譲り受けが可能ということで買わなくていいようになりますので、この予算で対応したいと思います。

○委員（立山広滋君） もう1点よかですか。これはもうどぎやんでんよかごつばつてんですけど、これはちょっと間違いじゃなかですかね。色見保育園のブルーレイが1万4,080円。そうすると東がですね、1万4,800円になつとるとですよ。

○委員長（後藤三治君） すいません、まだほかにあるかと思いますが、ちょっと1時間30分過ぎになりましたのでちょっと休憩したいと思いますがいいたですか。今4時ですので4時10分から、10分間休憩したいと思います。すいません。

-----○-----

休憩 午後4時00分

再開 午後4時10分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） ちょっと時間がはようございますが、再開したいと思います。

ほかに質疑のある方はどうぞ。はい、どうぞ。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。みなさんお疲れさまです。

74ページですね、工事請負費。色見保育園の太陽光発電蓄電池整備工事ですね、出ておりますけど、今回のこの事業とですね、また保育園ですね、新築の事業ということでこれにまたさらにですね、この色見保育園の太陽光発電ということでございまして、地元のほうといたしましてもですね、大変期待されております。その中にこの年間ですね、この太陽光発電で発電される年間のおよそのですよ、売電の金額とですね、これは避難所ということもですね、出とりましたのでこの避難所として使ったときにですね、この蓄電のほうがございますが、この蓄電の性能をですね、をよろしく願います。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

この件に関しましては、現在熊本県の市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業という事業にですね、事業計画を今出ささせていただいて、今県の担当者のほうとですね、修正のやり取りをしております。年間の発電容量としましてはですね、年間に期待する発電量としまして一応事業計画の中ではですね、1万512キロワットと書いておりますね、それで今算出をしております。災害時にですね、避難施設、防災拠点施設として機能した場合、この蓄電池の容量からするとですね、1日の発電量というのがですね、28.8キロワット/hとなっております、昼間ですね電力使用料がですね、この今度の施設の機能からしますと昼まで14.9キロワットと、あと夜間で13.1キロワットですので、昼間は発電しながら使えると思うんですよ。ただ夜間につきましては蓄電容量が14.4キロワットありますので十分機能できると思います。

○委員長（後藤三治君） よろしいですか。ほかになにか質疑はございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） ほかに質疑ないということでございますので、続いて討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 討論なしということでございますので、これから本案について採決いたします。議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で住民福祉課に関連する付託案件については終了いたしました。

住民福祉課の皆さん、お疲れ様でした。ありがとうございました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは、所管事務の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。社会福祉と健康に関する事項、環境衛生に関する事項、健康保険税に関する事項、保育園に関する事項、学校教育及び社会教育の振興に関する事項、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） ありがとうございました。本日はどうもお疲れでございました。これをもちまして文教厚生常任委員会を閉じたいと思います。

-----○-----

閉会 午後4時20分

平成 26 年第 1 回定例会

建設経済常任委員会会議録

平成 26 年 3 月 14 日

高 森 町 議 会

# 平成26年第1回定例会建設経済常任委員会記録

平成26年3月14日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） おはようございます。

定足数に達しましたので、建設経済常任委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第1、まず本委員会に付託されました建設課関連の議案第17号、高森町給水条例の一部改正についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） おはようございます。建設課の松本です。よろしく願いいたします。

議案第17号の給水条例の一部改正ということでございますが、初日に提案説明を申し上げましたとおり、平成24年に社会保障の安定財源の強化を図る抜本的な改革が行われたわけでございますけれども、それに伴いまして今年4月から消費税改正が5%から8%、また27年の10月には10%の予定で実施されることになっておりまして、2段階に分けて消費税が引き上げられることになっておりますことから税率を明記しない方法で今回の一部改正を行うところです。改正内容につきましては、第26条で料金のことを定めておりますが、100分の105という表記を消費税及び地方消費税の税率というふうに改めまして、また同じく加入金につきましても100分の105を消費税及び地方消費税の税率というふうに改めたいと思っております。また経過措置としましては、料金につきましても、4月の検針を5月の水道料分から適用し、また加入金等につきましても34条の規定につきましても施行日以降の給水装置工事の申し込みに係る納付金から適用するというので今回の改正を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第17号、高森町給水条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課の松本です。

予算関係につきましては、主要事業、大きな金額の説明をしまして質問を受けるといって進めていきたいと思っております。では、各担当係長のほうからご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

ページの頭から順番にいきたく思います。

○土木係長（荒牧 久君） 土木係の荒牧です。よろしくお願いいたします。

まず、12ページをお開きください。分担金及び負担金、負担金の災害復旧費負担金、農業災害復旧費負担金、1,206万2,000円を減額しております。これは農地等災害復旧事業の補助金の決定に伴いまして、負担金が変更になっております。

それから13ページになります。災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金105万5,000円減額しております。これも補助金の決定により現行を減額しております。

○住宅係長（村嶋立章君） おはようございます。住宅係の村嶋です。

14ページの衛生費国庫補助金です。25年度の合併浄化槽設置事業に伴います実績により177万円を減額計上するものであります。

続きまして、7目の土木費国庫補助金は今年度上在団地におきまして外壁塗装を実施しました。その入札結果による14万4,000円の増額を計上しております。

○土木係長（荒牧 久君） 続きまして、17ページをお開きください。

県支出金、県補助金の災害復旧費県補助金です。農業災害復旧事業補助金2,845万5,000円を増額しております。これはこの補助金の決定により増額をしております。

続きまして、18ページをお開きください。同じく県補助金になります、林道災害復旧事業費補助金340万9,000円を増額しております。これも補助金の決定により予算の増額を行っております。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。16ページをお願いします。

合併浄化槽県補助金に関しましては、先ほどの国庫補助金と付随しまして25年度の実績により177万円を減額補正するものであります。

○土木係長（荒牧 久君） 次は、歳出についてご説明申し上げます。38ページをお開きください。

道路維持費の委託料218万円を減額しております。これは道路台帳修正業務の設計及び入札残による減額補正でございます。それから17の公有財産購入費64万円を減額しております。これは御矢村線の用地買収の予算残額を減額しております。

続きまして、2の新設改良費、その中の15工事請負費2,386万5,000円を減額しております。これは本議会でも課長のほうから説明がありましたように牧戸線を当初のほうに組み直しました。それによる減額、それから実施設計による減額補正を行っております。17の公有財産購入費130万7,000円を増額補正しております。これは繰越金の調整により増額補正をしております。

○住宅係長（村嶋立章君） 39ページです。住宅費、住宅建設費ですけど、これは上在団地外壁塗装にかかります契約額に基づき160万2,000円を減額計上するものであります。

続きまして、住宅環境費の合併浄化槽設置事業なんですけど、25年度の実績設計に基づきまして534万6,000円を減額補正するものであります。合併浄化槽につきましては、今年度の消費税増税に伴います駆け込み需要があるかなと思ひまして若干余分に当初組んでおりましたら、結果的にはそこまで伸びがありませんでしたので534万6,000円を減額するというにいたしました。

○土木係長（荒牧 久君） 続きまして、44ページをお開きください。

公共土木災害復旧費の2公共土木施設九州北部豪雨災害復旧費、15の工事請負費270万円を減額しております。これは老良原橋の災害復旧工事の入札残による予算減額です。

それから、農林水産業施設災害復旧費の林道災害復旧費、委託料及び工事請負費、これは入札残による予算を減額補正しております。

それから、2の農地等災害復旧費、この委託料及び工事請負費、これも実施設計による予算を減額補正しております。

次に、農地等九州北部災害復旧費、工事請負費489万7,000円を減額しております。これは色見地区のボーリング工事ですね。これは予定では250メートルを掘る予定だったんですけども、200メートルで十分な水の確保ができましたので、その分の減額補正をしております。

補正の歳出につきましては、以上でございます。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口ですが、荒牧係長にお尋ねをしますが、44ページの農地等災害復旧費、工事請負費で1,133万4,000円減ということで、今の説明では実施設計費、設計した結果だということになっておりますけれども、かなりの金額が多く減額をしてありますけれども、これは何か取りやめたとか繰り越した災害復旧費の分とかいうのは入っておりますか。

○土木係長（荒牧 久君） 土木係の荒牧です。芹口委員のご質問にお答えします。

この1,133万4,000円の減額につきましては、当初予算を見込む段階で被害報告額、これに基づいて予算を計上しております。ですので、実績を含めまして、その金額の差額ということで1,133万4,000円を減額補正しております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○水道係長（野尻光也君） おはようございます。水道係の野尻です。

議案第22号、高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。歳入歳出それぞれ57万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億6,759万6,000円とするものであります。

4ページをお開きください。債務負担行為の補正で追加を行っております。水道施設水質検査業務委託、簡易水道水源ポンプ場電気管理業務委託、水道施設滅菌設備維持管理委託、水道施設管理委託の追加を行っております。

続きまして、5ページの地方債の補正を行っております。過疎債が限度額を150万円としております。

続きまして、8ページをお願いします。歳入です。水道申込加入金を26万3,000円減額としております。諸収入、雑入を9,000円減額としております。地方債水道債を30万円減額としております。

続きまして、9ページの歳出です。報酬10万円、職員手当25万円、共済費35万円、賃金47万6,000円、需用費135万2,000円、役務費150万円、委託料36万8,000円、工事請負費53万2,000円、備品購入費63万7,000円、公課費155万1,000円を、総額681万6,000円を減額しております。

続きまして、予備費です。624万4,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

これは財政とも関係がありますけれども、今回の起債、地方債、これは過疎債で150万円、簡易水道事業債で180万円借り入れということになっております。過疎債については25%交付税算入、償還金が25%の歳入がありますけれども、簡易水道事業債については、これは丸々返さないといけませんけれども、そういった状況の中で繰越金が2,500万円、今年度出ております。こういった180万円程度まで起債で対応しなくてはならないのか、ある程度起債というのは抑えていかんといけませんが、180万円借り入れれば、それだけ利子も付くわけでございますので、そういった繰越金が2,500万円ある中で、少額の180万円程度の借り入れが必要なのかですね、これは今後十分財政と打ち合わせて極力借入額を抑えるような方法をとっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） ほかに質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第22号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○水道係長（野尻光也君） 水道係の野尻です。議案第23号、高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出の補正は「第1表 歳入歳出予算の補正」によるものであります。

4ページをお開きください。

債務負担行為の補正といたしまして、追加で農業用水施設電気管理業務委託を計上しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出です。管理費といたしまして、需用費172万9,000円、原材料費10万円、合計の182万9,000円を減額といたしております。予備費といたしまして182万9,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第23号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○土木係長（荒牧 久君） 土木係、荒牧です。



議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてご説明を申し上げます。主な項目についてご説明を申し上げます。

それでは、まず22ページをお開きください。

国庫支出金の国庫補助金、土木費国庫補助金の1土木社会資本整備総合交付金3億5,490万円を計上しております。これは上色見の復旧復興防災道路、それから中原線、牧戸線、永野原河原線、片山下山線、村山高尾野線、橋りょう補修、それから路面性状調査等の事業費の65%の補助金を計上しております。これは町長のほうの本議会での説明もございましたように、あくまでも採択を前提とした補助金ということで計上しております。これは申し添えますが牧戸線を除く路線ということでご承認いただきたいと思っております。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。18ページをお願いします。

土木費住宅使用料ということで、26年度は4,532万6,000円を計上しております。また滞納繰越金として87万円2,000円を計上しております。

続きまして、22ページをお願いします。今年度の26年度におきましては下町A団地の3棟を外壁塗装ということで計画しております。それに対します国庫補助金として900万円の2分の1、451万6,000円を計上するものであります。

○土木係長（荒牧 久君） 3の狭歪道路整備等設置事業補助金1,400万円を計上しております。これは村山旭通線の道路の狭歪事業の補助金です。事業費の50%が補助されております。

続きまして、25ページをお開きください。県支出金の県補助金、総務費県補助金、5の道整備交付金3,673万4,000円を計上しております。これは大戸ノロ本河原線の改良工事の交付金を計上しております。補助率は50%でございます。

○住宅係長（村嶋立章君） すみません。ページがちょっと前後して大変申し訳ありませんが、21ページをお願いします。

衛生費国庫補助金です。今年度26年度合併浄化槽設置事業としまして、1,377万6,000円を計画しております。その3分の1として459万2,000円を国庫補助金、これに付随しまして県補助金を同額の459万2,000円を計上するものであります。

以上です。

○土木係長（荒牧 久君） 歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出について主な項目につきまして説明申し上げます。

51ページをお開きください。

総務費の総務管理の17交通安全対策費、賃金18万円、交通安全整備のガードレール、カーブミラー等の設置の賃金を計上しております。旅費は、これは総務課になります。11需用費も総務課になります。14使用料及び賃借料です。8万3,000円、これは安全施設の設置の際の機械借上代です。15工事請負費60万円を計上しております。これは交通安全の区画線等の設置とか、そういったのを交通安全の工事費60万円を計上しております。16原材料費43万円を計上しております。これはカーブミラー、ガードレール等の原材料の43万円を計上しております。19負担金については、これは総務課になります。

○水道係長（野尻光也君） 水道の野尻です。

18の水資源対策費、負担金補助及び交付金として147万円、繰出金3,297万円、合計の3,444万円を計上しております。

○土木係長（荒牧 久君） それでは、103ページをお開きください。

土木費の土木管理費、1土木総務費、給料から共済費については省略します。9の旅費、それから需用費、あと負担金22万2,000円、これは各期成会等の負担金でございます。

続きまして104ページをお開きください。道路橋りょう費、道路維持費の賃金560万円、これは、まず道路維持補修人夫賃としまして400万円を計上しております。それから融雪剤散布等除雪作業に伴う人夫賃160万円を計上しております。合計、合わせまして560万円を賃金として予算計上しております。

続きまして需用費742万6,000円を計上しております。内訳としまして消耗品、これは主に融雪剤になります。塩カリ代です。135万円を計上しております。新たに印刷製本費としまして96万円を計上しております。これは現在町道の路線図があります。しかし、かなり前に作成しておりまして、新しい町道等の路線の記入もありません。手書きの記入となっている現状であります。またその路線図も数枚しか残っておりません。そこで今回新たに新たな路線を入れ込んだものを100枚印刷する予定でございます。

続きまして修繕料、町道の修繕料500万円を計上しております。12の役務費228万2,000円を計上しております。除雪サポーターの保険料28万1,400円を計上しております。現在76名なんですけれども、当初予算計上時では70名でしたので、その予算で計上しております。それから、登記手数料の200万円を計上しております。これは天神前原線等のカーブカットあたりがありますので、そういったところの登記ですね、それから未登記区分の登記等の200万円を計上しております。それから委託料です。2,000万円を計上しております。道路台帳の修正業務委託300万円、それから橋りょう補修調査委託1,2

00万円、路面性状調査の設計業務委託を500万円計上しております。使用料及び賃借料、まず町道維持の補修機械借り上げ150万円を計上しております。除雪作業の機械借り上げ360万円を計上しております。それから、円福寺坊ヶ平線の未取得土地使用料3万6,000円を計上しております。これは谷川哲さんの土地の分でございます。筆界未定地の分を3万6,000円を計上しております。

続きまして工事請負費2,890万円を計上しております。橋りょう補修及び維持工事の分でございます。

続きまして、備品購入費150万円、これは除雪用の排土板を試験的に5台購入予定でございます。山東部野尻地区を試験的に購入してするというので、5台を計上しております。それから、負担金補助及び交付金744万円、町道愛護ということで草刈りですね、補助を計上しております。2の道路新設改良費、まず役務費570万円を計上しております。これは主に登記分、登記手数料ですね、改良工事分の登記手数料550万円、それからシステムデータの取込分14万円、郵便料が6万円、計570万円計上しております。

続きまして、委託料1億5,200万円、改良工事の設計委託です。主に一番大きいのが上色見地区の防災道路が大きな割合を占めております。それから使用料及び賃借料74万4,000円、公用車のリース料66万円、これは現在トラックをリースで借りておりますけれども、7月いっぱいリースが切れますので、新たに四駆のトラックをリース契約を結ぶ予定でございます。それから、建設物価積算使用料を計上しています。続きまして、工事請負費4億5,096万8,000円を計上しています。これは道路改良分の概要資料にもありましたとおり、道路改良分の工事分の工事請負費でございます。それから、17公有財産購入費480万円を計上しております。これも改良部分の用地取得分の予算を計上しております。

続きまして、19の負担金補助及び交付金465万円、これは単県補助の負担金を計上しております。

続きまして、106ページをお開きください。土木費、河川総務費、19負担金補助及び交付金1,017万4,000円を計上しております。砂防協会15万7,000円、それから河川海岸協会1万7,000円、一番大きいのは上色見地区の単県砂防負担金1,000万円、これは前原地区の公民館の下の前原谷川の橋りょう設置工事、それから上色見川の中原地区の護岸整備工事の負担金でございます。それから河川維持費、需用費修繕料150万円を計上しております。これは高根切川旭通高森中学校の下の川なんですけど、ここは河床が洗掘して非常に匂いが激しいということで、その付近の住民の方から要望がございました。

その分の河床の修繕になります。それから使用料はその他の河川の機械借上料、それから16の原材料費についても計上しています。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

まず住宅管理費なんですけど、住宅管理費におきましては、ほぼ平年並みの予算を計上しております。この中で委託料のですね、浄化槽管理委託料326万円は、これは町営住宅の12団地の合併浄化槽の維持管理費として委託しているものであります。

続きまして、住宅建設費なんですけど、本年度は先ほども申し上げましたが、町営住宅下町A団地の8棟あるうちの3棟をまず26年度で外壁塗装工事をするものであります。

続きまして、住宅環境費なんですけど、これは合併処理浄化槽、今年度も引き続き啓発してまいりたいと思います。5人槽が15基、7人槽が20基、10人槽が1基ということで、トータルの1,377万6,000円を計上するものであります。

以上、説明を終わります。

○土木係長（荒牧 久君） 土木の荒牧です。133ページをお開きください。

まず賃金です。150万円を計上しております。これは災害が発生した場合の人夫賃150万円を計上しております。それから、委託料200万円を計上しております。これは災害が発生した場合の測量設計の委託料200万円を計上しております。それから、使用料及び賃借料、災害が発生した場合の早急な対応としまして、機械借り上げ等を150万円を計上しております。それから、原材料費についても災害発生時による原材料費100万円を計上しております。

続きまして、134ページをお開きください。

10災害復旧費、2農林水産業施設災害復旧費の林道災害復旧費、委託料100万円を計上しております。これは林道の災害発生時の委託料100万円を計上しております。それから、2の農地等災害復旧費、まず委託料400万円、これにつきましては200万円は災害発生時の設計委託ということで予算計上しております。それから、残りの200万円、これは上仁田水地区の設計の委託を計上しております。現在450メートルを、この前の単独事業で施工したんですけど、450メートルを設計しまして、今、工事をやっているわけでございますけれども、その隧道から後がですね、測量及び調査後に隧道の崩落、または水路の欠壊等がありましたので、その分の設計委託200万円、それから工事請負費800万円を計上しております。延長が残り692メートルでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

それから修正をさせていただきます。先ほど104ページで、登記手数料で500万円計上してと説明を天神前原の改良と、登記というふうに説明したんですけども、これは町道の未登記分の登記手数料でございます。訂正してお詫びを申し上げます。なお、これにつきましては、弁護士等々の絡みもありますので、いろいろ弁護士さんとの指示をあおぎながらやっていくところもありますので、その辺を申し添えておきます。

以上でございます。

○委員長（興祐壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

除雪作業の105ページですね、30万円の5台と書いてございますね。フロントグレーダーというか、これはある程度機械の内容はわかっるとるですか、どうい。

○土木係長（荒牧 久君） このフロントグレーダーにつきましては、これは発注生産になります。このメリット・デメリットもございまして、メリットとしては、排土板でトラクターの表につけて、排土板の長さは2.1メートルなんですけど、斜め下から押していけるやつなんですけど。デメリットとしましては、これはどこにでも合う、アタッチメントがですね、そのトラクターにしか合わないようなアタッチメントになりますので選定しなくちゃいけない、トラクターのですね。大型で極力新しいのに選定していただいて、それを業者が見て、それに合ったアタッチメントをこのフロントグレーダーに取り付けるという形ですので、ほかのトラクターにいろいろ付けられるかという、合う機械と合わない機械が発生するんじゃないかなというふうなデメリットがございます。

以上でございます。

○委員（甲斐正一君） 大概の農家の人がフロントローダーを持っているわけです。ヤンマーだとか、例えばメーカーね、クボタとか井関とか、もうほとんどのやつが違うんですよ、付け方が。今言われるように真っすぐ押しては、排土板は何もならないと思います。そのバケットで押したとき同じだからこの角度を変えられるような今説明では、角度を変えられる排土板ということで、それ大変ありがたいと思いますが、その排土板を押し出す、それはアタッチメントで、その排土板に付いてるわけですかね。もう本体には付けられんと思うたいな、真っすぐしか押しきらんとだけん、角度変えるのは油圧式だから。

○土木係長（荒牧 久君） 土木課の荒牧です。

排土板自体にこれは油圧で詰めた、かなり高いです。五、六十万ぐらいするものなんですけど、ピンで角度を変えられるような、そういったものの排土板で

すね。

○委員（甲斐正一君） わかりました。やはりですね、そういうのがあれば、大変、今度の積雪で苦い思いしているからありがたいというふうに思います。それとですね、除雪作業隊が70名というふうになっておりますね、104ページ。これは多いほうがいいわけですが、この除雪をした後にですね、塩化カリウムをやっぱり撒いてやらないと、除雪したからええというのじゃ、凍りついたらとてもじゃない、排土板も食いつかんとですよ。だから、やはり除雪をした後には、町の何らかの機械借上料で塩化カリウムを撒いていただくとかですね、やはりそういうことをやっていただかないと、今度のスクールバスも通れんような状態だったからですね、そこら辺はお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（興梠壽一君） 答えいいですか。

○委員（甲斐正一君） いい答えが出るならば。

○土木係長（荒牧 久君） 土木係の荒牧です。

塩化カリウムの散布ということなんですけど、非常に町道の範囲も広うございます。また延長も長く多うございます。そこで塩化カリウムまでとなるとかなりの金額、もっと予算をこの倍以上組まない、倍ぐらい組まない塩カリ散布までは追いつかないというのが現状でございます。ですから、私ども駐在員さんをお願いをしまして、駐在員さんが取りに来られているところもありますので、もっとその辺もですね、駐在員さんに周知徹底を図って塩カリの散布のご協力を、自助努力ということでお願いをしていきたいと思っております。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

大変ありがたいことですね、今のトラクターのアタッチメントでそういうことができるということであればですね、今、肥料撒等はですね、私も名前を忘れたんだけど牧野改良なんかで、後ろにポッパーを付けて、塩化カリを入れて蒔くやつがあるんですよ。あれをやっぱり使って、例えばこういう排土板みたいな形で購入していただくと、これはどのトラクターにも合うと思うんですよ。アタッチメントが合わせるだけだから、3点。これであればですね、かなり塩化カリもスピードに合わせるというか、角度が合うからですね、それを購入していただくと大変ありがたいかなというふうに思っておりますが、どうでしょう。

○土木係長（荒牧 久君） 何10万円かします。ライフソーといいますかね、ライフソーは押してからいくやつですかね。これはまた何か、あれもライフソーというんですかね。

○委員（甲斐正一君） あれはライフソーと言わんとですよ。何とかブロダーと言い

ますが？

○土木係長（荒牧 久君） そこら辺も今後ちょっと町長あたりと課長あたりと上のほうと検討いたしまして、もし有効であればですね、計上していきたいと思います。

○委員（甲斐正一君） その改良のが、今、土木屋さんが持っている後ろに付けて、モーター付けて蒔くのは、それも改良なんです。これを利用した改良だからできないことないですよ。そこら辺をですね、排土板も必要ばってんが、それがあるとかなり効率的なことができるんじゃないかというふうに思っております。よろしくお願ひします。以上です。

○委員長（興侶壽一君） ほかに。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

先ほど甲斐委員のほうも除雪サポーターのことを聞かれましたですけど、私のほうが聞きたいのは、この除雪サポーターのですよ、今、70名組まれているわけですが、この詳細ですね、どの地区にどのぐらいおられて、どのぐらい整備をされて、どこら辺をされたとかわかるならばよろしくお願ひします。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

除雪サポーターにつきましては、今年度から開設した事業でございますけれども、まず駐在員さんに対象となる機械を保有している方をまずご推薦いただいて、その推薦に基づいて、町のほうで登録のお願いをしながら、当初は65名だったですか、登録がありまして、今現在は76名の登録に至っているところなんですけども、地区ごとということでございますが、全地区何名と平均的に登録者の方がおられるわけではございません。ちなみに街部は2名ですね。上色見地区で7名、色見地区は1名です。草部南部地区で13名、草部北部地区で11名、野尻地区では42名ですかね、合計76名となっております、基本的に山東部、草部よりも野尻地区の登録者の方が現在では多いという状況です。今まで雪が降れば、地域でボランティア的にですね、当たり前のように除雪をされてきたわけです。そんな中で山頭部では地域の担い手、若者が減ってきて、また機械を有されている方も減ってきているということもありまして、燃料高騰も含めましてですね、何らか町のほうで助成ができないかということで、このサポーター制度というのが開設されたわけでございますけど、駐在員さんの中にはやはり今回の雪はご承知のように40何年振りというような誰もが想定していなかった大雪が降ってきたこともありまして、登録に関しての準備期間も少なかったということもありますし、そのあたりの兼ね合いもありまして、登録には地域によってばらつきがあるというのが現状です。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

課長のほうからございましたが、ちょっと色見のほうでございますけど、このボランティアで除雪されている方がたくさんおられてですね、この地区においてはタイヤショベル等もかなり多いんですよ。それで自助共助という形で、もう雪が降ったけん、自分たちのところは押さないかんということで、朝早くからどんどん押していかれてですね、町道関係もかなりされております。その方たちは押してよかったなということで終わられて、何日かされてから新聞等に除雪サポーターの件が出たわけです。それで私のところに電話等がかかってきてですね、「おい、除雪サポーターとはどういうことかい」て、「こら、いろいろと出とるじゃないか」ということで周知されていなかったんですね。その辺のボランティアで押された方々の把握はされておられますか。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。

把握といいますか、そういう情報は聞いております。各地域で、特に色見あたりはですね、登録者の方はおられなかったです。当然、機械を保有されている方は何人もおられるということで、今までどおりですね、ボランティア的な共助自助の部分で自主的に除雪されたということは大変ありがたく思っておるところです。そのお陰で色見地区あたりはいち早く道のほうも開いたという現状もございませうけれども、色見とまた野尻では積雪の量も度合いも違いますけれども、そのあたりは駐在さんのあくまでも推薦に基づいて、こちらのほうが初年度取り組んだ経緯もありますので、今年の除雪に関してはそういう方々のご協力は大変ありがたかったかなと思っておりますが、その後の支援とかサポートについては、今後登録等をまた新年度お願いしながら、サポーター制度につきましても内容はまだいろいろ見直さなくてはいけない点も、今度の大雪を教訓として進めていきたいと思っておりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

課長の答弁ありがとうございました。そういうことでございますので、大型トラクターとかですよ、先ほどから言われております、一つ良かった点だなと思ったのがですね、一人の方がキャビン付きのトラクターで後ろに普通引っ張っていく何かレイキみたいなものがあるんですよ。それで引っ張られている方が一人おられてですね、ボランティアで。それが一番活躍したんですよ。鉄の塊があつて、レイキが斜めに、こうしたら斜めになるとですよ。そればただ普通の付けるだけで、落としたらどんどんキャビン付きトラクターですから、寒くないですから、どんどん走って行ったら、融雪剤も敷いとったったと思うんですけど、それが私たちが押すタイヤショベルよりも早かったわけです。そういったあたりの機械、



先ほども出ていましたですけど、そういうとも検討されたほうがいいと思います。

それとあと、そういう機械等とかもいっぱい高森町にはありますので、もう1回このサポーターの見直しですね、各駐在員さんに頼まれてやったということで、私も確認はしたんですけど、駐在員さん、そういうのはいらないと思っちゃったというてから申し込まんだってと言いなはったんですよ。今まで自助共助でしよったて。それはやっぱりもう一回駐在員単位でなくして、建設課でもいいですからですよ、もう大きい組織というか、サポーター隊という大きい組織をつくられたらどうかと思ってご質問でございます。

○建設課長（松本満夫君） はい、松本です。

今の宇藤委員から貴重なご意見をいただいたわけですけど、今後ですね、サポーター制度、先ほど申し上げましたように、完全に充実した完成度の高い制度とは言えないことは私ども十分わかっております。単なる町道の除雪だけじゃなくて、やはり今回の大雪のようなときには、その町道まで出れない部落道とか里道とか、また自分の私道とかもかなりあったわけです。だから、建設課だけじゃなくて、防災、また福祉ですね、いろんな高齢者の単独世帯もありますから、そういった中で総合的に検証をしながらですね、このサポーター制度を今なっていますけど、そういうのはやっぱり改正していつ見直しをしなくてはいけないというふうには痛感しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（興柁壽一君） ほかにありませんか。はい、どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 芹口ですが。

今の宇藤委員の質問については、私が一般質問で。駐在区ごとにどれだけのサポーターがおられるのか、また今後、駐在員としてそのサポーターの増員ができないか、いろんな面で質問をしたいというふうに思っておりましたけれども、今、宇藤委員のほうからすでに質問が。

それで関連してお尋ねいたしますけれども、先ほどもありました後ろ移動するローラー、これについてはですね、すでに波野、これは何台か入れとるわけですね、これはフロントローダーよりも引っ張っていく力が強いわけですね、後ろに引っ張って、これは確か30万円というような話を聞きました、作製費が。これは何台か入れとるわけです。これは確か上色見に1台、これを持ってきてありますね。先ほど言ったのはそれを利用されただろうと思います。それでこんなフロントローラーよりもですね、そういった引っ張るやつをですね、計画されたほうがいいじゃないかというふうに私は思っておりますけれども。

○土木係長（荒牧 久君） 土木係の荒牧です。

私どももいろいろ検討しまして、波野あたりでも導入しているというふうなことを聞きました。引っ張るやつが前で雪の深いところはトラクターが雪にめり込んで、引っ張る力が滑ってしまいますということで、後ろより来て、波野かではバックしながら、だから押してやられたんですね、トラックが後ろで行くけんですね。ですから、これはフロントのほうがより前に押して、後ろは雪が少ない状態にして押したほうがより効果が上がるんだらうと思ひまして、フロントローダーということで、今回当初予算に計上しています。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

この前のような大雪、これについてはですね、グレーダーでもちょっと無理な押し方があるわけですよ。というのが斜めに押して、その雪を斜めに排除して、排出していくわけですので、この横にですね、かなりの雪の量があればもう押しきらんわけですね。やはりそういった点については、バケットですくってのけるというやり方のほうがよっぽど効果的な場合もあるわけですよ。そういったことについてはいろいろ検討してほしいというふうに思ひます。

それからもう1点、104ページの除雪サポーターの保険料、これについては、保険料はこれは出動時にかける保険ですか、それとも前もってこの登録者数の76名なら76名に1人当たり幾らということでかける保険の方法、どちらですか。

○土木係長（荒牧 久君） 土木係の荒牧です。

これにつきましては、人1人をお掛けします。期間を設定してございまして、大体雪が降る期間設定してございます。1人当たりが4,020円ということで、前回は全員保険をかけてございます。

以上でございます。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

これは期間ということで12月から2月までとか、こら年間かける保険料とかはほかにはないわけですかね。後でまとめて答弁をしていただきたいと思いますと思ひます。

それからですね、2つ目は134ページ、仁田水の災害、これは一応ボーリングはこの前はできなかったから向こうから取ってくると、新たな水源からですね、取ってくるということですけど、今まで農地災害は今年度大体何%の補助率ですか。

○土木係長（荒牧 久君） 荒牧です。

まず、除雪サポーターの保険期間ということで、芹口委員のほうからご質問があったわけですが、これは年間の保険期間にしますと金額もかなりな7,000円程度の金額になってまいります。この除雪サポーターに限っての保険という

ことで私ども期間を12月から3月上旬までぐらいの期間を設定して、それで低料金といいますか、保障と見合う程度の保険料を設定しております。

次に、農地の災害復旧費の負担率、補助率をご説明申し上げます。これは梅雨前線豪雨によって補助率が異なっております。また農地施設によっても補助率が違っております。

まず、施設についてご説明を申し上げます。施設災害におきまして、7月26日から27日までの梅雨前線豪雨につきましては、激甚指定となっております。補助率が98.5%です。それから負担率は1.5%ですね、残りのパーセントが負担率になります。それから8月24日から26日の梅雨前線豪雨につきましては、激甚指定とはなっておりません。ですので、施設の補助率が96.4%、残りが負担率ですね、3.6%。

続きまして、農地のほうです。激甚の7月26日から27日につきましては、94.1%の補助率です。残りの5.9%が負担率になります。それから、8月24日から26日までの農地の補助率がこれは激甚ではありませんので86%、負担率が14%というような内訳でございます。

以上です。

○委員長（興梠壽一君） はい、どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 芹口ですが。

今、答弁があったように、この農地等の災害復旧については100%補助金ではないわけですね。負担金が伴うわけですよ。それで2回目です、今回の災害の施設の工事請負費800万円程度かかっておりますけれども、これについてはやはり負担金を取ってもいいと思うわけですよ。災害復旧の関連であれば全く負担金を取らなくて全額町ですということもちょっとおかしいんじゃないかと思えますし、特に新たにこういった農業用水ということで、パイプを引っ張ってくるというようなことになれば、普通であれば、これは5割補助なら5割補助で補助率があるはずですので、100%この分について町が工事をしてやる、負担金なしでしてやるというのはちょっと私もおかしいような気もするし、矛盾したような点も出てくるかとも思うわけですよ。やはり少なくとも災害復旧の延長であれば5%なり、3%なりの負担金は当然受益者から取っていいと思うんです。ほとんどのこういう農業の事業をやる場合は、それだけ生産性が上がるとか利便性が向上するとかいうことで受益者から負担金を取るのが原則でございますので、100%町が行うというのはどうかというふうに私は思いますけども、そういった点については十分ですね、委員会の中での審議としてほかの議員さんの意見も聞いてほしいと思いますので、十分ご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○土木係長（荒牧 久君） 土木の荒牧です。

今の芹口委員のご指摘のことにつきまして、ちょっと説明をこちらのほうからしていきたいと思います。上仁田水地区、当初ボーリング工事ということで、前にも委員会で説明したんですけど、それについては99.1%の補助率でありました。それについての受益者負担は、ボーリングについての受益者負担は上仁田水地区の水利組合のほうには当然していただくこととなっております。しかしながら、この原形復旧というのがこの災害復旧の目的でございます。ですので、そういった形で水が足りなかったということで、原形復旧ができていないという観点から、私どもとしてはその辺を今回単独でやります工事につきまして、受益者負担というのがいかなものかなというふうには考えております。

以上です。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今、上板水の話が出ていますが、今、芹口委員が言われたように、当初ボーリングで調査して水が出なかったというような話で、今、町もその後予算を組んで、大体100%なりの形でこの920メートルの工事を設計でされるというようなことでありますが、私もですね、最初のそのボーリング工事はこれはおそらく災害復旧費で資金が出ていると思いますが、その後の工事はこれはもう先ほどから言われるように、やはり個人で、個人といたらですけど、組合で負担というのがあってもいいんじゃないかというような感じがしておるわけでございます。なぜかというならですね、最初にそのボーリングした時点で、これは掘ってみらにゃこれは掘ってみなければわからない件でございますが、国から、それから県から補助がきているわけでございますので、その後ですね、町が全面的にそういうふうな資金を出してするというのは、ちょっと私も疑問ではなかろうかという感じしております。できるならですね、もう少し検討して受益者のほうからも少しどま出してもらえる話し合いができんか検討を願いたいと思っています。

○委員長（興柁壽一君） ほかの委員さんどんなですか。

○委員（甲斐正一君） やっぱり災害でもですね、災害自然にもやっぱり受益者負担が少しなりないといかんと思うたいな。本当は全額。

○委員（森田 勝君） 森田です。

これが皆さんもご存じのように、例えば田んぼの土手が例えば壊れたときはこれは全額負担ということはなかけんですね、はっきり言うて。ということは受益者も負担する。そういうふうには今までなっているとは思いますが、そういう点を考慮するとですね、やはり町が全額負担して、そういうことをするというは

ちょっと私も疑問じゃないでしょうかと思います。

○委員（芹口誓彰君） 先ほどから言いますように、激甚にかかっても1.5%なりの負担をするということだけですので、やはりこういった部分でやるなら、やはり同様にそれぐらいの負担率をですね、当然やっぱり土地改良組合の組合に話してみても、交渉してみても、取るのがですね、本当にほかの地区との平等性、そういったのも問われるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひもう一度組合のほうと話をされるのか、そういったことでひとつ考えてほしいと思います。

○土木係長（荒牧 久君） 土木の荒牧です。

上仁田水地区のほうに何回か説明会を開いたかと思いますが、最初はかなり水道が出なかったことについてですね、かなり町に対しての怒りといいますか、そういうことを受けたことも事実でございます。そういう中で単独でやりますということで説明はしております。私がちょっと思うのは負担金についての助言なり、動向なりというのは、災害復旧法につきましては、そういった負担法がございますので、それに基づいて受益者に請求をするわけですけれども、この単独についてのいろんな制約といいますか、負担の要綱なり、条例なりというのは、そこら辺はちょっと私、受益者から言われた場合、こういった委員会の中でといいますか、といったところでただで負担をお願いしますと言っているのか、ちょっと、今、私、不安に思ったわけでございます。以上です。

○委員（芹口誓彰君） 災害復旧でそもそもこの受益者の利便性、高齢化ということで、やはり管理がしやすいようにボーリングというようなことで決定をされ、ボーリングを計画されたわけですけれども、たまたまそのボーリングの結果、水が出なかったということで、こういった施設をされたわけですので、それについては、十分そこあたりは土地改良区の方も十分納得してもらわんといかんし、やはり別に災害復旧の関連として今回のこういったパイプ布設というようなことになったわけですので、やはり当然私は、ある程度災害復旧なり、激甚災害の何%かは同等に取っていいと、負担はお願いはしていいというふうに思いますし、またこれを別にするというのであればですね、公共的施設の補助金の交付と同じように、5割の助成しかないわけですので、そこらあたりを今一度、土地改良の方と交渉をして、やはり原則は原則としてやっぱり行ってほしいというふうに私は思いますので、それだけのことはやって、そしてまた駄目ならですね、またそれを了として考えていく。

それと、ほかの地区との平等性とか考えれば、やはりそこは土地改良組合の方に要望なり、話し合いしていくべきだというふうに私は思います。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

今、審議といいますか、検討された負担金に関しまして、私どもも認識不足も

あったのも事実ですけども、今までの災害復旧の事業の経過の流れとして、係長が申しあげましたように、負担金のほうを考えなかったというのが現実でございますが、今、ご提案をいただきました件につきましては、また課内で十分検討して、そういった交渉も含めながら、組合のほうにご相談するかどうか、再度検討して対応していきたいと思っておりますので、現時点ではその考えでいきたいと思っております。以上です。

○委員（宇藤康博君） これは、この農家の方々は何名ぐらいおられてですよ、面積は、水田の面積ですよ、どのくらいあるとですか。宇藤です。

○土木係長（荒牧 久君） 土木の荒牧です。

受益者は13名、大分県まで合わせてですね。面積は3町です。

○委員（宇藤康博君） 13名ということであるならば、町内だけは。

○土木係長（荒牧 久君） 町内が3件です。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

先ほど災害復旧ということになると99.1%ということでしたが、金額的に直すと、その0.9%ですか、大体幾らぐらいになるんですか。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。

800万円の工事となれば7万2,000円の負担、それに準じるとなればですね。

○建設課長（松本満夫君） 7万2,000円を、話が上がればお願いするような形になります。芹口委員が言いなはった基本的な考え方からすれば、それが本当に他地域との今までの均衡、不具合が生じないためにはそれが一番ベストとは思っておりますので、そこらあたりは検討して、交渉なりを考えていきたいと思っております。

○委員長（興紹壽一君） ほかにございませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。

先ほどから104ページ、105ページ。道路の整備に100枚、印刷するというような話が出ておりましたが、これは印刷して地域ごとに何枚ずつか配布するとか、そういうあれね。

○土木係長（荒牧 久君） 土木係の荒牧です。

これは地域に配布するという事は考えておりません。これから何年か町で使用するためのものを100枚。なお、50枚も100枚も値段としてはほとんど変わりませんので、一応100枚という設定をいたしました。

○委員（森田 勝君） それから、106ページの先ほど河川維持費から150万円という話があったと思いますが、あれは確か中学校のテニスの、あそこの河川はその悪臭がひどいというのはどういう。

○土木係長（荒牧 久君） 土木の荒牧です。

これはそこにですね、落差溝みたいなものがありまして、水たまりと申しますか、そういった構造物がないものですから、水が多いときなんか、雨が降ったときとか、そういった大水で河床が洗掘しまして、そこによどみが発生しております。その河川には結構ほとんど水無川ですので、生活排水がほとんど流れております。それがよどみまして、そこで悪臭が発生すると、ボウフラが発生するというところでございます。

○委員（森田 勝君） それをスムーズに流れるように計画しよるんですか。どのような計画ですか。

○土木係長（荒牧 久君） 土木の荒牧です。

河川ですね、河床を洗掘しないような水たまり溝を現在考えております。それによって下流川へスムーズに流れるような修繕工事を考えております。

○委員（森田 勝君） はい、わかりました。

それから、107ページのこれは関連というか、さっき浄化槽の話が出ていましたが、おそらく4月から消費税が上がる、その中において浄化槽の設置対象者も多いんじゃないかと思いますが、現在、町としては何%ぐらいの普及率で、今、浄化槽は終わつとるとだらうか。そこがちょっと聞きたいと思いますが、大体でよかけんですね。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

浄化槽の普及率というのに関しましては、ちょっとまだ把握しておりませんので、これはちょっと調べて報告していきたいと思いますが、町が一応取り組んでいるのが、これは以前から言っていたんですけど、農業後継者ですね、特に若手の農業後継者のところの水回りの整備というのは、これはどうしても嫁不足とかいうふうに言われているんですけど、嫁さんをもらうにあたっては、まず周辺の水回りの整備というのは、これは最低限必要じゃないかなということもありまして、特に、今、新築工事は浄化槽設置が義務付けられておりますけど、山東部なり、若手農業後継者等に関しては、そのあたり浄化槽設置ば考えてみらんかいとかというのは、常々言っているところではあります。ですので、せっかくの補助金ではありますけど、自己負担もこれ伴うのですね、なかなかそれ以上強く言えない部分もありますけど、せっかくの事業ですので、できればもう予算を超えるぐらいがあればとは思っております。

○委員（森田 勝君） 森田です。

先ほどから団地の補修、壁塗装の件の話が出ていましたが、私は一番思うのは、現在、小学校ですね、高森中央小学校、あの下町営住宅があります。おそらく

あれは五、六十年というような年数が経つとるとじゃないかと思いますが、昨日地震がありました。あのような地震の中でおそらく地震の、整うた住宅じゃないと思いますが、今後建設課としてどういうふうな考えをもっておられるのかちょっと聞きたいと思います。

○建設課長（松本満夫君） 建設課の松本です。

今、おっしゃっている団地は横町の団地だと思いますが、そこに関しましては、今、おっしゃいましたように、もうかなり古い住宅でございまして、もう入居の案内はしていない住宅です。今、住んでおられる方々も、これはもう大分前のなんですけれども、住宅を変わってもらうようなことでずっとお願いをして継続してきよります。もう耐用年数も過ぎておりますので、今、もう空きが出たところは政策空き家として、もう募集をしておりませんが、今後も今住んでおられる方は住宅を移ってもらうようなことで進めてまいりたいし、住居を変わられて空き家となった場合には、あそこはもう取り壊して何らかの形で対応していきたいとは思っております。

○委員（森田 勝君） 森田です。

現在、何名ほどあそこは住んでいますか。

○住宅係長（村嶋立章君） 6世帯中5世帯。

○委員（森田 勝君） 6世帯中5世帯。

○住宅係長（村嶋立章君） 1つはもう今空いている状態で、今後そこの横町団地に関しましてはあつ旋をしませんし、今、課長が言われましたとおり、全員の方がおられなくなった時点で用途廃止ということで対応していきたいと思っております。

○委員（森田 勝君） 6世帯中5世帯ね。住みやすいというか。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。なかなか家賃が安いけん出なはらんとですね、早よ言えば。だけん修繕も何もせんですよて、こっちは言うてるけど、それで結構ですということです。もう本当に1,000円とかですね、住宅によっては何百円という世界の住宅ですので、ですが、なかなかお願いをしても移ってもらえないということで、でもこれをいつまでも放置しとっていいかという問題も出て、もうタイムリミットも迫っているというのが現状ですので、何らかの強行的なお願いをしなくちゃならないかなというふうには考えております。

以上です。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今、課長から答弁がありましたようにですね、私が何でこの質問したかというとですね、もしも地震で倒壊したとき、いろいろありましたら。恐らくこれは町営住宅というようなことでございますので、町に何らかの負担がかかってくるん



じゃないかと思っております。特に、恐らく60年近く、以上に私は経っていると思しますので、早急にこれは対応せんと、事故があつてからでは遅うございませので、何らかの対応を取られて、早急に解決するような対策を取ってほしいと思っております。

以上でございます。

○委員長（興柁壽一君） 答弁いきますか。

○委員（森田 勝君） もうよございませ。

○委員長（興柁壽一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めませ。

○水道係長（野尻光也君） はい。水道係、野尻です。

平成26年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたしま。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,264万7,000円といたしま。

4ページをお願いいたしま。地方債、過疎対策事業と簡易水道限度額を、それぞれ1,050万円としてお。

続きまして7ページをお願いいたしま。歳入です。水道使用料9,748万円を計上してお。続きまして使用料、水道手数料23万円、続きまして繰入金、一般会計からの繰入金3,297万円、続きまして財産収入744万3,000円。

次のページ、8ページをお願いいたしま。繰越金といたしまして1,200万円。続きまして、収入、水道申込加入金64万8,000円。続きまして、雑入87万6,000円、地方債、水道費債2,100万円を計上いたしてお。総

額の1億7,264万7,000円です。

続きまして、9ページ、歳出の一般管理費、報酬510万3,000円、給与724万1,000円、職員手当410万9,000円、共済費279万4,000円、賃金81万円、旅費1万円、需用費3,654万4,000円、役務費781万8,000円、次のページの10ページ、委託料1,126万7,000円、使用料及び賃借料12万2,000円、工事請負費2,030万円、原材料費79万円、備品購入費120万9,000円、負担金補助及び交付金2万円、積立金55万6,000円、公課費401万8,000円、合計の1億271万1,000円を計上しております。

続きまして、公債費の元金5,123万1,000円、利子1,470万9,000円、合計の6,594万円を計上しております。

続きまして、予備費といたしまして399万6,000円を計上しております。以上です。

○委員長（興梠壽一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。

2つ質問します。10ページの山鳥地区、前原地区の布設工事とありますけど、これは何年前に経つとるのですかね。

○水道係長（野尻光也君） 水道係、野尻です。

山鳥地区の水道はですね、これは畑の中を入っていったるものですから毎年水道管を破ってしまいますけど、道の中に布設替えする工事です。

○委員（森田 勝君） 道の中ば通っているとですか。

○水道係長（野尻光也君） はい。それと前原はですね、昭和60何年か、平成に入っすぐの管で、去年の8月に消火栓を開けたときですね、その流れで泥が一緒に入ってきて、端末はもう13mmできとるものですから、そこさん全部集まって1週間ばかり家の人に水ば出しとって来て、その分の水道代は割り引きますけんていうてから、何とかその泥水が出らんごつしてくれて言わすものですから、それで前原を250メートルの布設工事をするものです。

○委員長（興梠壽一君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第28号、平成26年度高森町簡易水

道事業特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○水道係長（野尻光也君） 水道係の野尻です。

平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,506万8,000円を計上しております。

6ページをお開きください。歳入、財産収入1,199万1,000円、繰越金307万7,000円、総額の1,506万8,000円を計上しております。

続きまして、歳出、管理費、賃金39万円、旅費1,000円、需用費1,316万1,000円、役務費91万5,000円、委託料31万5,000円、使用料20万8,000円、総額の1,499万円を計上しています。

続きまして、8ページをお願いします。予備費といたしまして7万8,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第29号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で建設課に関連する付託案件については終了いたしました。

建設課の皆さん、お疲れ様でした。

○委員長（興梠壽一君） 再開します。

本委員会に付託されました農林政策課関連の議案第15号、高森町奥阿蘇キャンプ場条例の一部改正についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（佐藤武文君） お疲れさまです。佐藤です。

高森町奥阿蘇キャンプ場条例の一部を改正する条例ということで議案第15号で提案させていただいております。

本会議でご説明を申し上げましたとおり、4月1日から消費税率が8%に引き上げられることとなっておりますし、また来年には10%に上がる見込みとなっております。現在の当条例の別表には消費税込の金額で明記してありますけれども、今後続けて消費税率の改定が予定されておりますので、今回は税別の金額を別表に記載するよう、内容に変更するという内容の条例をご提案申し上げます。

新旧対照表をご覧くださいますと、第9条では現在、別表に定める額を使用料として納めなければならないとなっておりますけれども、この「別表に定める額」というのを「別表に定める額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」を使用料として納めなければならないというふうに改正をするものでございます。

また、次のページの別表（第9条第13条）関係でございますが、それぞれの金額を右側から左のほうに記載を変更したいというふうに思います。

以上です。

○委員長（興梠壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

すみません、私からよかですか。早速ですが、単純に300円が320円になるということですかね、料金は。

○農林政策課長（佐藤武文君） 逆ですね、今、税込みで右側が税込み価格ですね。

税込みの額です。これは切り上げてあたりします。金額的にはですね。右側は現行の改正前の金額でございますので、改正前の金額ですけれども、消費税込みの金額となっております。左側は、改正後は消費税を抜いた金額というふうにしております。以上です。

○委員長（興梠壽一君） 興梠です。

320円というのは5%分が入った金額ということですね。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

はい、その通りです。

○委員長（興梠壽一君） 興梠です。

5%を抜いた金額がこの300円になると。この8%をかけるということですね、300円に。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

はい、その通りです。

○委員長（興梠壽一君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第15号、高森町奥阿蘇キャンプ場条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

議案第16号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正について提案のご説明を申し上げます。

この議案につきましても消費税率の変更に伴うものでございまして、別表に使用料等を記載しておりましたが、消費税込みの額でございましたので、消費税を抜いた額に表記するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。左が改正後で、右が改正前でございます。第6条、別表第1に定める金額を支払うものとするであったものを別表第1に定める金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額を支払うものとする。以下、第7条の2項も別表第2に定める金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額といたします。また第8条、第9条の第2項につきましても同様の形で表示をするものでございます。別表の個別の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（興梠壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第16号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算について担当課長補佐及び係長にそれぞれ説明をさせます。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

予算書の16ページをお開き願います。15款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金です。1節農業振興費補助金、こちらはすべて補助事業に關します補助金です。あとで歳出のほうで詳しく説明させていただくというところで合計額のほうにいてよろしいでしょうか。

農業振興費補助金、減額、合計しまして55万2,000円。2中山間地域等直接支払事業補助金42万6,000円。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 後藤です。

農業委員会補助金、同様に4万5,000円の減です。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

5林業振興費補助金、減額828万7,000円です。

続きまして17ページです。7中山間地域等支払事業推進県補助金、マイナス33万2,000円、8畜産振興費補助金、マイナス103万5,000円、11団体営農業農村整備事業補助金、差し引きしまして増減額ございません、0円です。13経営体育成支援事業補助金157万1,000円、14農業農村整備実施計画費等補助金7,012万5,000円です。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 後藤です。

18ページをお開けください。

15 県支出金、3 項の県委託金、5 目の農林水産業県委託金、2 節の農業者年金基金委託金、これは2万5,000円でございます。

失礼いたしました。訂正いたします。43万7,000円の予算のところを46万2,000円の額が確定しましたので、2万5,000円の増です。訂正いたします。

○アグリセンター次長（安藤吉孝君） すみません、20ページをお開きください。安藤です。

諸収入の欄でございますけれども、雑入としまして自然循環型有機堆肥化支援事業としまして、既定額が312万円ですけれども、80万円の減額をお願いしまして、232万円、これは丸味屋さんの支援金でございます。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

続きまして、歳出に移ります。33ページをお開き願います。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業総務費、農林政策関係の9 番旅費からです。旅費研修費3万4,000円、19 負担金及び交付金、各協議会の負担金が事業確定しまして、合計24万6,000円減額となっております。続きまして、2 目農業振興費です。1 報酬、担い手支援専任アドバイザー報酬、減額28万2,200円です。こちらは熊本県担い手育成緊急支援事業で甲斐幸一氏が当たられています。4月から雇う予定でしたが、前職の退職の都合で7月からの雇用となりましたので、その分減額しております。

続きまして、新農業プラン有識者報酬、こちら信州大学の加藤幸一教授に新農業プランの委員さんとしてお世話になりまして、非常に短い期間で策定しましたので、その分報酬が増えております。増額7万4,500円です。共済費19万2,000円です。賃金、こちら補助事業、中山間地域等直接支払臨時職員、また環境保全型農業直接支払事業補助金、雇い入れの日数の調整で補正額が生じております。合計しまして5万1,000円減額です。9 番旅費16万円減額です。需用費、消耗品と修繕料、消耗品は必要分6万6,000円不用額が生じております。修繕料ですが、上津留に設置しております大型囲い罫で少し配線のトラブルが起きておりますので、5万4,000円修繕料を計上しております。

続きまして、19 負担金補助及び交付金です。中山間地域等直接支払交付金補助金が60アール菅山地区より農振地に編入がありましたので、そちらの分増やしております12万6,000円増です。続きまして、環境保全型農業直接支払交付金、減額68万6,000円です。こちらですね、当初50町分、当初計画しておりましたが、実績ですね、3,287アール分しか申請が上がりませんでしたので、その分減額しております。続きまして、経営体育成支援事業補助金157万

1,000円です。経営体育成支援事業ですね、平成25年度分の補正予算で要望しましたところ、芹口の佐橋見真一さん、トラクターの導入が認定農業者として計画の認定受けましたので157万1,000円、平成25年の補正予算で補助決定がきております。続きまして、3節畜産事業費です。報償費マイナス25万2,000円です。こちらは子牛の品評会の頭数が63頭しかおりませんでしたので、その分減額しております。続きまして、普通旅費です。普通旅費9万9,000円減額です。続きまして、需用費、燃料費1万5,000円減額、負担金補助及び交付金、阿蘇あか牛草原再生事業補助金を見込んでいましたが、各牧野組合より事業の要望が当初の予定にありませんでしたので、103万5,000円減額補正しております。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 後藤です。

6目の農業委員会費の7節賃金は、耕作放棄地等の調査の調査員の賃金が確定しましたので9万円減にしております。それから、8節の報償費、これは和解、仲介の謝礼ということでしたので、そういう案件はございませんでしたので、マイナス1万円減にしております。同様に7目の農業者年金事務費、これも9節の旅費が費用弁償額が確定しましたので、マイナスの3万7,000円の減、需用費は同様に消耗品費が4万円の増、それから食料費についての額が確定しましたので3,000円の減としています。次が8目の農業経営基盤強化事業費、これは国有農地の徴収とかそういう事務費として計上しておりました。これも同様に旅費も確定しましたので、マイナスの6,000円減、需用費は消耗品費のほうが4,000円の増です。全体としては増減はございません。次が9目の農地費、旅費はこれも額が確定しまして5万7,000円の減。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

19負担金補助及び交付金、農道等整備事業補助金、減額53万円です。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 後藤です。

16の物産館等管理費のご説明をします。7節の賃金、奥阿蘇キャンプ場の施設の整備のための貸賃が確定しましたので、マイナスの18万円減です。それから、需用費につきましては、光熱費のほうが昨年から震災の関係で電気料が全体的に上がりましたので、差額の15万円の増とさせていただきます。13節の委託料は奥阿蘇物産館加工場の汚水洗浄業務委託は入札によりましてマイナスの13万5,000円の減としました。それから、奥阿蘇特産品加工場産業廃棄物処理管理業務委託を組んでおりましたけれども、実は浄化槽施設が故障しておる箇所が数カ所ございまして、その工事の終わった時期が、もうすでに年末も稼働しておりましたので、業務委託をする期間が3カ月ほどしか残らないという



ことで新年度より業務委託契約を結ぶ予定としましたので、マイナスの25万円減にしています。それから、13節の原材料費は奥阿蘇キャンプ場整備に原材料費を組んでおりましたけれども、実質的に平成26年度に繰り越すようになりましたので、マイナスの20万円減にしております。それから、18節の備品購入費は、奥阿蘇物産館のオープン型の冷蔵庫ですけれども、これを入札をして行った関係で、マイナスの25万9,000円の減になりました。

○アグリセンター次長（安藤吉孝君） 安藤です。

35ページをお開きください。11節農業活性化施設費についてご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、不用額をすべて上げております。報酬費81万3,000円の減、賃金182万円の減、旅費が58万8000円の減、11需用費、食料費がマイナス5万円、印刷製本費、マイナス16万8,000円、光熱水費、マイナス4万9,000円で、需用費総額がマイナス26万7,000円です。役務費、マイナス6万3,000円、委託料、マイナス24万5,000円、使用料及び賃借料につきましては、マイナス122万6,000円の減です。19負担金補助及び交付金につきましては、マイナス50万円、27の公課費、マイナス7万8,000円、総額マイナス560万円となります。よろしくお願ひします。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

続きまして、13目頑張る地域緊急経済対策費です。13節委託料、横山地区用水路整備工事測量設計業務委託1,100万円、草部第2地区用水路整備工事積算業務委託40万円。続きまして、15節工事請負費です。草部第2地区用水路整備工事5,100万円、横山地区用水路整備工事6,750万円です。こちらは平成25年の緊急経済対策で新規事業制定を受けまして、補助率、事業費の55%が財源で入ってくるようになっております。その残りは起債で手当てをしますが、町の財政規模に応じまして、頑張る元気交付金が充当される予定となっておりますので、財政係等の試算ですが、約、多くても20%ない程度ぐらいの負担で工事実施ができる運びとなっております。

続きまして36ページ、1林業振興費です。報酬6,000円、こちらは実施隊の会員が6名年度当初より増えましたので、6名分報酬として1人1,000円の6名分計上しております。続きまして、12節役務費、林道分筆登記、マイナスの50万円です。こちらは委託料を公有財産購入費とまとめて説明いたします。13節委託料、林道用地測量委託114万4,000円減額、17節公有財産購入費450万円減額です。こちらは林道下山久保線の用地交渉を今進めております。今のところ4名の未相続と1名ですね、ちょっとその方までたどり着いていない

事案がありまして、本年度中も用地の取得の見込みができておりませんので、今年度の予算をすべて減額しまして、林道下山久保線の事業自体を県のほうに繰り越しの審査を上げておりますので、26年度に再度用地交渉再開、鋭意継続して行っているところです。25年度中の見込みが用地取得が見込みができませんので、今回減額計上するものです。続きまして、19節負担金補助及び交付金です。有害鳥獣各駆除隊助成金となっております。減額62万3,000円です。こちらは、今、後ほど説明しますが、緊急捕獲事業を実施着手しております、もともと県から来ておりました有害駆除に対する隊の補助金とですね、イノシシ、シカ、サルに対しまして、イノシシが300、シカ250、サル20で予算を組んだんですが、県の交付決定が減っておりますので、そちらを合計しまして62万3,000円を減額したいと思います。こちらの減額は緊急捕獲で手当を付けるということ由来しておりますので、62万3,000円の減額となっております。続きまして、森林整備地域活動支援交付金868万9,000円減額です。こちら活動実績に応じての減額となります。続きまして、治山林道協会特別会費6万3,000円、本町内で九州北部豪雨によります建設課の工事が進んでおりますので、その分が会費が6万3,000円増となっております。続きまして、森を育てる間伐利用促進事業196万1,000円減額です。間伐計画5,000立米に対しまして4,533立米の補助金交付決定しかきておりませんので、その分減額しております。続きまして、ナンゴウヒ植林助成分3万円の増額です。森林組合と協議しました結果、植林の実績が上がっておりますので、今回3万円増額としております。また今年度に県の森林整備課と今打ち合わせ中ですが、ナンゴウヒのブランド化研究会というのを立ち上げる準備をしておりますので、そちらの設立に向けても町としても力を入れていきたいということで、今回の補正予算を上げさせていただいております。続きまして、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費補助金1,118万8,000円増額です。こちらはですね、年度内緊急捕獲見込み数がイノシシ850頭、シカ380頭、サル10頭で見込みをしております。こちらの全頭数が捕れる見込みとしまして、不足分の1,118万8,000円を補正しております。今まで12月現在で支払実績が622万円となっております、それからやはり狩猟といいますか、農閑期に入りまして、かなり積極的に活動されておりますので、これだけのですね、イノシシ850頭、シカ380頭、サル10頭の見込みで今年も計画することになっております。続きまして、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金、マイナス688万9,000円です。こちらは森林組合が大型の森林作業用の機械を入れておまして、それに伴います入札残による補助金の減額となっております。

以上です。

○委員長（興梠壽一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

36ページの林道下山久保線、450万円の未登記分というのはちょっと今後登記はできる見込みはあるとですか。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

今、用地交渉を進めておりますが、未登記も含めまして、今ですね、搜索が終わっておりませんので、兄弟の方は遠方にいらしゃってですね、司法書士さん等の力をいただきながら進めているんですが、やはり遠方にみんな行かれとったりですね、やはりいろいろ相続できとらんの中にはそれなりの理由がありまして、難しい状況になっておりますので、地権者が17名いらっしゃいまして、未相続が4件と手続きが途中で切れておりまして、連絡がつかない方が1件いらっしゃいますので、こちらの方の相続が目途がつけば全筆買収可能という状況です。そのうち今8名が契約というか、内諾までいただいています。

以上です。

○委員（甲斐正一君） 道はできとるとでしょう。解決は、まだ全然やってないんですか。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

昨年の決定を受けまして、用地交渉に入りましたので。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

将来的には解決できるような状況であるということですか。

○農林振興係長（村上純一君） 今日午前中少し打ち合わせしたんですけど、お願いには伺っております。如何せんやはり財産の件もありますので、なかなか難しい状況にあるのは間違いないです。常に連絡は取り続けたいとは思っています。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

用地交渉ですので、確定的なことを申し上げることはできないというのがありますけれども、工事実施に向けてですね、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○委員（甲斐正一君） はい、わかりました。頑張ってください。

○委員長（興梠壽一君） ほかに質疑ありませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。

36ページと同じイノシシ、シカ、サル鳥獣被害のことについてお伺いします。金額上昇の結果、頭数も今現在捕れているわけですが、大型捕獲ならですね、なんか実績がやや上がらんような感じをもっているわけで、今後は大型罟ですよ、

小型罾のほうがかえって捕れはせんどかていう感じがあるわけですね。それは何でかという、皆さんもご存じかどうかちょっとはつきりわかりませんが、小型の罾をですね、多くかけたほうが私はイノシシなんかは捕るっとじゃなからうか、大型罾ならばこれはシカが捕まると思いますが、こっちのほうの計画は今どういうふうなことになつとるか。それから、大型罾はいつも話は出ていますが、シカが本当に現実で何頭ぐらい捕獲ができておるのかちょっと数だけ聞きたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

まず、大型捕獲の捕獲実績ですけど、今日現在で9頭、シカです。今年の取り組みとしましてですね、まず予算を補正予算でいただきまして、秋口にはカライモを植えまして、冬には酒かすを買いまして、餌が変わったときにはすぐ来るんですけど、その後がなかなかやはり管理されている方も最初は来るけどなかなかというような話は聞いております。大型捕獲罾もやはり管理をする人がなかなか難しいのが現状です。今回の補正予算で修理代も上げておりますけど、やはりメンテナンスも少しお金が出ておりますし、高千穂の実績を聞きますと1頭も入らんとという。やはり管理者の人は誰もおんなはらんものですから、小倉貴好さんお願いしておりますけど、やはり農繁期に入りますと我が家の仕事が一番ですので、そういう大型捕獲罾の状況はそういうことです。森田議員がおっしゃいましたのは箱罾。箱罾はですね、高千穂、竹田、高森の三県合同の協議会で入れているんですけど、駆除隊の方にはもう行き渡つとるところもありまして、シカを捕獲する括り罾はですね、こちらの要望は多くありまして、こちらの委員会の場でも甲斐議員さんからもご指摘がありまして、今ですね、協議会の事務局のほうで括り罾をですね、駆除隊の方に大体計算で2基と、隊に10基ぐらいお渡しできんかなというところで計画が上がっています。それと今年もですね、もう少し3月まであるんですけど、森林管理者と協定を結びまして、猟友会の方と協定を結ぶ予定で、国有林が根子岳の山腹と野尻の方ですかね、こちらの方で括り罾を使って駆除ができるようになる予定で、森林管理者のほうから括り罾を貸し付けるといふ事業もやっておりますので、そちらのほうで括り罾の設置を行いたいと思っております。先月の2月12日から3日間、私と井芹農業専門委員とですね、括り罾設置の講習にも行っておりますので、括り罾が来た際にはそういった研修で学んだところもお伝えしていかなきゃいかんと思っております。以上です。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今、大型ならですね、せつかく予算を組んで仕掛けた罾ですので、見守ってい

かなくちゃなりません。何で小型なのかというですね、これは私は特にこの小型罾がいろんなあれを、重量がですね、60から120キロぐらい近くだろうと思います。それで、この小型罾はやっぱり行政で購入されて、そして個人に貸しつけるといって語弊が出てくるところもあるかもしれませんが、そういうふうな対応をとったほうが、特にイノシシなんかは捕れるような感じがして。何でかという、個人ならちょくちょく、先ほど言うように見に行くわけですね。大型なら、今言われたように1回入れとけば、後は何べんも行かなくてもという形の中でおそらく捕獲罾ができたんじゃないかと思うわけですね。それで、これはどこの地区も私は一緒だと思いますが、大型罾をかけた場合はですね、やはり高森町の場合はちょくちょく監視員さんが行かれとるといような話でございますが、おそらくそれを罾をですね、全然見に行かなくなったらですね、おそらくこれは増える鳥獣も捕れないような形であると思いますので、先ほどから言われたように、今年はカライモを植えて作るというように話でございますので、特にそういう餌の準備をされて、せっかくかけた罾でございますので、何百頭ちゃ言いませんけど、今年中にはやっぱり何十頭とかの成果を出してもらいたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（興柁壽一君） ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

議案第24号、平成26年度高森町一般会計について、担当課長補佐、係長から説明をさせます。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 後藤です。まず17ページ、18ページから説明をさせていただきます。

13款使用料及び手数料の第1項使用料の5目の農林水産業使用料です。18ページにございます、1節の物産館加工場使用料、これは特産品加工場の使用料と物産館及びハム加工場の電気の使用料金として合計217万6,000円を計上しております。

○アグリセンター次長（安藤吉孝君） 安藤です。

次の2節の農業機械使用料としまして100万円をお願いしたいと思います。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） それから、次が19ページの13款の使用料及び手数料、2項の手数料、5目の農林水産業費手数料に農業委員会の許可申請手数料と各証明手数料の歳入を1万6,000円組んでおります。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

続きまして、4衛生費手数料です。1犬登録及び注射手数料です。こちらは畜犬管理に関します登録手数料12万円、注射手数22万5,000円、合計しまして34万5,000円予算計上しています。こちらは26年度が財産管理課に移管しますので、そちらのほうの予算になります。

続きまして、予算書27ページをお開き願います。15款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金になります。こちらもすべて歳出に充当しておりますので、歳出で詳細をご説明させてもらうということで合計額のみいたします。よろしく願います。

続きまして、1農業振興費補助金です。合計しますと2,141万9,000円です。2中山間地域等直接支払事業補助金2,425万5,000円です。3数量調整円滑化推進事業補助金15万5,000円です。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 後藤です。

4節の農業委員会補助金、農業委員会の振興補助金と、それから円滑化事業補助金、それから耕作放棄地解消緊急対策事業補助金、合計しまして221万5,000円計上しております。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

続きまして、5林業振興費補助金、合計しますと2,180万円です。6鳥獣被害対策費補助金76万円、7鳥獣被害緊急対策費補助金504万円です。ちなみに26年度予算より鳥獣被害対策補助金と緊急対策補助金事業を節を分けております。続きまして、8資源保全施策補助金84万8,000円です。9節中山間地域等支払事業推進費県補助金78万8,000円です。10節畜産振興事業費補助金400万円です。11節経営者安定対策推進事業県補助金125万9,000円

です。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 30ページをお開けください。後藤です。

15款の県支出金、3項の県委託金、5目の農林水産業費県委託金、まず1節が農業委員会の委託金、農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金、これは国有農地等の貸付用地に対する補助金です。それから農業者年金基金の委託金、これは農業者年金に関する委託金として37万円計上しております。

○アグリセンター次長（安藤吉孝君） 安藤です。

31ページをお開きください。財産収入の中で生産品売払収入がございますが、堆肥の販売分を500万円お願いしたいと思います。

続きまして、34ページをお開きください。雑入の中で自然循環型有機堆肥化支援金としまして220万円をお願いいたします。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

同じく雑入の一番下の全国担い手サミット高森町認定農業者の会負担金15万円です。こちらは熊本県の担い手総合支援事業の実施主体が町の担い手がやっておりましたが、町に変更になっておりますので、全国担い手サミットに要する旅費の半額を認定農業者の会より徴収する15万円ほど計上しております。下から6段目ですね、農協関係寄付金27万5,000円、芹口・草部土地改良区の事業負担金として27万5,000円を計上しています。

続きまして、予算書の84ページをお開き願います。84ページの上、4款衛生費、1項保健衛生費、すみませんでした。4目の環境衛生費です。この中の普通旅費2万2,000円のうち4,000円と消耗品2万6,000円、こちらは犬の予防接種ですとか、迷い犬の餌代ですとか、そちらの経費を計上しております。こちら4月1日より財産管理課に移管して、予算計上となっております。

続きまして、85ページ、5款農林水産業費、1の農業総務費です。7の賃金です。臨時職員賃金4月からと7月からとしまして、合計231万7,000円計上しています。続きまして、9普通旅費12万5,000円、19負担金補助及び交付金、各協議会等補助金、合計しまして99万9,000円です。

次のページにいきまして、2の農業振興費、1節報酬です。担い手支援専任アドバイザー報酬163万4,000円、こちらは平成25年度の熊本県担い手育成支援緊急対策事業を活用しまして、草部出張所に継続しまして甲斐幸一氏を農業専任アドバイザーとして認定農業者の育成ですとか、草部南部地区におきます営農組織の立ち上げ推進ですとか、そちらの担当に当たっていただく予定となっております。続きまして、高森農業塾農業講師報酬、新農業プラン関係となっております。こちらは現在策定中の高森町新農業プランの第1回目の会議としまして、

専門家によります新農業塾の計画をしております。こちらは町の優良の担い手の方の意識改革を目的として、そちらのそこの農家の方からの波及効果もございましょうし、そういった意識啓発の面から入るといふところの新農業プランの組立となっておりますので、そちらに関する予算を計上しております。続きまして、人・農地プラン策定委員会委員報酬12万円、農業経営改善計画審査会委員報酬1万2,000円です。こちらは農業経営改善計画審査会というのは認定農業者の方の認定ですとか、更新の委員会の報酬2名、認定農業者の会会長、高森町農業委員会会長の報酬となっております。続きまして、4共済費です。こちらは臨時職員等農業専任アドバイザー関係の共済費です。7賃金、中山間地域等直接支払事業臨時職員77万7,600万円、環境保全型農業直接支払事業臨時職員22万1,400円、合計しますと99万9,000円です。こちらは2分の1補助対象となっております。環境保全型に関しましては、全額補助対象です。続きまして、9旅費248万5,000円、こちらは費用弁償の233万2,000円に関しましては、先ほど説明しました高森農業塾の講師の方の費用弁償となっております。

次のページに移りまして、87ページ、11需用費、こちら関連需用費に關します補助対象を充てまして、合計しまして102万5,000円です。続きまして、役務費7万2,000円、委託料80万円、中山間地域等直接支払制度対象農用地です。再設定委託業務となっております。今、第3項の中山間協定が平成26年度で満了を迎えます。平成27年度より国の施策でも発表されておりますが、中山間制度が継続ということで打ち出されております。今現在、高森町で13集落、水源のみの取り組みとなっておりますが、やはり高森町の農地の中で、急傾斜地の田んぼ、棚田なんですけど、急傾斜地の棚田以外緩傾斜ですね、ゆるい傾斜の田んぼですとか、大半を占めてます畑地、それと草地ですね、牧草地、そちらに対する取り組みができないかという作業を水土里ネット土地改良事業団体に委託しまして取り組みができる農地を把握するという委託業務を計画しております。こちらは業務委託80万円ですが、2分の1補助となっておりますので、40万円推進費として歳入にも計上しております。続きまして、14節使用料及び賃借料です。合計しまして各使用料です。出張の際の使用料です。合計しますと1万5,000円。続きまして、19負担金補助及び交付金です。中山間地域等直接支払交付金補助金3,234万円、畜産環境整備リース事業利子補給5万1,000円、高森町担い手育成協議会補助金125万5,000円です。こちらはですね、担い手育成協議会補助金ですが、こちらは担い手育成協議会員のほうに125万5,000円交付しますが、この内訳としまして、町の農業振興連絡協議会に90万円、認定農業者の会に25万5,000円、ヒゴムラサキブランド化研究会



に10万円、合計しまして高森町担い手育成協議会から各関係団体に交付するという形を計画しております。合計しまして125万5,000円です。

続きまして、農地・水保全管理支払交付金、各共同活動支援交付金負担金です。こちらは村山牧野環境保全組合、町負担分11万2,500円、芹口草部地区農地・水環境保全組合、町負担分41万2,500円、前原とあります。こちらは新規で取り組みを予定しております。前原の大きな草地ですね、草地に関する件としまして7万円計上しております。

続きまして、農地・水保全管理支払交付金、向上活動支援交付金です。こちらはいわゆるハード面の補助ですね、舗装ですとか、芹口草部土地改良区でいきますと水路の整備になります。村山環境保全組合、町県負担分合わせまして30万円、芹口草部農地・水環境保全組合分、110万円です。

続きまして、環境保全型農業直接支払交付金200万円、こちらは畑作振興に関しましてエコファーマーを対象としまして、観光で使います化学肥料ですとか、そういったものを2分の1で、半分の低減で行う農業者に対して反当たり8,000円の補助になります。その分の財源の内訳としまして国が2分の1、町が4分の1、県が4分の1となっております、県の分の4分の1を受け入れまして、400万円の2分の1、200万円を予算計上しています。

続きまして、青年就農給付金、夫婦5組、個人5名分、1,875万円です。夫婦1組に対しまして225万円、個人に対しまして150万円、合計しましてこちらの金額になっております。先日から回覧でも新規の取り組みを今募集しているんですが、今のところ1名ですが、上がってきておりまして、この方に対しましては、補助の対象になるかまだわかりませんので、当初予算には上がっておりません。こちらの方たちは今認定を受けて確定している分を計上しています。

続きまして、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金125万9,000円です。こちらは高森町地域農業再生協議会事務局の支援なんですけど、そちらに対する補助金全額交付となっております。

続きまして、3目畜産事業費、8節報酬費です。優良牛品評会報償金74万2,000円です。来年度も7月の実施を計画しております。9番旅費4万4,000円、需用費合計しまして8万2,000円、一番下の賄材料費4万5,000円、こちらは町の品評会時の来賓の方の接待費となっております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金、各協議会補助金を除きまして、肉用牛保留条例補助金100万円、こちら保留牛1頭に対しまして1万円です。100頭分計上しています。

続きまして、牧野火入れ補助金155万円、一応、今ですね、牧野で火入れを

継続されております10地区、350ヘクタール程度の計画をしております。ほかに防火帯の設置補助ですね、機械代借上げの2分の1、こちらもこの中に含まれております。

続きまして、牛異常産予防注射事業補助金10万4,000円、阿蘇あか牛草原再生事業補助金400万円、こちらは先ほどの補正予算で100万円ほど減額して、また同じ金額を上げておりますが、また前原で、今、周年放牧をされておまして、もう1基周年放牧のパドックですね、計画されておりますので400万円計上しております。

続きまして、21節貸付金、優良保留牛導入貸付金、1頭当たり30万円かける5頭の150万円です。

次のページです。4節広域農業開発事業費、23節償還金利子及び割引料です。第3次広域農業開発事業分121万5,000円です。償還金最終回となります。

続きまして、5節農林業地域改善対策事業費、11需用費、修繕料です。50万円、役務費、建物共済保険料29万2,000円です。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 後藤です。

6目の農業委員会費のご説明を申し上げます。1節の報酬は農業委員さんの会長、副会長、それから委員さんに対する報酬219万4,000円、7節の賃金は、これは耕作放棄地等の調査の際の賃金です。出ていただいた農業委員さんに対する賃金です。それから報償費、これは先ほどありましたけれども、和解の仲介をお願いすることが、第三者をお願いすることがあるということで1万円計上しております。9節は旅費です。普通旅費、研修旅費、それから費用弁償等、全部合わせまして33万8,000円です。需用費は消耗品、燃料費、食料費と印刷製本費、合わせまして20万3,000円です。役務費は選挙人名簿を作成をする際に各戸に配って返信用に封筒入れますが、その回収の分の経費も含まれています。それから、中山間の委託料、13節の委託料はうちが使用しております農家台帳システム、それから農家台帳用OS更新委託業務、これはウィンドウズのXPから現在のそのメンテナンスが終わりましたので、それに対してのシステムアップをするための委託料を計上しています。ウィンドウズ7に移る作業の委託料です。それから、総会の議事録作成の委託料、この議事録を音声に議事録を作成するときの委託経費です。それから、農地基本台帳の地図化システム、これは現在、固定資産等の航空写真と、それから固定資産の地形図データ等を共有いたしまして、農業委員会のほうで農地の管理をしておりますが、それに対する保守点検の委託です。それから、農家台帳整備業務委託、これは農家台帳は刻々と所有者が変わったり、あるいは地籍調査があることによって常にデータが変わっております。

すので、その整備分を現在派遣会社のほうにお願いしまして、それらの業務に対する委託料です。合わせまして314万9,000円です。

次の90ページに移ります。19節の負担金補助及び交付金は各種協議会等の負担金を計上しています。それから、耕作放棄地の解消補助金、これは1反当たり4万円を1ヘクタール分の40万円を計上しております。合わせまして56万1,000円です。次が7目の農業者年金の事務費です。これは農業者年金業務を行うことに対する経費です。9節旅費を合わせまして5万6,000円、需用費は消耗品、燃料費、食料費、印刷製本費等を総合して16万1,000円、それから通信運搬費、これは農業者年金に関する電話とかそういう郵便とか、その役務費が8万4,000円です。負担金はここにあります協議会の負担金でございます。次が8目の農業経営基盤強化事業費、これは先ほども言いました国営農地等の管理等に使える分で普通旅費、それから消耗品の購入費があります。9目の農地費ですが、この旅費は農振地の農用地区域の編入、それから除外等がございますけれども、それを県の審査にかける前に町の段階で農業振興整備促進協議会というのがございまして、その委員さんに対する費用弁償が3万9,690円と担当者会議等の分を含めまして、合わせて4万5,000円計上しております。それから、需用費は農地に関するいろんな調査等がありますので、先ほど言いました農振関係も含めまして燃料費が2万6,000円、それから印刷製本費が2万8,000円、合計の5万4,000円です。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

12役務費です。みどりGIS線保守点検料5万4,000円です。19負担金補助及び交付金です。土地改良連合から一般賦課金1万1,000円、農道等整備事業補助金550万円、約5割助成ですが、内訳としまして、農道が6カ所、林道が4カ所、牧野道が1カ所です。合計しますと550万円です。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 次は91ページです。1目の物産館管理費、これは機構改革によりまして財産管理課のほうに移りますけれども、25年度は農林政策のほうで管理しておりましたので、こちらのほうで予算計上しております。まず、7の賃金は奥阿蘇キャンプ場の施設整備人夫賃です。雑木等、景観をよくするために雑木を撤去したりとか、そういうふうな際に人夫賃を20万円組んでおります。それから、需用費は光熱水費、これは電気料と水道料と合わせて、それが217万3,000円と、修繕料が130万円です。修繕の大きなものとしては、加工場の廃棄物処理施設の浄化槽ですけれども、その中でのごみを取る機械が現在故障して動いておりませんので、その修繕料ということで50万円、それからあとは奥阿蘇物産館とキャンプ場等の不慮の修繕に対し対応するために50

万円と30万円を計上しています。合わせまして130万円です。役務費は建物共済保険料と電気保安部の浄化槽点検の手数料、合わせまして26万円。13節の委託料は奥阿蘇物産加工場産業廃棄物処理施設の管理の委託料。それから、産業廃棄物が長年使用したことによって、汚泥が堆積しておりますので、その処分をするための委託料として52万9,200円です。合わせて78万9,000円です。使用料及び賃借料は奥阿蘇キャンプ場の整備するための機械の借り上げ料が10万円と。それから、15節の工事請負費、これは奥阿蘇キャンプ場の前のバンガローの前のところが、長年の、昨年、一昨年と豪雨がありまして、かなり溝が深くなりまして、現在バンガローに行かれる方の車の走行に支障をきたしているということで、その分の工事費として約196万円を組んでおります。それから、奥阿蘇キャンプ場の滑り台です。これは現在使用するについては、問題はないということですが、今後それを維持していくためには塗装工事とか、あるいは防腐の処理とかですね、そういう経費が今後発生するということが見込まれまして、課内等でいろいろ検討した結果、もうそういう修繕とかをするよりも、危険でないうちにもう撤去して解体したほうがいいたろうということで82万2,528円の経費を見込んで工事請負費に計上しています。これは全体価格としては278万2,000円です。16節の原材料費は奥阿蘇キャンプ場のいろんな簡単な修復とか、そういうふうなものに対する原材料費として20万円を計上しています。

○アグリセンター次長（安藤吉孝君） 安藤です。

農業活性化施設費についてご説明を申し上げます。1の報酬、運営委員会の報酬としまして2万4,000円、非常勤職員1名おりますけれども、報酬は265万円、賃金としまして期間作業員を臨時的に雇用する関係で100万円、旅費は委員会の関係ですけれども、費用弁償として11万円ですかね。それから、需用費ですが、消耗品が81万5,000円、燃料費182万9,000円、光熱水費76万8,000円、修繕料50万円、合わせまして391万2,000円です。12役務費、車検等関係ですけれども、手数料、それから保険料関係ですね、合わせまして93万8,000円です。使用料及び賃借料ですが、機械の運搬料ということで大型機械の修繕等が発生した場合に、運送会社のほうに移動をお願いする分としまして8万6,400円、百刈で今、草地を指定管理のときから借り上げておる部分がございます、その分が18万5,000円、合わせまして27万2,000円の使用料及び賃借料を計上しております。それから、原材料費、堆肥の原料ですが58万4,000円、それから車検のときの重量税13万8,000円を計上いたしております。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

続きまして、1目林業振興費です。7節賃金、林道維持管理作業人夫賃金、これは林道阿蘇東部線に係る作業員の賃金、旅費、普通旅費13万8,000円です。こちらは先ほど話しました下山久保線の用地交渉代10万2,000円が含まれております。

続きまして、需用費、合計しまして7万4,000円です。こちらは補助事業対象費としまして5万円補助対象となっております。

続きまして、役務費、登記手数料50万円と郵便料を足しまして52万4,000円です。登記手数料は林道下山久保線の登記時の手数料となっております。

93ページです。13節委託料、林道鍋の平線ほか管理及び除草業務委託料です。こちらは林道の安全通行のための草切りですとか、そちらに対する委託料となっております。使用料及び賃借料10万円、こちらも阿蘇東部線に対します林道の維持管理機械使用料となっております。15節工事請負費94万円、林道鍋の平線で九州北部豪雨の被害を受けまして、災害復旧事業の補助対象とかにはなっていないところがありますので、一連の工事も国有林の治山工事も終わりますので、ガードレールの設置工事をお願いするものです。

続きまして、16原材料費、林道の舗装と化粧田線の林道舗装代54万9,000円計上しております。17公有財産購入費、林道下山久保線用地費です。こちらは450万円です。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。各協議会の負担金は変更ございませんので、事業に関する補助金を説明いたします。一番上の森林整備地域活動交付金1,500万円、計画としまして3,000ヘクタールかける5,000円分を計上しております。

続きまして、下から2つ目です。森を育てる間伐利用促進事業、5,000立米、立米当たり4,200円をかけまして2,100万円予算を計上しております。実施団体は森林組合とほかのNPO法人となっております。

続きまして、奨励品種普及対策事業助成金、ナンゴウヒ植林助成金、30円かける2万本で60万円です。こちらも平成26年度から県と協力しましてナンゴウヒブランド化研究会が発足しますので、こちらですね、こちらのナンゴウヒの苗の植林の補助に対しまして力を入れていきたいと考えております。

続きまして、2目鳥獣被害対策費です。こちらは25年度の予算までは林業振興費の中に入っておりましたが、鳥獣対策というところで明確にするために新しく目を新設しております。1の報酬です。鳥獣被害対策実施隊員報酬1,000円

かける71名です、7万1,000円。需用費、合計しますと37万円です。消耗品31万円1,000円ですが、こちらは大型捕獲罠の餌代、年間2カ所分の餌付け、餌代となっております。

続きまして、13委託料、囲い罠関係です。合計しまして30万3,000円です。14使用料及び賃借料、こちらも囲い罠設置の土地の借り上げ代です。年間6万円です。

続きまして、19負担金補助及び交付金です。有害鳥獣対策費補助金は7隊、71名、猟犬に対して1頭当たり4,000円です。

続きまして、有害鳥獣駆除助成金、こちらは緊急捕獲対策の2年目となって、計画期間の2年目となります。シカ1万8,000円に対しまして300頭、イノシシ1頭当たり1万1,000円に対しまして300頭、サル3万,8,000円に対しまして30頭、合計しまして984万円です。続きまして、農林業振興事業有害防除補助金50万円、こちらはJAで電牧を買われた方に対しまして、予算の範囲内で補助を行っております。50万円です。鳥獣被害防止対策事業補助金、大型罠捕獲分です。こちらは大型捕獲罠で2基分で使われました分に対しまして補助金です。シカ15頭、イノシシ10頭計画しております。

続きまして、第1種猟銃免許取得補助金20万円、高森竹田高千穂鳥獣防止広域対策協議会負担金100万円です。

以上です。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

以上です、それぞれ説明が終わりました。種目ごとに見ていただきますと、農業関係の負担額は前年の当初予算額ベースで比較をいたしますと1,634万円あまりの減額となりました。大きな要因は農業活性化施設、アグリセンターの経費ですけれども、これが1,888万8,000円減額となりました。去年は直営するためにいろいろ経費が必要となりましたために、今年はこれだけ減額をすることになりました。また、林業振興費は2,400万円あまり減額ですけれども、先ほどの下山久保線の工事費と森林整備地域活動支援交付金、これが400万円弱減額となったため、林業振興費は2,400万円あまり減額となりました。

一方、青年就農給付金が900万円増額、それから有害駆除助成金が差し引きの580万円あまり増額となったということで予算ベースではそういう比較で把握をいたしております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

88ページの優良保留牛導入貸付金30万円、5頭分になっております。昨年は10頭だったと思うんですけど、昨年の実績と、なぜ減ったのか、よろしくお願ひします。

○農林政策課長（佐藤武文君） はい、佐藤です。

昨年からこの優良保留牛導入貸付金制度を導入いたしました但、当初30万円かける10頭ということで、25年度の予算を計上したところですが。結果から言ひますと、現在のところ、貸し付けの申し込みはあっておりません。よくよくこの理由を考へてみますと、昨年から子牛の値段がかなりが高騰いたしまして、なかなか導入に至っていないというふうに考へますし、貸し付けにあたっては去年なりにまず申し込みがあれば、返済についての審査をする必要がありますので、なかなか貸し付けの申し込みがなかったということで、当初予算といたしましては5頭という形で計上させていただいておりますし、もし意欲のある方があつて、申し込みがあるような状況になれば補正をさせていただきたいという形で当初では5頭を計上させていただいたというところですが。

以上です。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

今、課長から答弁いただきましたが、この各畜産農家の若い方にずっと聞いていて、30万円の10頭予算が出たということをお伝えすると、「議員、牛何頭買えますか」ということで、いろいろずっと聞いて、畜産農家の方々からずっと聞きますと、同じ300万円出すならば、10万円ずつでもいいから30頭出してほしいとか、そういう要望がかなり出ているんですよ。また、この肉用牛の保留奨励補助金1万円の100頭で100万円、この100万円と下のを合わせても250万円ということでございますので、そういう畜産農家からの要望も出ているので、そういう要望からしてどのようなお考へなのか、よろしくお願ひします。

○農林政策課長（佐藤武文君） はい、佐藤です。

今の内容をお聞きしますと、たぶん貸付金ではなくて1頭あたり10万円の補助金にしようという要望だというふうにお思ひしております。当初、私どもも他の自治体と比べまして、補助金にすべきかどうかというのを検討したんですけども、やはり畜産にしてはかなりの補助金があるということで、それであつたら導入するときに資金を借りて、無理のない形で返済をいただければ、それなりに返済期間の間にそれなりに町からの補助があつた形になるという判断をしたところで貸付金制度にいたしました。いろんな方に話を聞く中には、これはもう賛否両論ございます。あか牛を奨励するなら補助金をやった方がいいんじゃないか、でも畜産は

かなり優遇されとるじゃないか、いろんな意見がございましたので、今後、貸付制度自体も見直すべきところは見直すべきでありましょうし、あか牛とかぶってしまうとこれは黒牛の方もたくさんいらっしゃいますので、ちょっとその中で差別してしまうことになりますので、なかなか、例えば世界農業遺産であか牛のことを言いますと、黒牛も頑張っているんだというふうに言われますので、修正すべき部分は修正していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

課長もさっきから答えられておりますが、当初、去年は300万円の予算が計上してあって、私、これ誰が貸し付けですかと、どの畜産の方が借りられるのかなと思ひていたら、やはり案の定ゼロということで、これやっぱり町のお金というかですよ、行政のお金を使う上で、やはり畜産農家の振興がなければ意味がないと思ひますよね。そういう形でもいいですから、やはり振興につながるような予算計上と申しますか、そういうものを作ってほしいと思ひます。そういう点ではいかがでしょうか。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

ご指摘の意味がちょっと私が今、理解しきれなかった部分があるんですけれども、予算上ですね、申し込みがなかったから5頭分に減らすべきかどうかというのは、これは財政サイドともやり取りをしたんですけれども、同じ形で実績が上がっていないものを同じ事項で計上するわけにもまいりませんし、今後は南阿蘇畜産農協も県畜協のほうに統合になるということも大体決まっておりますので、全体的なことも勘案しながら畜産の振興には力を入れたいというふうには思ひております。

以上です。

○委員長（興梠壽一君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。

ちょっと91ページの農業活性化施設の中でちょっとお伺ひします。アグリセンターの中で堆肥をつくられておられたと思ひますが、いつも問題になっていたクローラートラクターのその後はどういうふうな活動状況があつているのかちょっとお聞きしたいと思ひます。

○アグリセンター次長（安藤吉孝君） お答えをいたします。安藤です。

クローラートラクターにつきましては、3町ぐらいはですね、修繕した後で休閑耕クラブのほうをつくっております。それと戸狩牧場のあそこがカヤが生い茂っておりますし、使用する方もいらっしゃいませんので、刈干切にクローラー



を使っております。今のところ使用状況はそういうことでございます。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今の課長のほうから使用状況は説明がありましたが、堆肥ですね、堆肥。堆肥が販売は大切と思いますが、昨年が大体どのくらいのトン数で堆肥が出来たか。できたら金額も。

○アグリセンター次長（安藤吉孝君） 安藤です。

資料を持ってきておりませんが、年明けに1月にアグリ委員会のほう開きました節には、通常、4月12月にまでの販売実績等を示しましたが、ちょっと手元に数字については持ってきておりませんが、金額等につきましては、予算の500万円と機械使用料の100万円は、何とかクリアできる程度じゃないかと思っております。

○委員長（興梠壽一君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

さっき宇藤委員が奨励補助金、導入貸付金ですか、質問されましたが、私もちょうどそういった話、同じ話を聞いておりました。おそらくああいった事業では借り手はないですよというような話を聞いておりましたが、案の定借り手はなかったというような状態です。やはり宇藤委員が言われたように、しかし本当に導入を図っていくということであれば、補助金と合わせて何か補助金のような角度で考えられるなら考えて、やはり政策として実施されるならですね、やはり効率的な補助金とかそういった経費の使い道、そういうことにもうひとつ工夫をしてほしいというふうに考えました。それはもうそれで構いませんので、十分検討していただきたいと思っております。

それから一つお尋ねしたいのは、青年就農給付金、夫婦5組と個人5人という、1,875万円計上してありますけれども、大体夫婦で幾らぐらいの給付金になるのかですね。また対象者はどういった対象者になるのかをお聞きしたいと思います。

もう1点は、農業委員会費の中で賃金16万8,000円、これは耕作放棄地の解消に向けて農業委員会では調査をされるということでございますけれども、それと同様に負担金補助及び交付金で耕作放棄地解消補助金ということで70万円計上してあります。これは農業委員さんが調査をされて、その結果に基づいて耕作放棄地だったということで、解消のための40万円になるのか、調査は調査ですよ、対象の補助金はこれはあくまでも個人から申し出があった分について計上してありますということになるのか。昨年も質問いたしましたけれども、耕作放棄地の貸与について補助金を出した後の実態調査なりをされているのかどうかで

すね。またすぐ大きな補助金を出して耕作放棄地を解消した、だけど1年か2年したらまた耕作放棄地になったというような状況にならないかというようなことで、十分その後も調査をしていただきたいと思います。要望しておりましたので、そういったことも含めてご確認をいたしたいと思います。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

今、芹口委員さんからお尋ねありました件についてお答えをしていきます。

まず、貸付金につきましては、ご提案をいただきましたし、建設経済委員会の中でも補助金化をしたらどうかという有難いお言葉をいただきましたので、今後そういう形で進めてまいるときにはですね、どうぞご審議いただきたいというふうに思います。有難く頂戴したいと思います。それから青年就農給付金ですけれども、単身者は150万円です。夫婦の場合はその1.5倍で225万円です。これは定額でございます。今、この青年就農給付金を受給されているのはほとんど親元就農で、親が経営されとった部門を分割して後継者世代がですね、例えば野菜と畜産でしたら畜産だけを後継者世代が受け持つとかいう形で営農をされております。ですから親とダブってはいけないというという形で営農をされる。それが長くて5年間受給できるという制度になっています。それから、耕作放棄地の件ですけれども。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 後藤です。

耕作放棄地の件ですが、先ほど芹口委員さんからご質問がありましたけれども、まず対象農地の調査して、それと解消との関連はどうかということだったと思います。基本的な調査としては、農業委員さんと職員が一緒になって地域をある程度回って、その中で耕作放棄地を把握しておりまして、現在は田んぼが約3ヘクタール、それから畑が23.8ヘクタールぐらいの耕作放棄地として調査して計上しております。それに対して、解消がどういうふうに行われているかといいますと、本来はその管理者といいますか、農地の所有地の方が本来はしなくてはならないというのが基本にあるんですけれども、なかなかそれをそれだけではちょっと耕作放棄地の解消はなかなか進まないというのが現実でございます。それでこれは25年度からですね、県の補助金に町の補助金をプラスして1反当たり4万円出すようにしようということで、本人さんがされた場合は県の補助金額は3万円が2万円です。あと第三者がした場合は県の補助金が3万円になります。それにどちらでも1万円をプラスして町のほうでモデル地域的にちょっとやってみてほしいということで、農業委員さんが紹介というか、こういうふうにやりたいという人がいるよとかいうのもありますし、先ほど芹口委員がおっしゃったように、農家の方からそれだったら補助金が出るならちょっと解消してみようかなという

ことで申し出があった場合と、それぞれ2通りのパターンがあります。実績が現在のところ9,600平方メートルが解消がなされるという、事業としてはそれだけの実績が現在あっております。その後の管理についてはどういうことかということでございますので、もちろん町がそういうふうな手当てをして補助金を出して解消された後は、ある程度、農業委員さんなり、そこは重点的に見て回って、また耕作放棄地にならないように監視なり、指導なりをしていただくように予定しております。これは実験的にやって今年が9,600ということでございますので、それを見られた近所の方とかが、ああ、あそこは補助金が出たならうちもやってみようかというような波及効果を期待しての事業でございますので、農業委員会としても、今年も需要を見込んでおりますけれども、そういうふうな前例があって、見ていただいて募集がもう少しあれば補正等でまた増やしていきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○農林政策課長（佐藤武文君） 今のことに付け加えまして、ひとつご案内したいと思うんですけども、先ほど補正の中で経営体育成支援事業ということが出てきましたけれども、この事業は単純にいいますと機械を買うための補助金と考えていただいてもいいんですけども、この事業を受けるにあたってはポイント制で、例えば面積の拡大であったり、耕作放棄地の解消であったりということがこのポイントになってきます。その耕作放棄地解消をする前に、この耕作放棄地の解消補助金を使うという場合も認められておりますので、この耕作放棄地解消の補助金で解消を図り、そして面積拡大につなげるという方もいらっしゃるということをご案内したいと思います。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） ほかにございせんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

先ほどの耕作放棄地の解消ですが、ただ解消しましただけではなくして、解消目的じゃないので、解消した後、やっぱりどういった作物を植えて、それをどういった生産性に結び付けていくかまで、やはり手当をしないと、すぐまた放棄地にされますので、そういったトータル的な農政として、やはりアドバイザーあたりがおられるなら、やはりそういった部分までのフォローをするような、やはり農政の形態というのは必要じゃないかと思っておりますので、こういった点につきましても、また十分今後検討していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） ほかに。

なければ、ちょっと私のほうから87ページの委託料をお伺いします。中山間地

域等直接支払の農用地再設定、最後の、これについてももう少し詳しく説明をお願いします。

○農林振興係長（村上純一君） 今、平成25年度で、来年の平成26年度で中山間の第3期協定が終了します。3期協定まで1期協定から5年間なんですけども、15年続きまして、15年間中に水田にしか手当てがっていないという状況です。何でこういった経緯かというのを調べましたら、やはり一番最初の基本計画で、町の基本方針として水田の急傾斜地にしか取り組まないという方針のもとやっていますので、取り組めないというのが1点。やはり考えてみますと、やはり畑のほうが多く、やはり畑地にも面積の急傾斜条件が出てくるんですけど、やはりこの中山間地ですので、必ず合うところがあるというところが補助対象になる農地があるというところを前提に新規協定が始まりますので、そこに向けて一度高森町の中山間の農地等の状況を把握する必要がありますので、国費を半分入れまして、委託料を使いまして農地の再設定を行いたいというのがこの委託業務の主旨です。もう一つ、田んぼは急傾斜地と緩傾斜地ですね、もう少しなだらかな田んぼも取り組めるというのがこの事業の要件であって、また中山間地域等直接支払制度のそもそも事業の目的が平地との農業の不利を補正するという事業ですので、やはり全町的に取り組む必要があるんじゃないかということで面積の設定をいたしております。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

現在、第3期の中山間地域等直接支払制度は、私が係長時代に第3期に取り組んだわけですけれども、追加で取り組みたいというところが相当ありましたけれども、傾斜条件で急傾斜地しか高森はやりませんということで相当お断りをした部分もありますし、何でうちのはできないのかというやり取りも相当やってきました。そういう矛盾を見た上で急傾斜地しか取り組んでないのはほとんど高森ぐらいです。ですから、いただける補助金はいただいて、例えばそういう集落でなるべく多くの方で取り組んでいただければ、後は5割助成のほうを減額できるんじゃないかという効果も考えております。そういうところがありますので、畑がどれだけ上がってくるかはわかりませんが、少なくとも緩傾斜の水田についてはなるべく取り込んで耕作をしていただければ、耕作放棄地にならなければ鳥獣被害も少しは食い止められるんじゃないかという部分もあって、改めて調査をするということで計上をしております。

○委員長（興祐壽一君） ぜひ、お願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

これは予算書、鳥獣対策の件であるけどですね、国がこの間新聞見よつたらですよ、夜間発砲、銃の規制が緩和になるということで見られたかと思いますが、そうなった場合、例えば駆除、高森町の駆除隊の皆さんにもそういう条例を出そうか、条例というか緩和されるから、もし緩和された場合、これは閣議決定までいっていると思うから、おそらく夜間発砲できるんじゃないかなと私は思ったんですけども、そうなった場合は、今、鳥獣対策の隊の皆さんにそういうふうな計画はどう考えておられるかをお聞きしたいと思います。先のことだけん、今年中になるかならんかわからないけどね。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

その件はやはり危害が加わることもありますので、それが一番懸念される所です。やはり法令講習ですとか、そういったところはやはり実施隊の方にはとくに進めていかなんと思っております。夜間も取り扱いにやはり発砲した人にやはり責任があるわけで、そういった交通安全なんかもそうなんですけど、道交法が改正になったときには交通安全もですね、支部を通じて講習があるように、やはりその辺の講習の必要性は感じた所です。

○委員（甲斐正一君） わかりました。甲斐です。

今、法令はよくわかる、みんな法令もってやるんだからね。だからもしそれが改定された場合は、駆除隊にもそういう体制を取れるかたいな、夜でも、夜間になったときに駆除をしてくださいますかという、そこら辺。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

甲斐委員おっしゃいますように、法律が改正になって可能になれば、許可も可能だと思いますけれども、この分については、かなり係長が申しましたように危険も伴うわけですから、法律が改正になっても、例えば警察であったり、県からのいろんな資料が出てくると思いますので、それに従った形でできる限りは許可ができればというふうに考えます。

○委員（甲斐正一君） わかりました。

○委員長（興梠壽一君） ほかに。

○委員（森田 勝君） 森田です。

先ほどの中山間地でちょっとお尋ねします。私も実際受けている者でございますが、高森町は先ほどから言われたように水田が主な立地条件で受けておられるわけでございますが、山都町とかあちら、小国とか阿蘇市の山間部のほうはどういうふうなことですか。よその町村だけん、はっきりわからんかもしれませんが、どういうふうな対応を取られよつとだろつか。それをちょっとお聞きします。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。畑と緩傾斜地と草地に取り組んでいない

ところというところで高森調査が入りました。ですので、めずらしいパターン。

○委員（森田 勝君） 森田です。

高森町独自で国、県が調査したということですか。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

あとから説明と思ったんですけど、日本型直払制度というのが新設されて、その事前の調査が早くはあったんですけど、何で高森が急傾斜地しか取り組んでないとかという説明を入れてくださいというところで調書を作った経緯があります。ですので、急傾斜地で取り組んでいる町村は数少ないんじゃないかと思っています。

○委員（森田 勝君） 森田です。

私たちが水田地帯のほうで実際、中山間地が今15年目の最後の年になっているわけでございます。さっきから畑全体にですね、高森地区はとくに畑地も多うございますので、特にそういう不名誉なことで調査をして国からもそういう動きもあるというのは語弊ですけど、そういうふうな対象になるように調査のほうもよろしく願いしておきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（興柁壽一君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で農林政策課に関連する付託案件については終了いたしました。

農林政策課の皆さん、どうもお疲れ様でした。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第2、ただいまから所管事務の閉会中の継続調査についてを審議いたします。

閉会中の継続調査については、1. 農林水産業振興に関する事項、2. 土木行政に関する事項、3. 水道事業及び農業用水事業の運営に関する事項、以上3項

目を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで建設経済常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午後2時50分